

# 滑川市立地適正化計画 (案)



令和8(2026)年2月時点

 富山県滑川市



# 目次

## 第1章 立地適正化計画とは

- 1 立地適正化計画とは .....1
- 2 目標年次と対象区域 .....3

## 第2章 滑川市の現状及び課題

- 1 概況 .....4
- 2 現状把握 .....7
- 3 上位・関連計画 .....37
- 4 課題の整理 .....46

## 第3章 滑川市立地適正化計画の基本方針

- 1 基本的な方針 .....48
- 2 目指すべき都市の骨格構造 .....52

## 第4章 居住誘導区域の設定

- 1 居住誘導区域の設定 .....54

## 第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

- 1 都市機能誘導区域の設定 .....60
- 2 誘導施設の設定 .....68

## 第6章 居住誘導及び都市機能誘導施策の設定

- 1 誘導を図るための施策 .....73

## 第7章 防災指針

- 1 防災指針 .....81

## 第8章 目標値の設定及び計画の管理と見直し

- 1 目標値の設定及び計画の管理と見直し .....113

## 第9章 建築等の事前届出

- 1 居住誘導区域に関する届出 .....116
- 2 都市機能誘導区域に関する届出 .....117
- 3 各誘導区域における届出に対する対応 .....118
- 4 各誘導区域における届出がなされなかった場合や虚偽の届出がなされた場合の対応 .....118



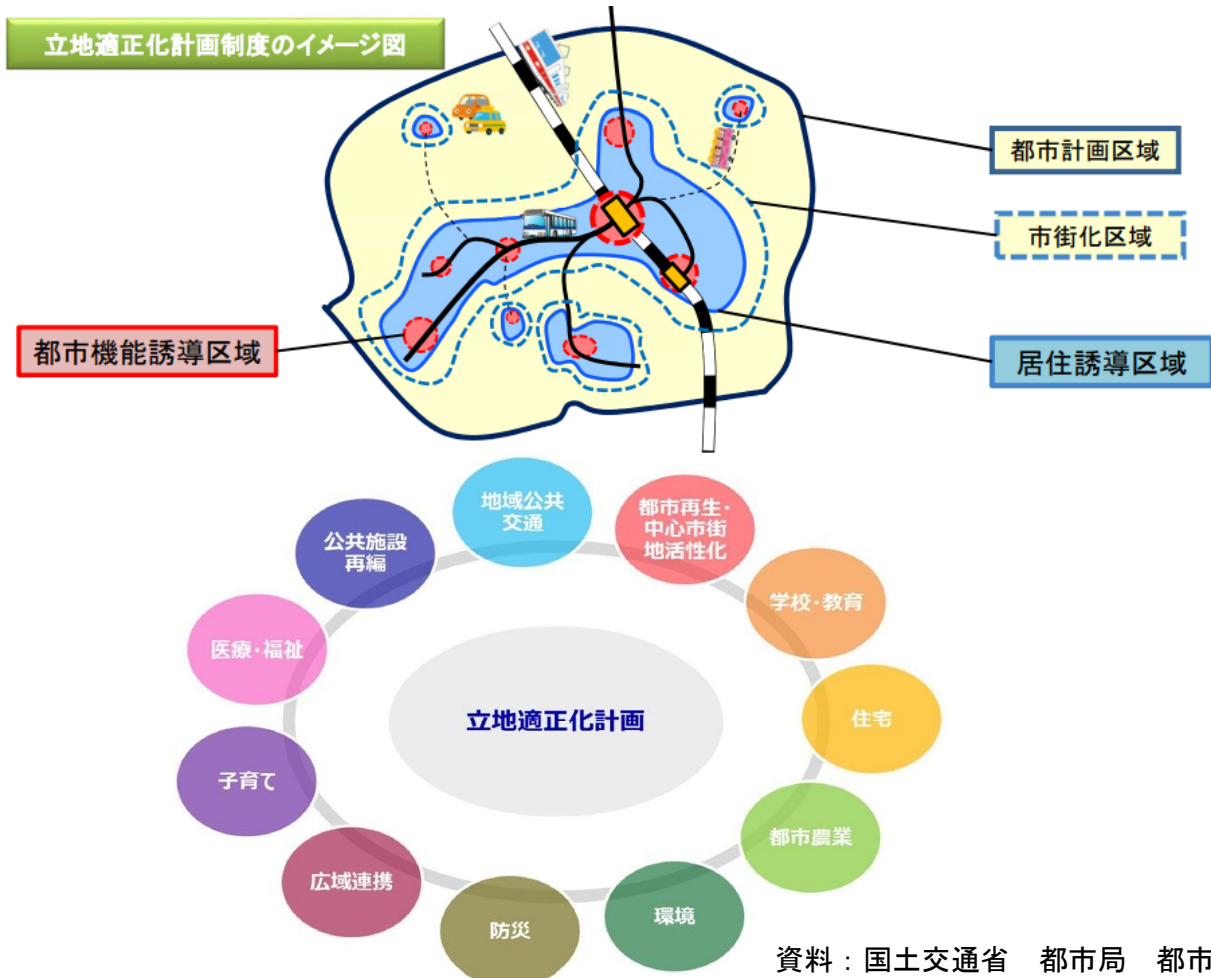
# 第1章 立地適正化計画とは

## 1 立地適正化計画とは

### (1) 背景と目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世帯にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市計画を可能とすることが大きな課題となっており、こうした中、医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

本市においても、人口は平成17年（2005年）を境に減少に転じたほか、少子高齢化が着実に進行しており、今後、さらに人口減少や少子高齢化の進行が予想されることから、将来の人口規模や年齢構成に即したまちづくりの検討が必要であるため、新たに「滑川市立地適正化計画」を策定します。



資料：国土交通省 都市局 都市計画課  
立地適正化計画の手引き【基本編】

図 立地適正化計画のイメージ

(2) 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる「市町村マスタープランの高度化版」であるとともに、将来の目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いを持つものとされています。

また、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため「防災指針」を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけることとしています。

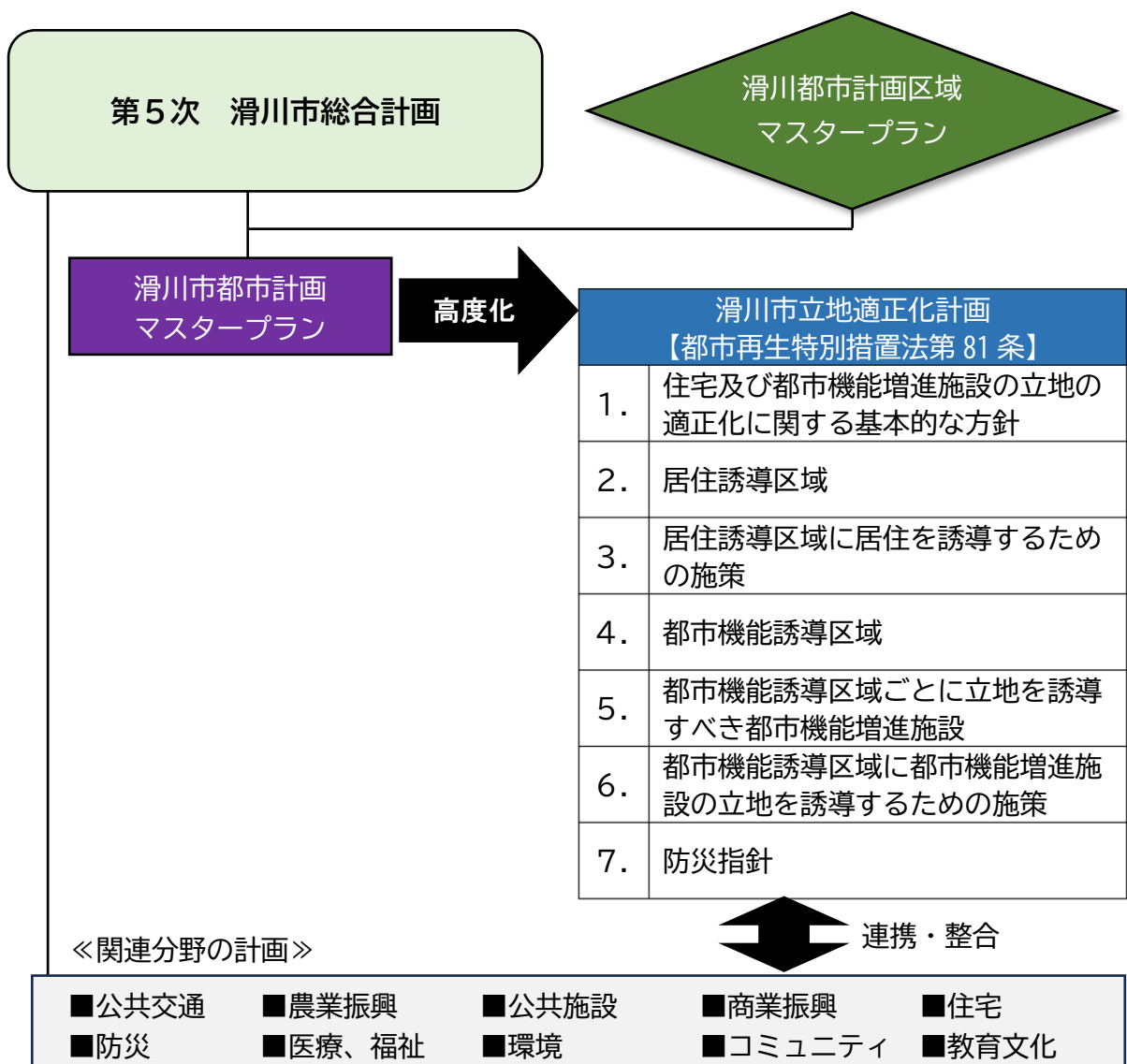


図 立地適正化計画の位置づけ

## 2 目標年次と対象区域

### (1) 目標年次

目標年次は、『都市計画運用指針』や『立地適正化計画の手引き』によれば、「計画期間は、一つの将来像として概ね20年後の都市の姿を展望することが考えられる。」とされています。よって目標年次を令和28年度（2046年度）と定めます。

都市再生特別措置法第84条第1項において、概ね5年ごとに施策の実施状況について、調査、分析及び評価に努め、必要がある場合は計画変更（見直し）を行うものとされていることから、上記の目標年次は、柔軟に対応するものとします。

### (2) 立地適正化計画区域の設定

『都市計画運用指針』では、「立地適正化計画の区域は都市計画区域内でなければならないが、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となる。」とされています。

そのため、都市計画区域全体を立地適正化計画の計画対象区域として設定します。

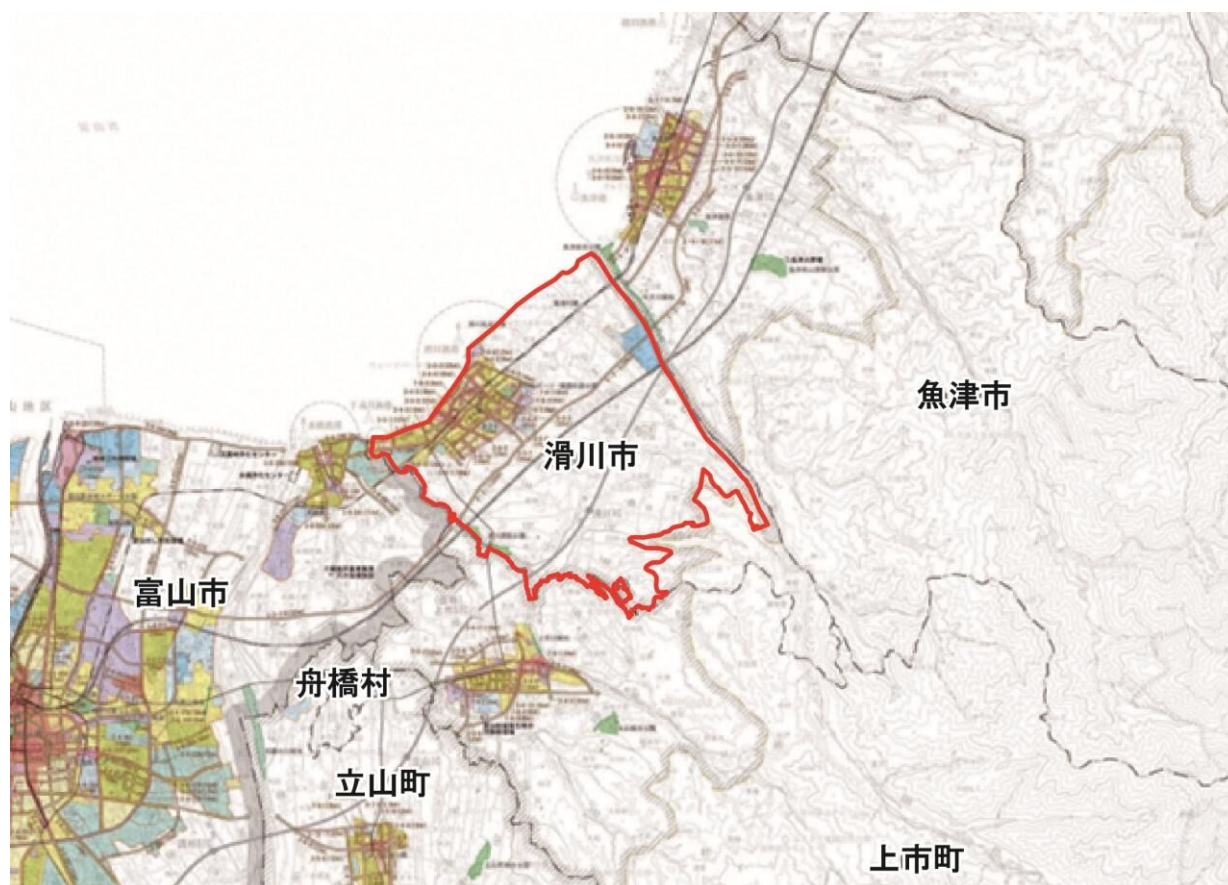


図 計画対象区域

## 第2章 滑川市の現状及び課題

### 1 概況

#### (1) 位置・地勢

本市は富山県の中央部からやや東北寄りに位置します。富山湾に面する本市は、東側は早月川を境界に魚津市、南西側は郷川とこれに合流する上市川下流部を境界に上市町と富山市に接しており、面積は、54.62 km<sup>2</sup>です。

また、地形は県南東部に壮大な山嶺を連ねる北アルプスを背景に加積山麓階とよばれる旧扇状地の台地や上大浦を扇頂に扇端が海岸線に広がる新扇状地などによって構成されています。



図 滑川市の位置

#### (2) 沿革

南北朝対立のころや群雄割拠の戦国時代、滑川の地は、しばしば兵馬が行き交い、戦乱の場となって焼討ちにあうなどしましたが、北陸街道沿いにあったことから、後に宿駅としての機能を持ち、物資集散の地として発展していきました。

明治4年(1871年)廃藩置県により越中は、金沢県と富山県に分けられ、滑川は金沢県に属しましたが、明治16年(1883年)石川県からの分県運動が成功し、現在の富山県ができました。

明治22年(1889年)、市制及び町村制の施行により、滑川町は、高月村、領家村、寺家村、下小泉村、田中村を合併、また、村部は、大字村をそれぞれまとめてひとつの村としました。浜・早月などを冠称とした加積村がそれにあたります。

昭和28年(1953年)11月1日、滑川町と浜加積・早月加積・北加積・東加積・中加積・西加積の各村が合併して新しい町となり、翌29年(1954年)3月1日市制を施行しました。昭和31年(1956年)6月1日、上市町に合併していた旧山加積村のうち本江ほか4集落を編入して現在に至っています。

### (3) 都市計画区域・用途地域

#### ① 都市計画区域

都市計画を策定する場として、自然的社会的条件等を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定します。本市においては、約4,600ヘクタールが都市計画区域として指定されています。

※本市は、都市計画区域を指定していますが、「市街化区域」と「市街化調整区域」の区域区分の線引きをしていない「非線引き区域」です。

→ 都市計画とは・・・

土地の使い方や建物の建て方などのルールをはじめ、道路や公園や下水道といった生活に欠かせない公共施設などのまちづくりに必要な事柄について総合的・一体的に定め、まちづくり全体を効率的に進めていくことを目的とした計画です。

目的	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること。(都市計画法第1条)
基本理念	農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと。(都市計画法第2条)

#### ② 用途地域

静かな住宅地や賑やかな商業地など地域の特性に応じて、建物の用途や形態を規制、誘導することにより、暮らしやすいまちにしていくための都市計画法(第8条)に基づく制度です。用途地域は、都市計画が定める地域地区のうち最も基礎的なものであり、現在13種類に区分されており、本市においては10種類を指定しています。

滑川都市計画総括図

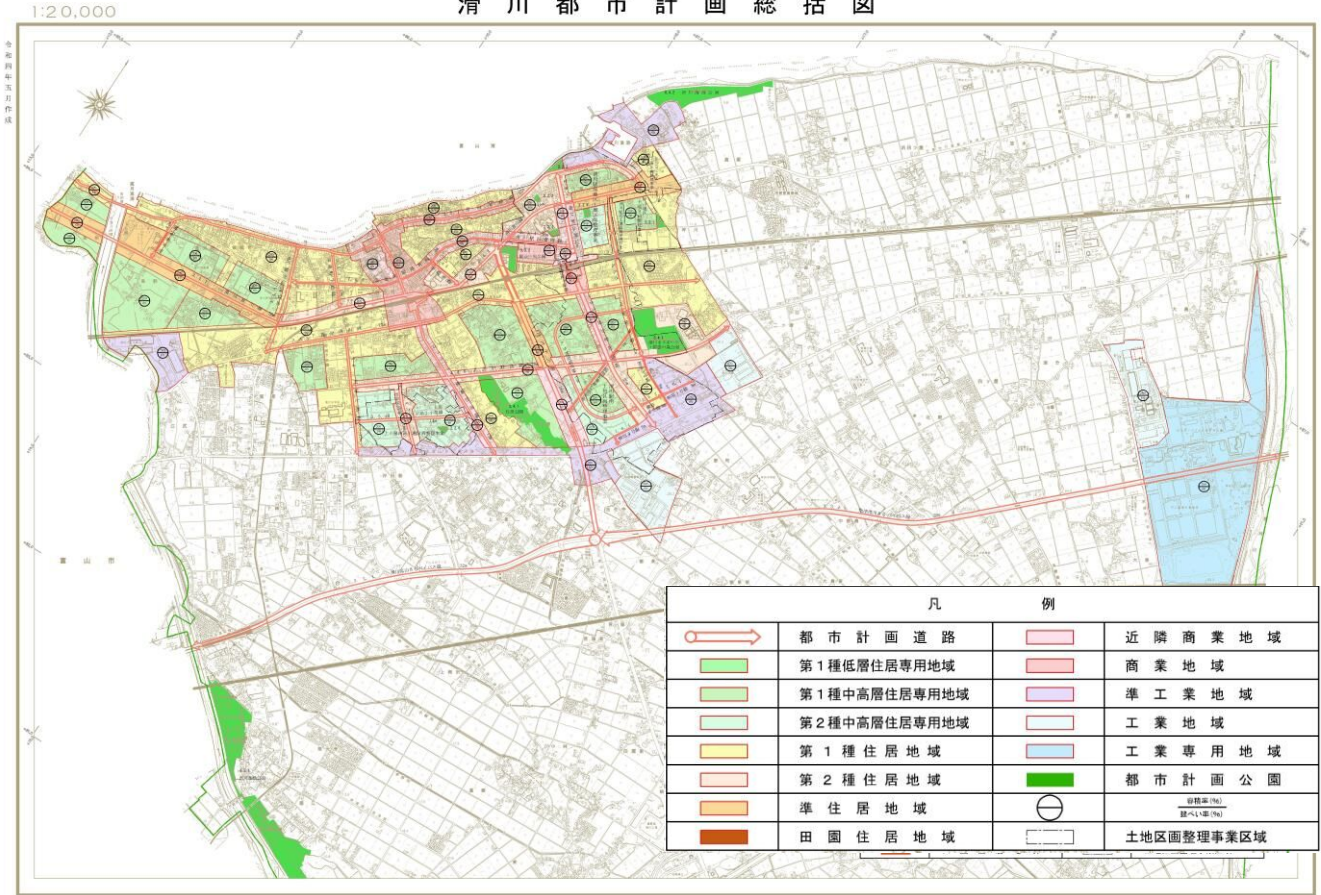


図 滑川市の用途地域図（平成30年（2018年）5月最終決定）

表 滑川市の用途地域の内訳

用途地域の種類	面積(ha)	構成比(%)	容積率(%)	建ぺい率(%)
第一種中高層住居専用地域	116.4	17.4%	200	60
第二種中高層住居専用地域	32.0	4.8%	200	60
第一種住居地域	189.8	28.3%	200	60
第二種住居地域	64.5	9.6%	200	60
準住居地域	27.0	4.0%	200	60
近隣商業地域	28.7	5.6%	200	80
	8.6		300	80
商業地域	23.0	3.4%	400	80
準工業地域	61.3	9.1%	200	60
工業地域	39.5	5.9%	200	60
工業専用地域	80.0	11.9%	200	60
<b>小 計</b>	<b>670.8</b>	<b>100.0%</b>	-	-
用途無指定地域(白地地域)	3,930.2	-	200	60
<b>合 計</b>	<b>4,601.0</b>	-	-	-

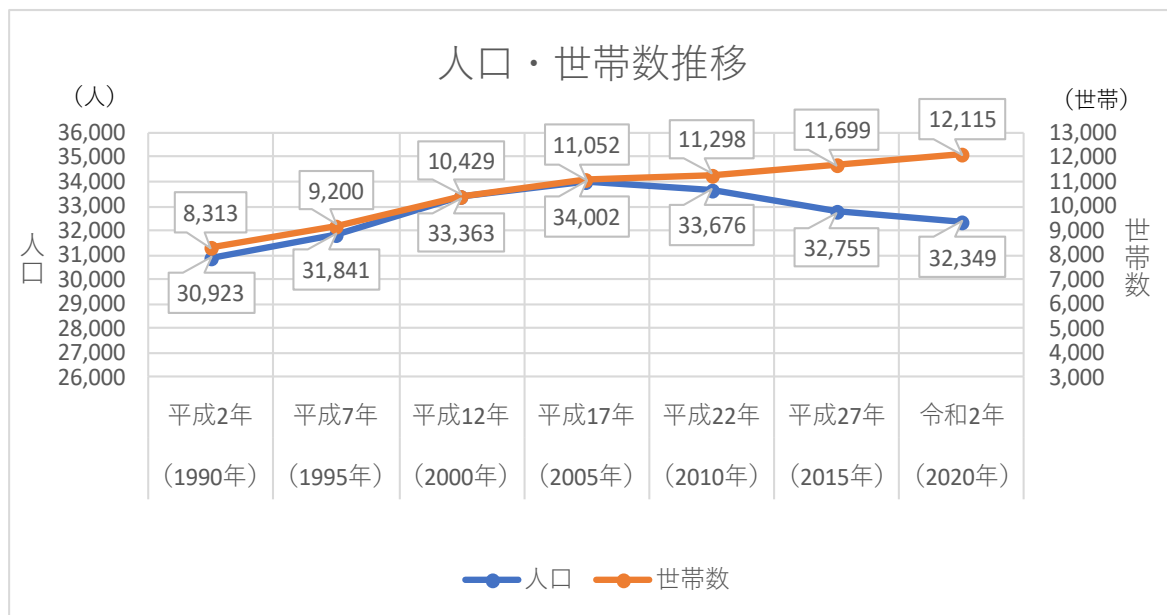
## 2 現状把握

### (1) 人口等・人口集中地区

#### ①人口等

人口については、平成17年（2005年）までは増加傾向でありましたが、その後緩やかな減少に転じています。

一方で世帯数は増加し続けており、核家族化が進行しています。



	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
人口(人)	30,923	31,841	33,363	▶ 34,002	33,676	32,755	32,349
世帯数(世帯)	8,313	9,200	10,429	11,052	11,298	11,699	12,115

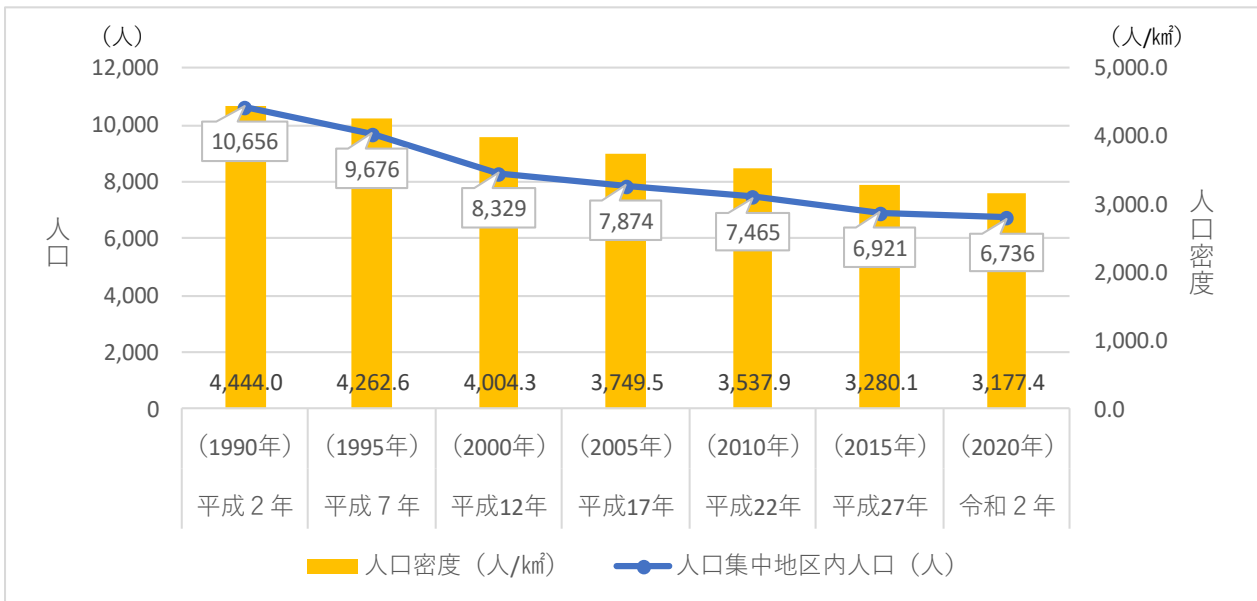
図 滑川市の人口の推移

資料：国勢調査

②人口集中地区

国勢調査において、人口動向等から設定される「※人口集中地区」は、本市においては滑川東地区、滑川西地区を中心に設定されており、その面積は約2 km<sup>2</sup>です。

人口集中地区における人口は減少を続けており、市全体における人口増減に比べ、人口集中地区における人口減少が特に顕著になっています。また、人口密度もそれに比例し、減少を続けています。



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	(1990年)	(1995年)	(2000年)	(2005年)	(2010年)	(2015年)	(2020年)
人口集中地区内人口(人)	10,656	9,676	8,329	7,874	7,465	6,921	6,736
世帯数(世帯)	-	-	-	-	2,839	2,806	2,793
面積(km <sup>2</sup> )	2.40	2.30	2.10	2.10	2.11	2.11	2.12
人口密度(人/km <sup>2</sup> )	4,444.0	4,262.6	4,004.3	3,749.5	3,537.9	3,280.1	3,177.4

図 滑川市の人口集中地区の推移

資料：国勢調査

※「人口集中地区」とは

国勢調査において、「都市的地域」の特質を明らかにする統計上の地域単位。市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1 km<sup>2</sup>あたり 4,000人以上）が隣接し、その人口が5,000人以上となる地域のこと。

平成2年（1990年）から令和2年（2020年）までの人口集中地区の変遷をみると、西滑川駅周辺や柳原地区、清水町地区の一部において減少している一方で、辰野地区、下島地区の一部で増加しています。

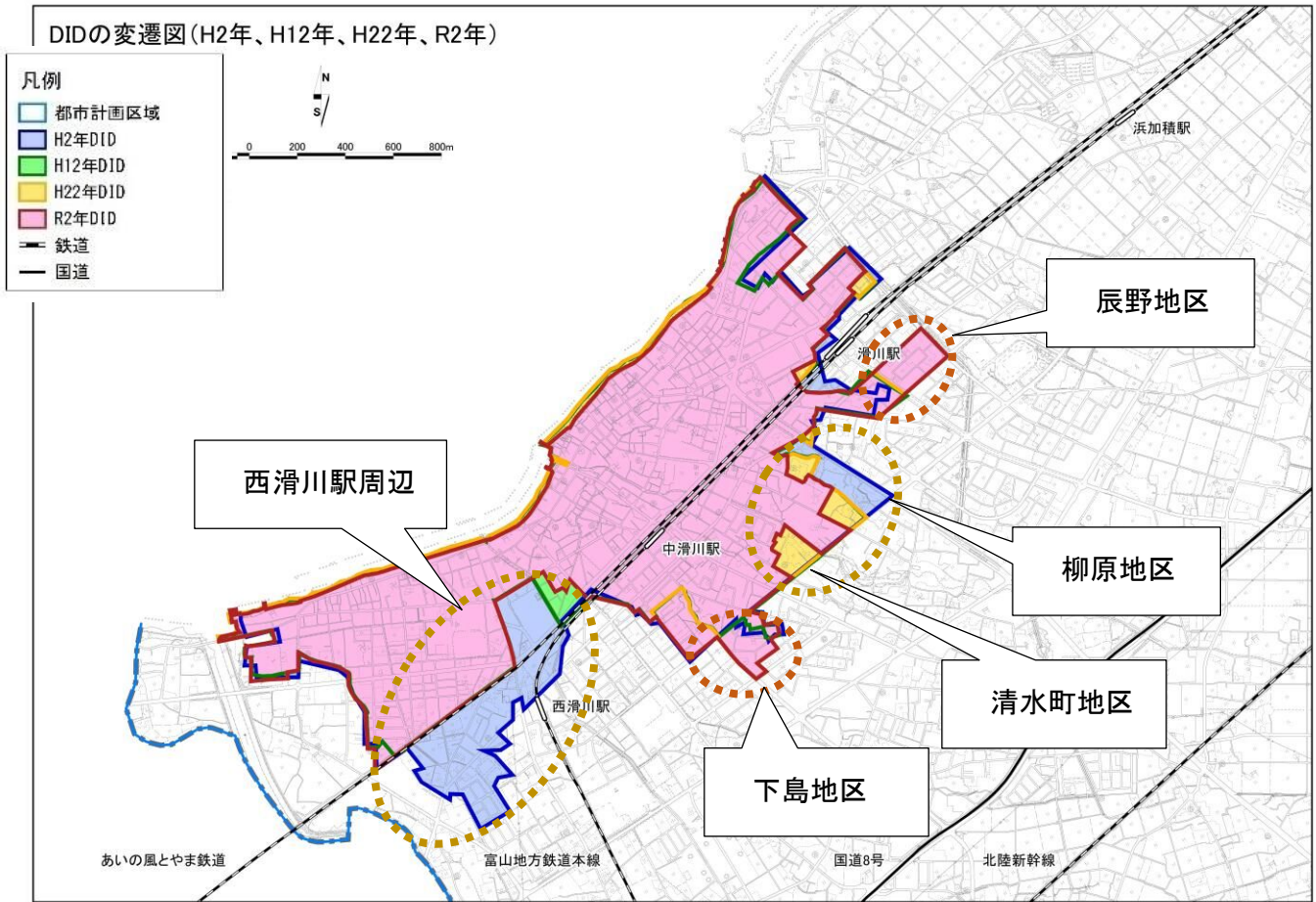


図 滑川市の人口集中地区の変遷

資料：国勢調査

③地区別人口

地区別の人口動向（H7-R2）をみると、多くの地区で減少していますが、浜加積や北加積地区、西加積地区では人口・世帯数ともに増加しています。

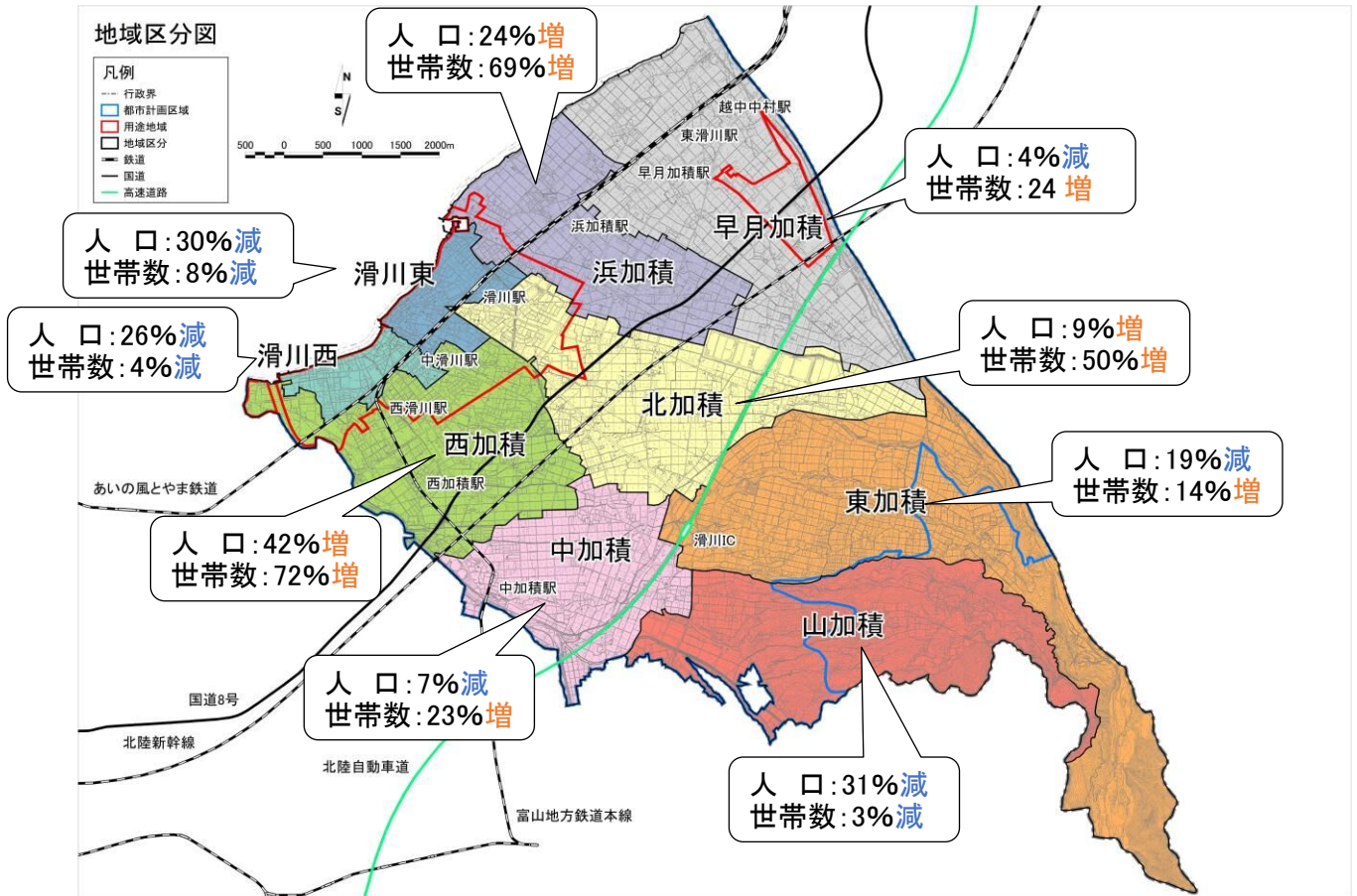


図 滑川市の地区別人口の増減（H7-R2）

資料：国勢調査

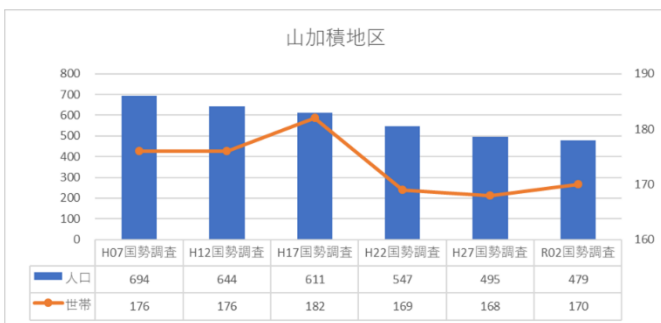
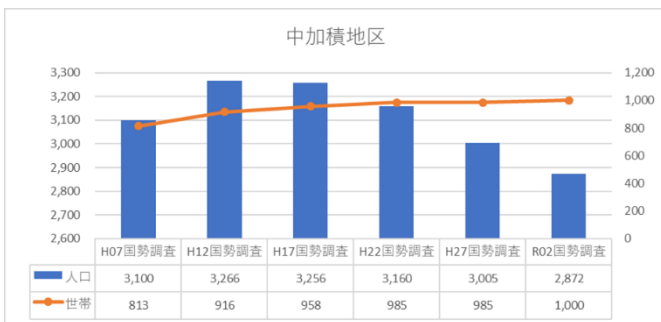
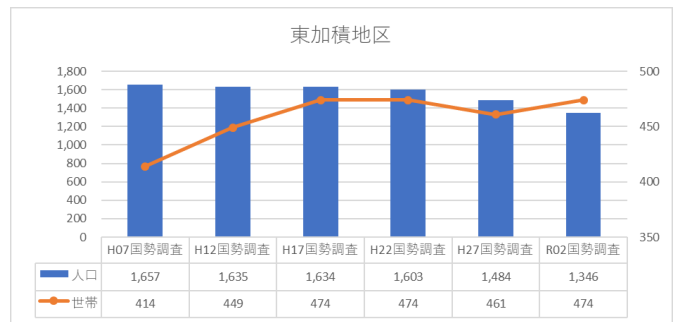
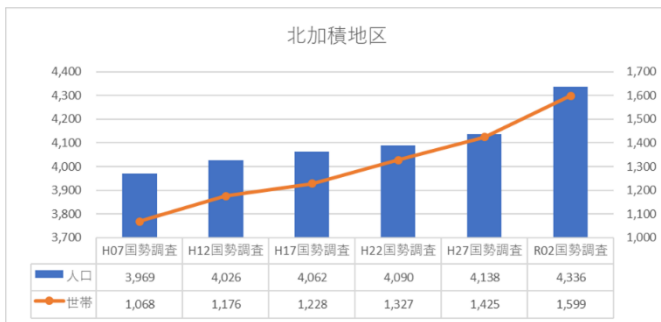
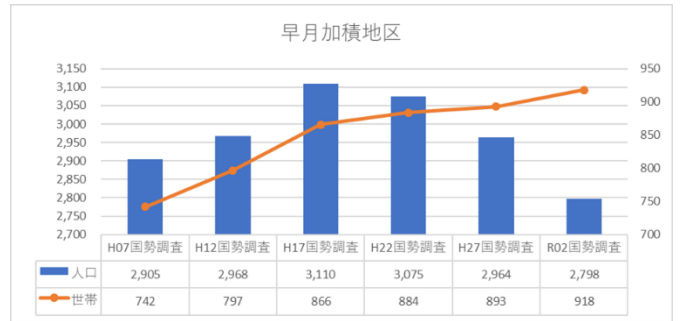
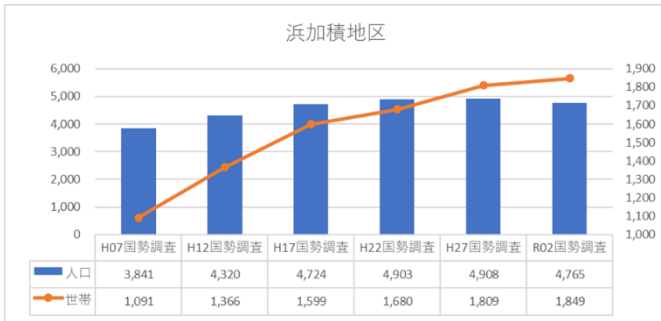
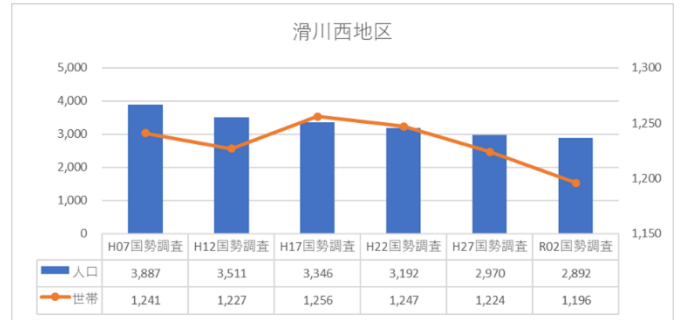
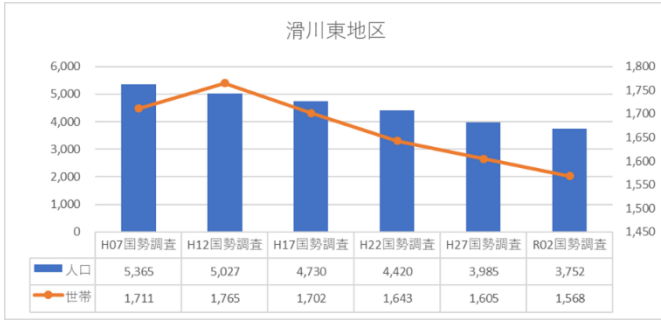


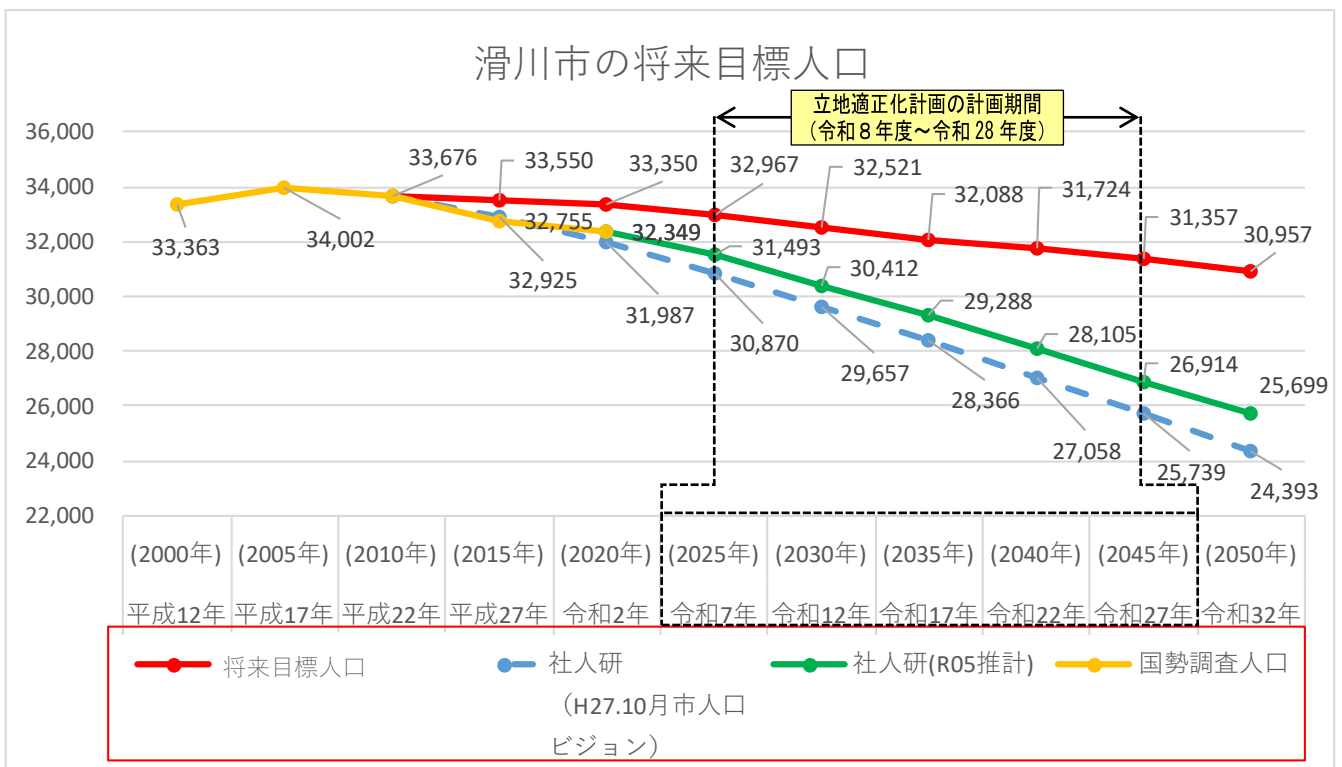
図 滑川市の地区別人口の変遷

資料：国勢調査

④将来人口

平成27年(2015年)10月に市が策定した「滑川市人口ビジョン」では、本市の将来目標人口と令和2年(2020年)国勢調査人口とを比較すると、展望を上回る早さで人口が減少しています。

また、令和5年(2023年)12月発表の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、これまでの推計に比し、人口減少の早さが鈍化したように見えますが、将来の人口は変わらず減少するものとされています。



	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
総人口(将来展望)	—	—	33,676	33,550	33,350	32,967	32,521	32,088	31,724	31,357	30,957
社人研 (H27.10月市人口ビジョン)	—	—	33,676	32,925	31,987	30,870	29,657	28,366	27,058	25,739	24,393
社人研(R05推計)	—	—	—	—	32,349	31,493	30,412	29,288	28,105	26,914	25,699
国勢調査人口	33,363	34,002	33,676	32,755	32,349	—	—	—	—	—	—

図 滑川市の将来人口

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

⑤将来人口分布

令和32年(2050年)の将来人口分布をみると、令和2年(2020年)では中滑川駅周辺は「30人～40人/ha」、「40人以上/ha」の人口が分布していましたが、多くのエリアで「20～30人/ha」に減少しています。また、滑川駅周辺においては、多くのエリアが「30人～40人/ha」から「20～30人/ha」に減少しており、低密度化の進行が懸念されます。

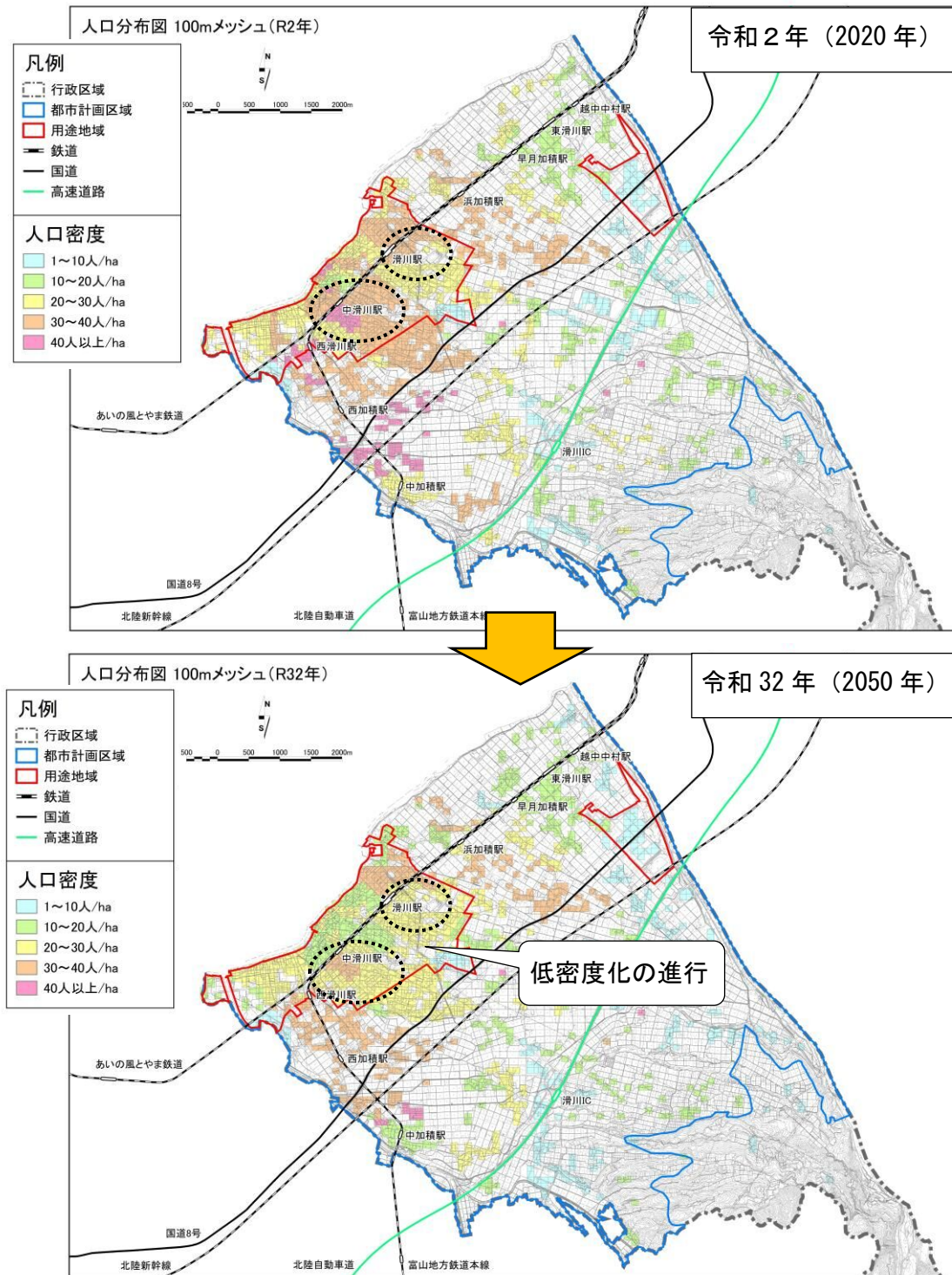


図 滑川市の将来人口

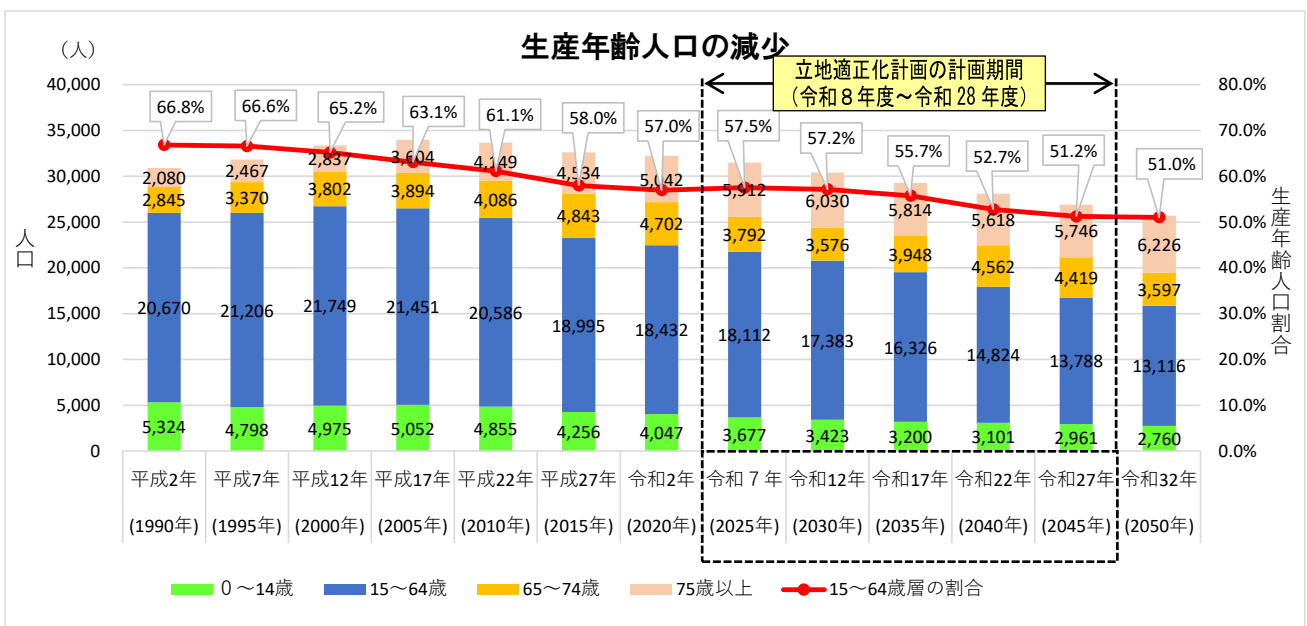
資料：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

⑥生産年齢人口の減少

本市の人口については、平成17年（2005年）までは増加傾向でしたが、その後緩やかな減少に転じています（P7）。

一般に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成12年（2000年）の21,749人をピークに減少に転じ、総人口に占める割合も減少し続けており、国が示す令和32年（2050年）時点での将来推計では13,116人まで減少すると見込まれます（平成12年（2000年）から39.7%減）。

生産年齢人口の減少により、労働力の不足、需要減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されます。



【国勢調査】

	平成2年 (1990年)		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)	
	指数(人)	割合	指数(人)	割合	指数(人)	割合	指数(人)	割合	指数(人)	割合	指数(人)	割合	指数(人)	割合
0～14歳	5,324	17.2%	4,798	15.1%	4,975	14.9%	5,052	14.9%	4,855	14.4%	4,256	13.0%	4,047	12.5%
15～64歳	20,670	66.8%	21,206	66.6%	21,749	65.2%	21,451	63.1%	20,586	61.1%	18,995	58.0%	18,432	57.0%
65～74歳	2,845	9.2%	3,370	10.6%	3,802	11.4%	3,894	11.5%	4,086	12.1%	4,843	14.8%	4,702	14.5%
75歳以上	2,080	6.7%	2,467	7.7%	2,837	8.5%	3,604	10.6%	4,149	12.3%	4,534	13.8%	5,042	15.6%
不詳	4	0.0%		0.0%		0.0%	1	0.0%		0.0%	127	0.4%	126	0.4%
合計	30,923		31,841		33,363		34,002		33,676		32,755		32,349	

【将来推計人口；国立社会保障・人口問題研究所】

	令和7年 (2025年)		令和12年 (2030年)		令和17年 (2035年)		令和22年 (2040年)		令和27年 (2045年)		令和32年 (2050年)	
	指数(人)	割合	指数(人)	割合	指数(人)	割合	指数(人)	割合	指数(人)	割合	指数(人)	割合
0～14歳	3,677	11.7%	3,423	11.3%	3,200	10.9%	3,101	11.0%	2,961	11.0%	2,760	10.7%
15～64歳	18,112	57.5%	17,383	57.2%	16,326	55.7%	14,824	52.7%	13,788	51.2%	13,116	51.0%
65～74歳	3,792	12.0%	3,576	11.8%	3,948	13.5%	4,562	16.2%	4,419	16.4%	3,597	14.0%
75歳以上	5,912	18.8%	6,030	19.8%	5,814	19.9%	5,618	20.0%	5,746	21.3%	6,226	24.2%
不詳		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
合計	31,493		30,412		29,288		28,105		26,914		25,699	

立地適正化計画の計画期間（令和8年度～令和28年度）

図 年齢3区分別人口の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(2) 産業

本市の製造業は、従業員数や売上金額が、調査年毎に増加しています。

卸売業、小売業に係る従業員数についても、調査年毎に増加している一方で、令和3年(2021年)調査時の売上金額等は、平成28年(2016年)調査時に比べると約25億(2,522百万)円の減少となっています。また、卸売業、小売業の事業所数も、調査年毎に減少を続けています。

産業分類(大分類)	事業所数・従業者数・売上金額	事業所数			従業員数(人)			売上金額等(百万円)		
		平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)	平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)	平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)
農林漁業		10	18	29	111	202	248	536	692	1,345
建設業		134	138	136	843	821	773	-	-	-
製造業		158	168	169	6,042	6,888	7,543	207,249	329,372	356,887
電気・ガス・熱供給・水道業		1	1	3	2	11	14	-	-	-
情報通信業		8	5	6	67	18	17	-	-	-
運輸業・郵便業		23	24	25	342	434	426	-	-	-
卸売業、小売業		358	324	294	1,773	1,971	2,182	36,004	45,156	42,634
金融業、保険業		20	21	16	209	212	165	-	-	-
不動産業、物品賃貸業		41	33	34	102	73	96	1,086	953	1,299
学術研究、専門・技術サービス業		40	35	43	163	228	300	740	900	1,273
宿泊業、飲食サービス業		102	95	102	600	661	678	2,380	2,683	2,377
生活関連サービス業、娯楽業		115	115	119	311	362	346	7,914	6,663	4,792
教育、学習支援業		43	47	73	225	261	753	-	-	-
医療、福祉		78	86	110	993	1,361	1,591	5,774	11,286	10,303
複合サービス事業		7	6	8	54	84	93	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)		78	82	88	460	465	459	-	-	-

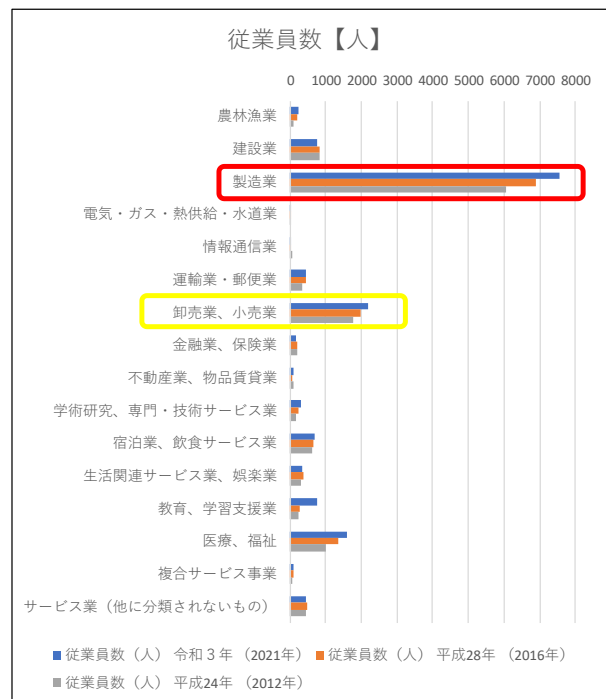
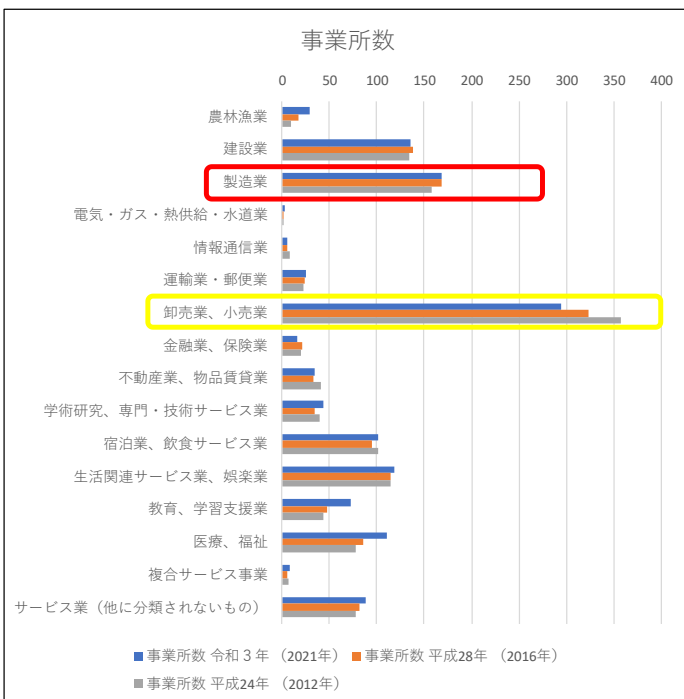


図 産業別の事業所数、従業員数

資料：経済センサス



図 産業別の売上金額等

資料：経済センサス

工業統計調査においても、住民1人当たりの製造品出荷額が増加し続け、かつ県内第1位を維持し続けていることが確認できます。

表 1人当たりの製造品出荷額の比較 (万円)

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
富山市	299.8	327.0	348.2	334.1
高岡市	236.5	241.0	252.7	257.3
魚津市	322.2	315.9	319.6	312.4
氷見市	167.8	189.5	199.9	173.5
滑川市	1,026.8	1,046.5	1,085.2	1,193.4
黒部市	487.8	491.1	538.6	538.7
砺波市	415.8	431.3	383.3	381.7
小矢部市	244.1	260.9	276.7	288.9
南砺市	430.3	462.0	442.9	449.0
射水市	534.6	547.1	580.3	585.5
舟橋村	115.7	129.7	174.3	140.4
上市町	384.7	392.5	371.9	381.0
立山町	284.3	317.6	336.2	331.2
入善町	373.4	361.7	424.7	458.3
朝日町	114.2	121.6	128.6	138.2

資料：工業統計調査

### (3) 公共交通

#### ①公共交通ネットワーク

本市の公共交通ネットワークについては、あいの風とやま鉄道が旧JR西日本北陸本線を引き継ぐ並行在来線として、県内外及び県内各市町を結ぶ輸送を担っています。

富山地方鉄道（電車）（以下「地鉄電車」という。）は、電鉄富山駅を起点として、県東部の市町村を結ぶ地域輸送を担い、中滑川駅以东において、あいの風とやま鉄道の鉄道線と並行しています。

富山地方鉄道（路線バス）（以下「地鉄バス」という。）は、1系統（水橋経由滑川線）のみであり、滑川駅前から水橋（富山市）を経て、富山駅前までを結んでいます。

市北部を運行しているあいの風とやま鉄道、地鉄電車、地鉄バスを面的に補完する形で、市コミュニティバス「のる my car」が運行されています（但し、令和7年（2025年）10月現在で、地鉄バスは滑川線（朝日町～滑川駅前）を廃止）。

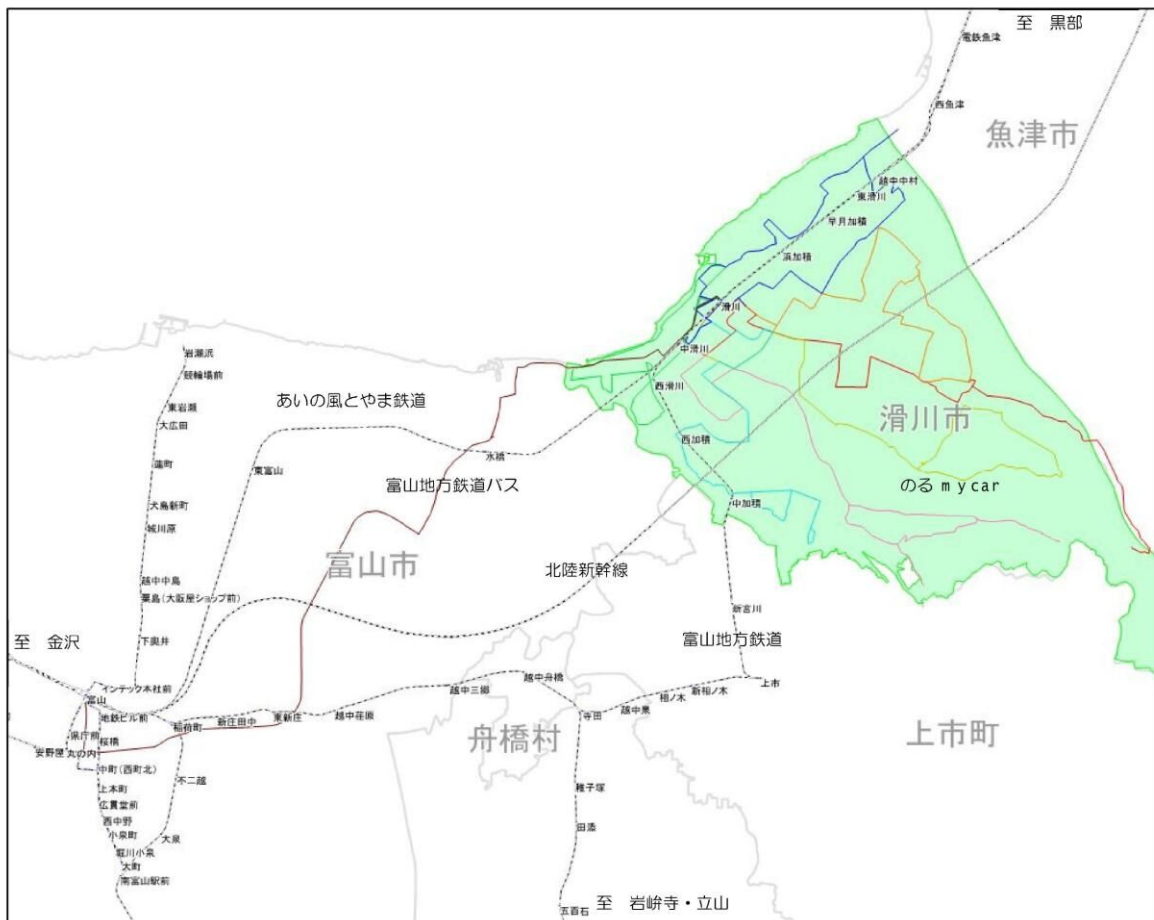
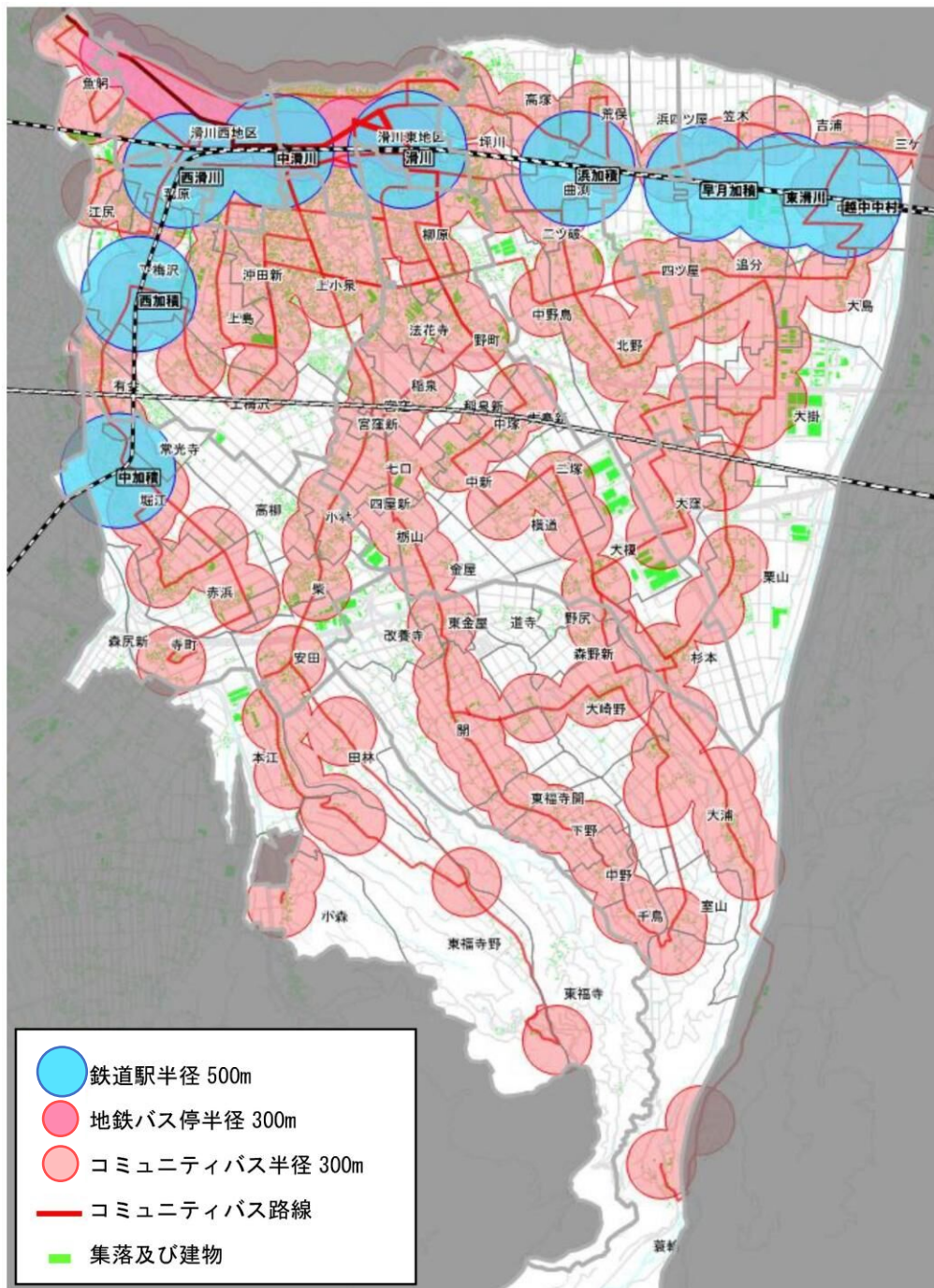


図 滑川市と周辺市町村との公共交通ネットワーク

資料：滑川市地域公共交通計画

②公共交通カバー状況

地鉄バス及びコミュニティバスのバス停を中心として半径 300m の範囲、鉄道駅を中心として半径 500m 以内をカバー地域として定義すると、本市においては主要な集落はほとんど網羅していますが、平地の一部ではカバーされていない空白地域が見られます。



※「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課）」より、駅から半径500mは高齢者の一般的な徒歩圏、バス停から半径300mは一般的な徒歩圏

図 公共交通カバー圏域（令和4年（2022年）12月現在）

資料：滑川市地域公共交通計画

③市内公共交通の1日あたりの利用者数の推移

市内の公共交通利用者数（鉄道・バスの合計）は、令和元年度（2019年度）に4,886人/日となるまでは、微増傾向を示していたものの、コロナ禍の影響を受けた令和2年度（2020年度）には3,744人/日まで落ち込みました。その後、令和3年度（2021年度）には4,011人まで回復したものの、コロナ禍前の8割程度の水準にとどまっています。

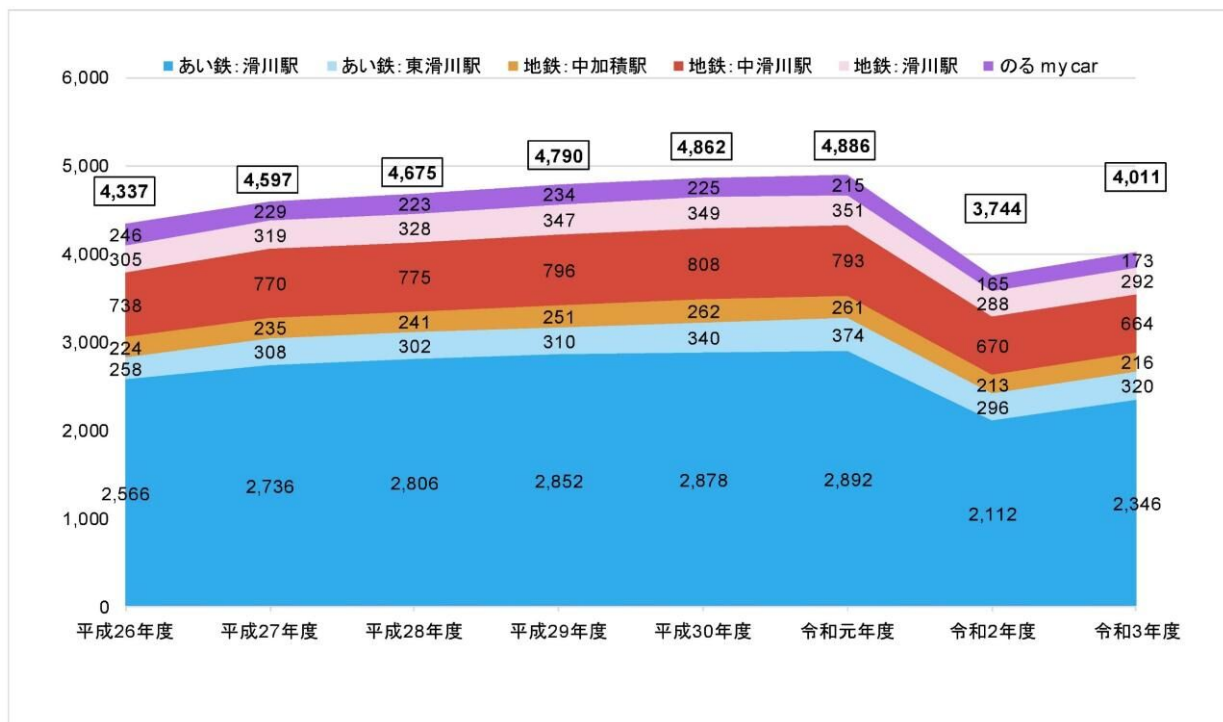


図 市内公共交通の1日あたり利用者数の推移（人/日）

資料：滑川市地域公共交通計画

④市コミュニティバス「のる my car」の利用状況

平成24年度（2012年度）の約94,000人の利用者をピークに、その後、平成28年度（2016年度）の約81,000人の利用者まで緩やかに減少が続き、

平成29年度（2017年度）には約85,000人に一時増加しましたが、その後再び減少を続け、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響もあり、令和2年度（2020年度）には、約60,000人にまで減少しました。

その後、令和3年度（2021年度）では、約63,000人と若干の回復が見られましたが、令和元年度（2019年度）の数字には至っていません。令和3年度（2021年度）の1便あたりの利用者数は、5.4人となっています。

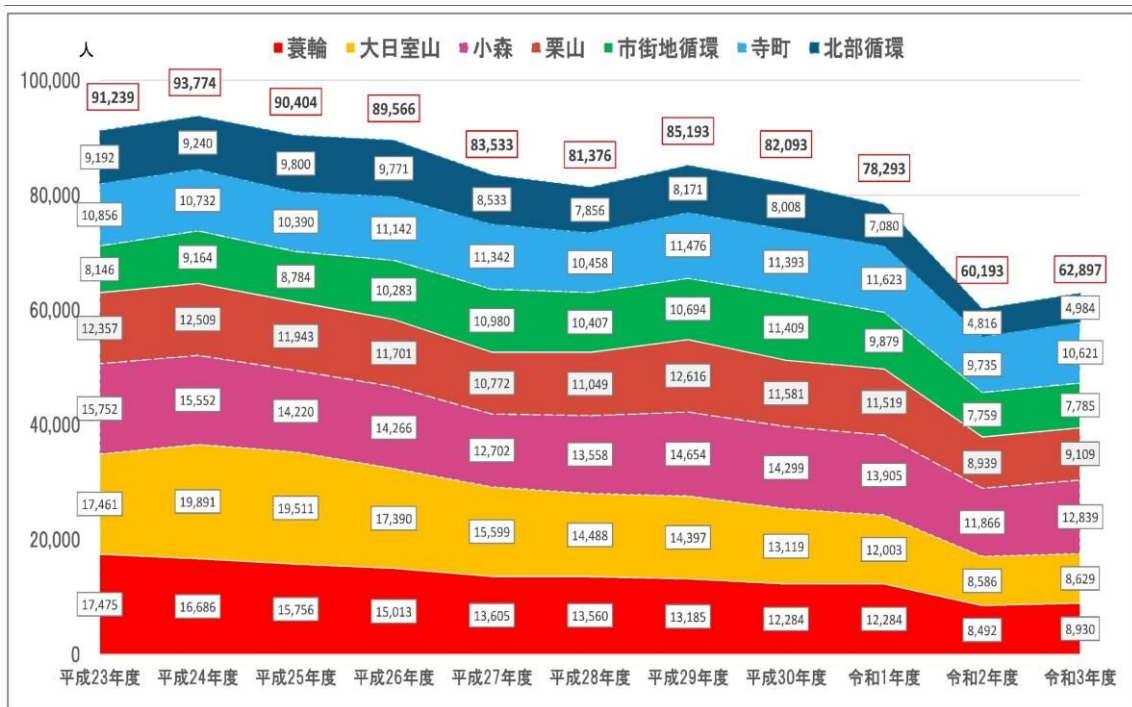


図 利用者数の推移

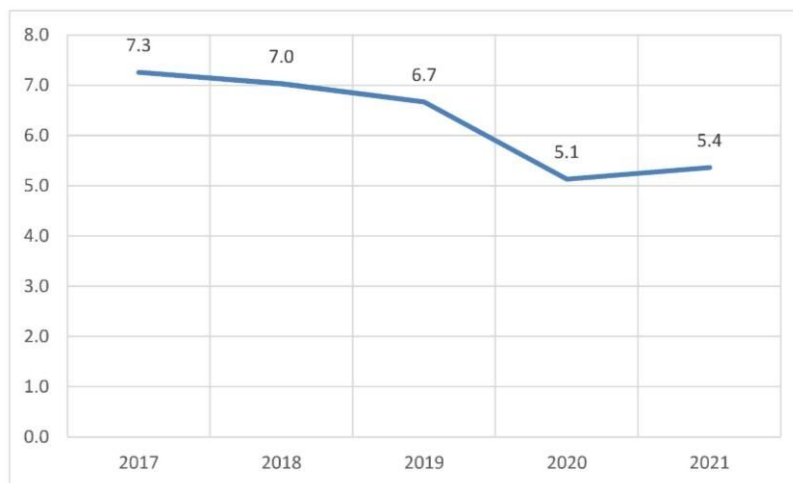


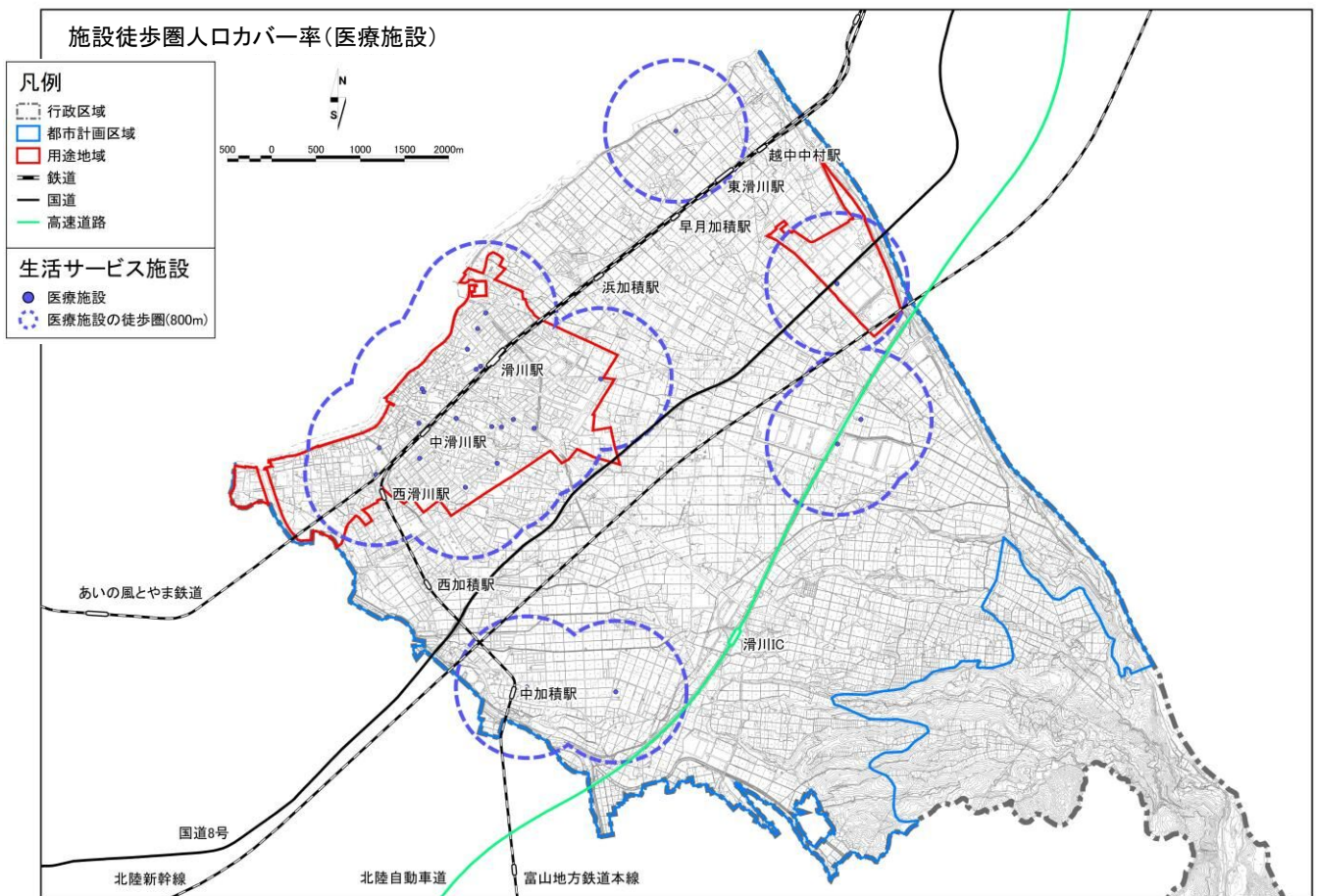
図 便平均利用者数の推移 (人/便) 【路線全体】

資料：滑川市地域公共交通計画

(4) 都市施設の分布

① 医療施設

病院や診療所は、主に用途地域内にまとまって立地しており、用途地域内の徒歩圏（800m）人口カバー率は、約96%となっています。郊外での立地も見られますが、企業内診療所もあり、市民の方が利用されることを考慮すると、場合によっては、用途地域内までの移動が必要になるものと考えられます。



※「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課）」より、半径800mは一般的な徒歩圏。医療施設以降の都市施設も同様。

図 医療施設の徒歩圏人口カバーの状況

資料：国土数値情報

②福祉施設（保育所・園なども含む）

福祉施設は主に用途地域内にまとまって立地しており、用途地域内の徒歩圏（800m）人口カバー率は、約99%となっています。しかし、郊外には比較的大きな規模の福祉施設も点在しています。場合によっては、用途地域内外の往復移動が必要になるものと考えられます。

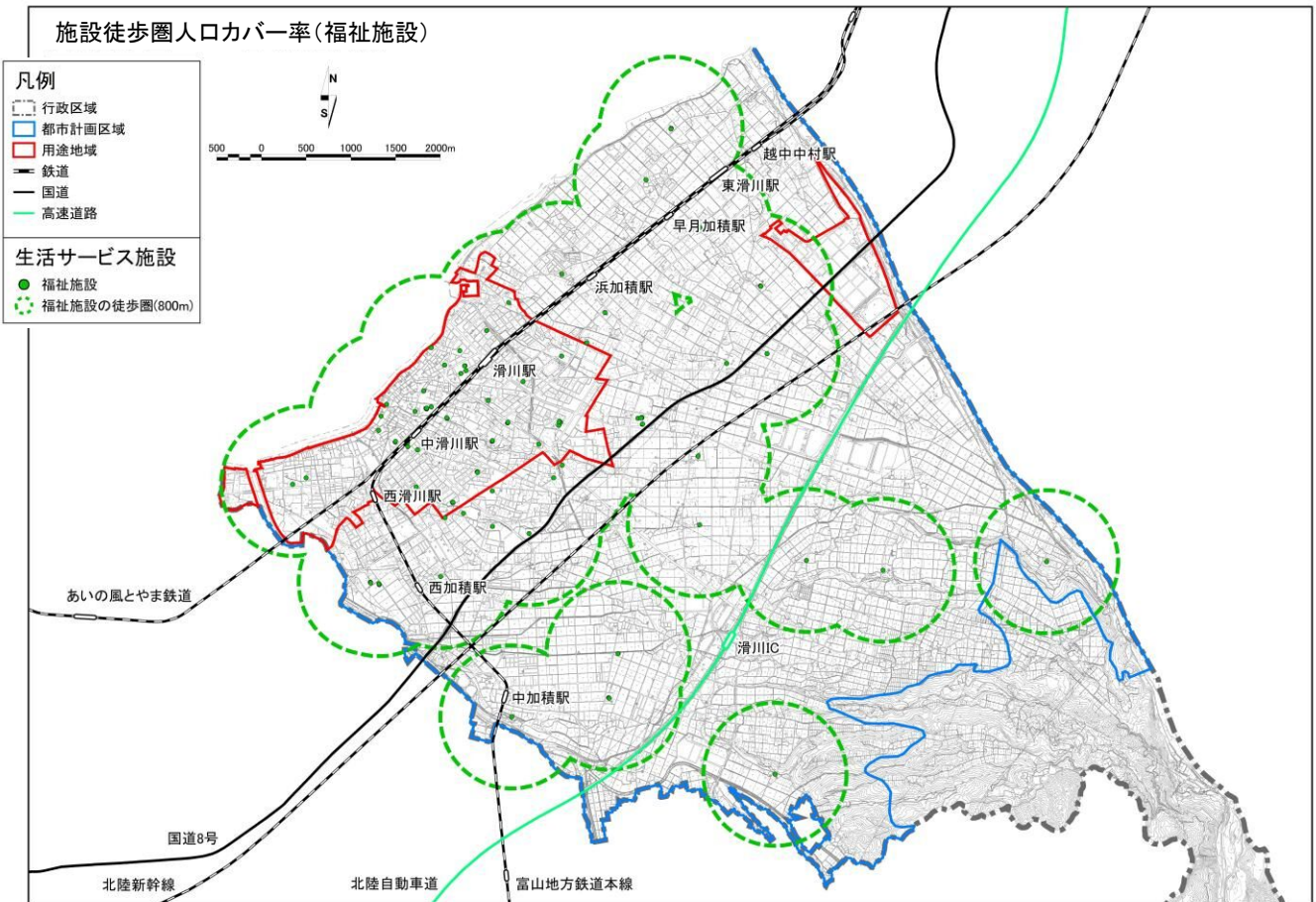


図 福祉施設の徒歩圏人口カバーの状況

資料：国土数値情報

③商業施設

商業施設は主に用途地域内にまとまって立地しており、用途地域内の徒歩圏（800m）人口カバー率は、約 99%となっています。また、用途地域外の国道8号沿線に大規模小売店舗が立地しています。

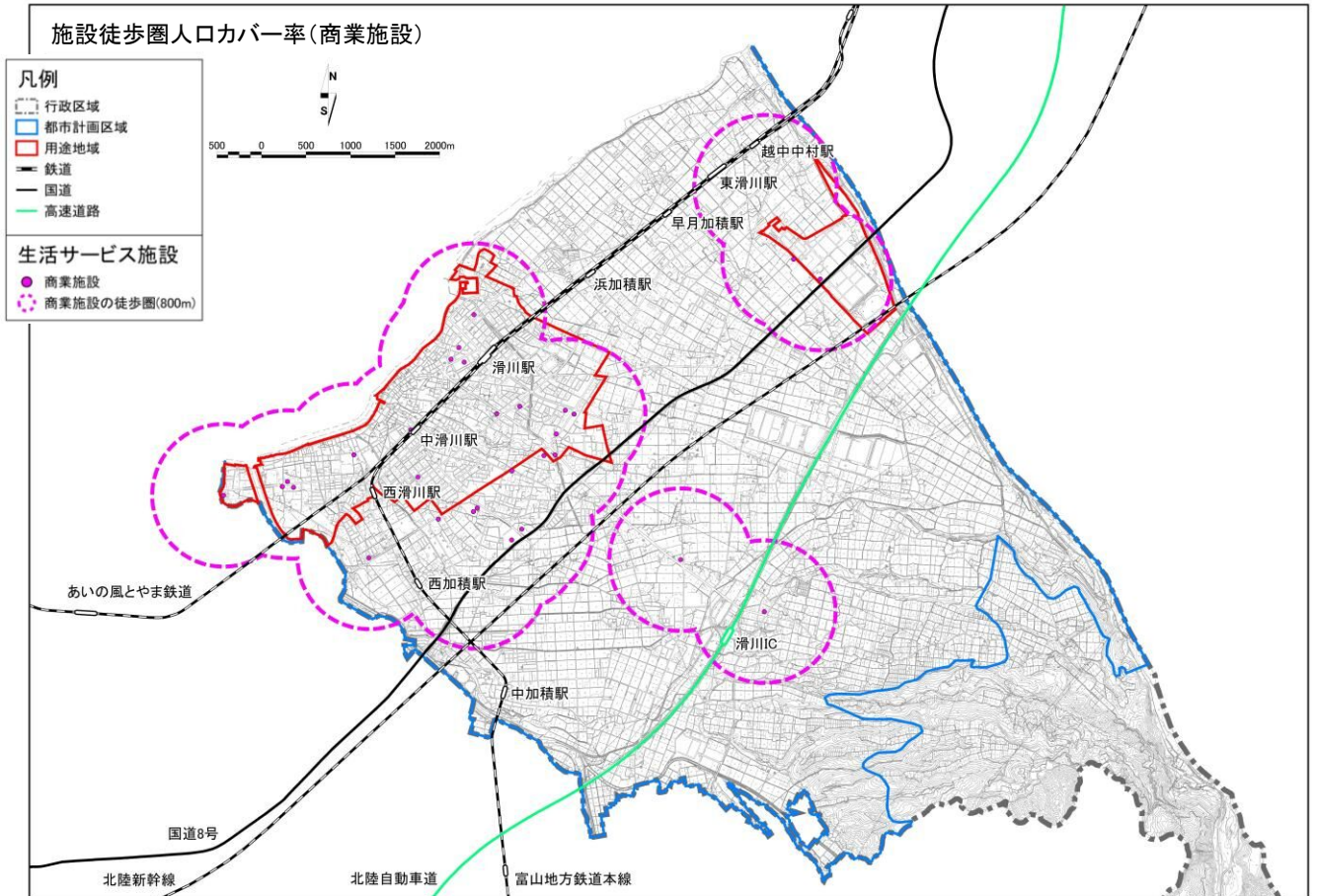


図 商業施設の徒歩圏人口カバーの状況

資料：滑川市調べ

④生活サービス施設

医療施設、福祉施設、商業施設の徒歩圏（800m）が重複する生活施設の人口カバー率は、約95%となっており、用途地域内を概ね全域カバーしています。

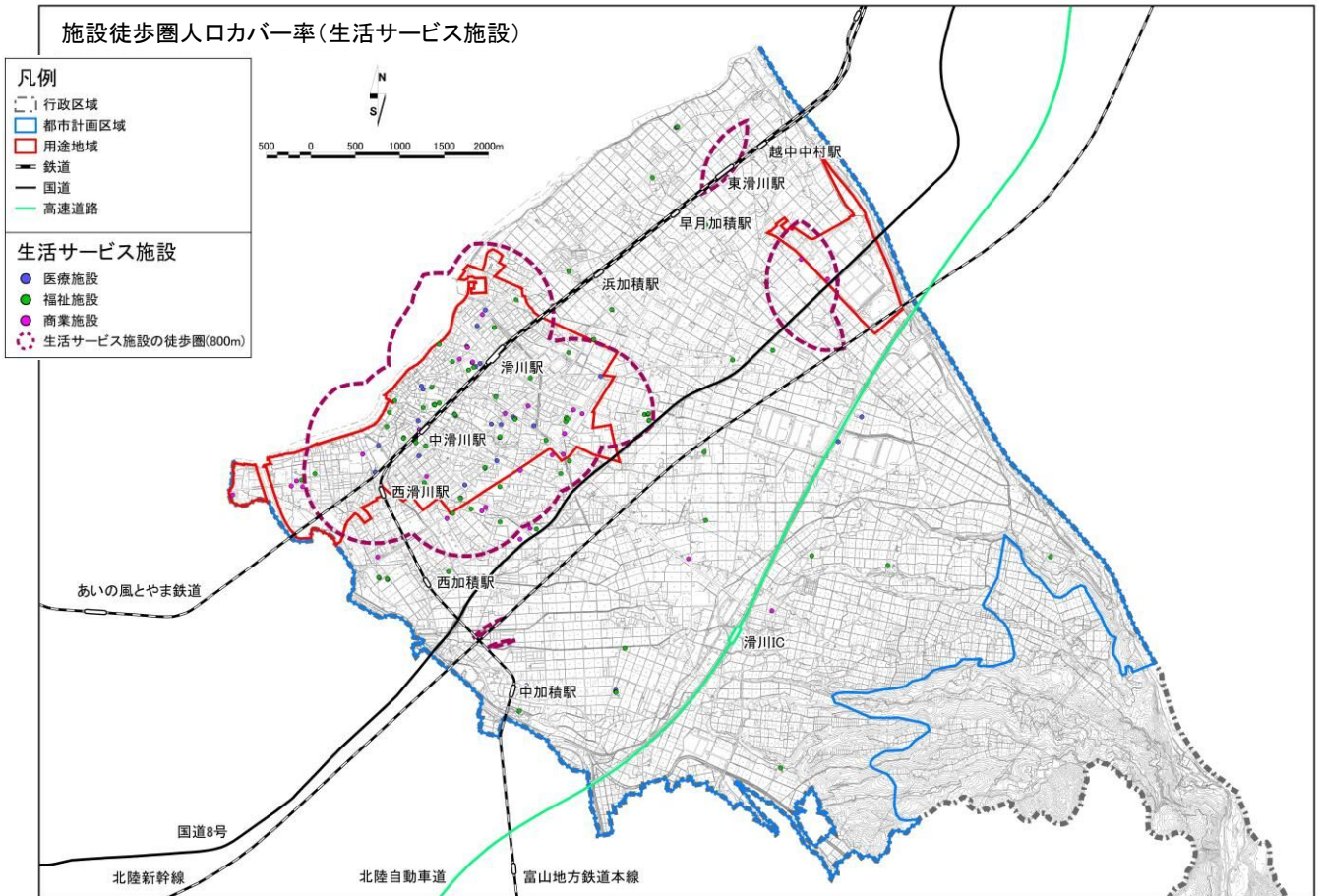


図 生活サービス施設の徒歩圏人口カバーの状況

資料：滑川市調べ

⑤学校・役所・地区公民館など

小・中学校及び役所、地区公民館は、滑川東・西地区や浜・早月・北・東・中・西加積地区にそれぞれ立地しています。市立南部小学校のみ、スクールバスを運行し、児童生徒の移動の一助となっています。

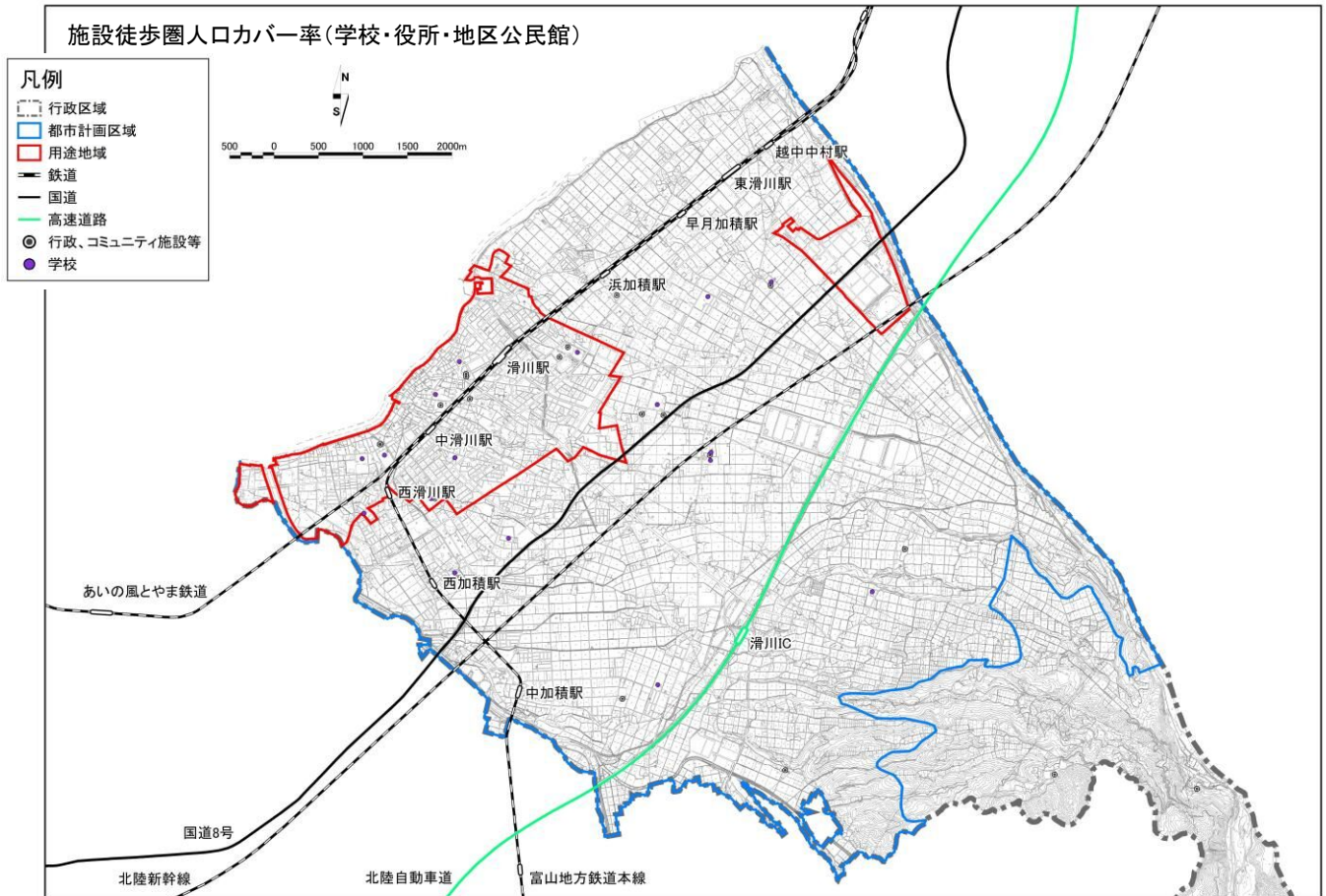


図 学校・役所・地区公民館などの立地状況

資料：国土数値情報

⑥文化施設・郵便局・銀行・信用金庫

文化施設、郵便局、銀行、信用金庫は用途地域内に多く立地しています。また、北加積地区、中加積地区、東加積地区においてもそれぞれ立地しています。

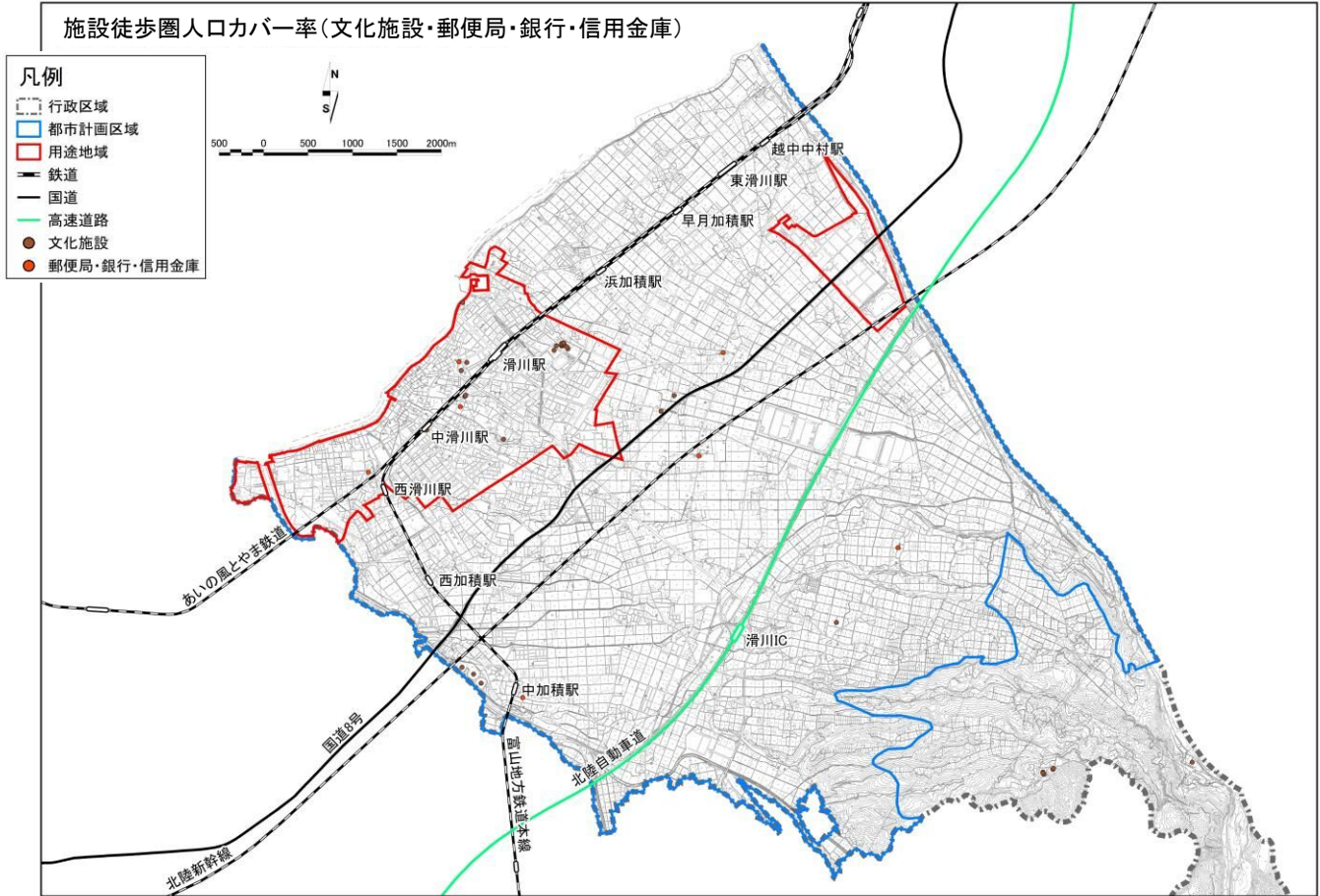


図 文化施設・郵便局・銀行・信用金庫の立地状況

資料：国土数値情報

(5) 土地利用

① 都市計画区域

都市計画区域内の土地利用面積割合は、「田」が約46%を占め最も多く、自然的土地利用の合計では約60%となっています。都市的土地利用では、「住宅用地」が約14%で最も多く、次いで「道路用地」が約10%となっています。

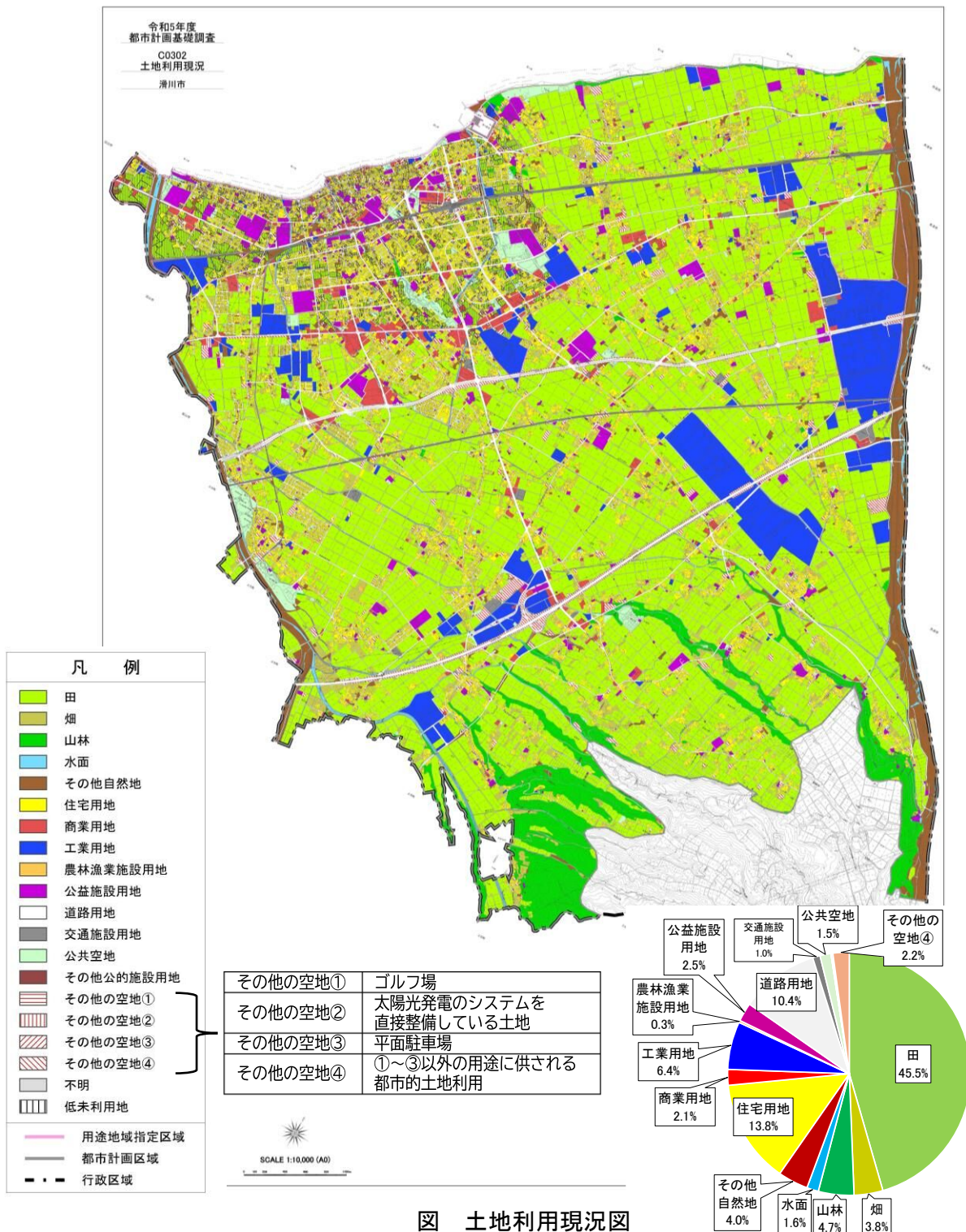


図 土地利用現況図

資料：令和5年度都市計画基礎調査

②用途地域

用途地域内の土地利用面積割合は、「住宅用地」が約 28%を占め最も多く、次いで「工業用地」が約 17%、「道路用地」が約 15%となっています。田・畑・法面や改変工事中の土地を除く空き地及び空き家・空き店舗の存する土地とされる低未利用地は、約 17%（113.2ha）となっています。

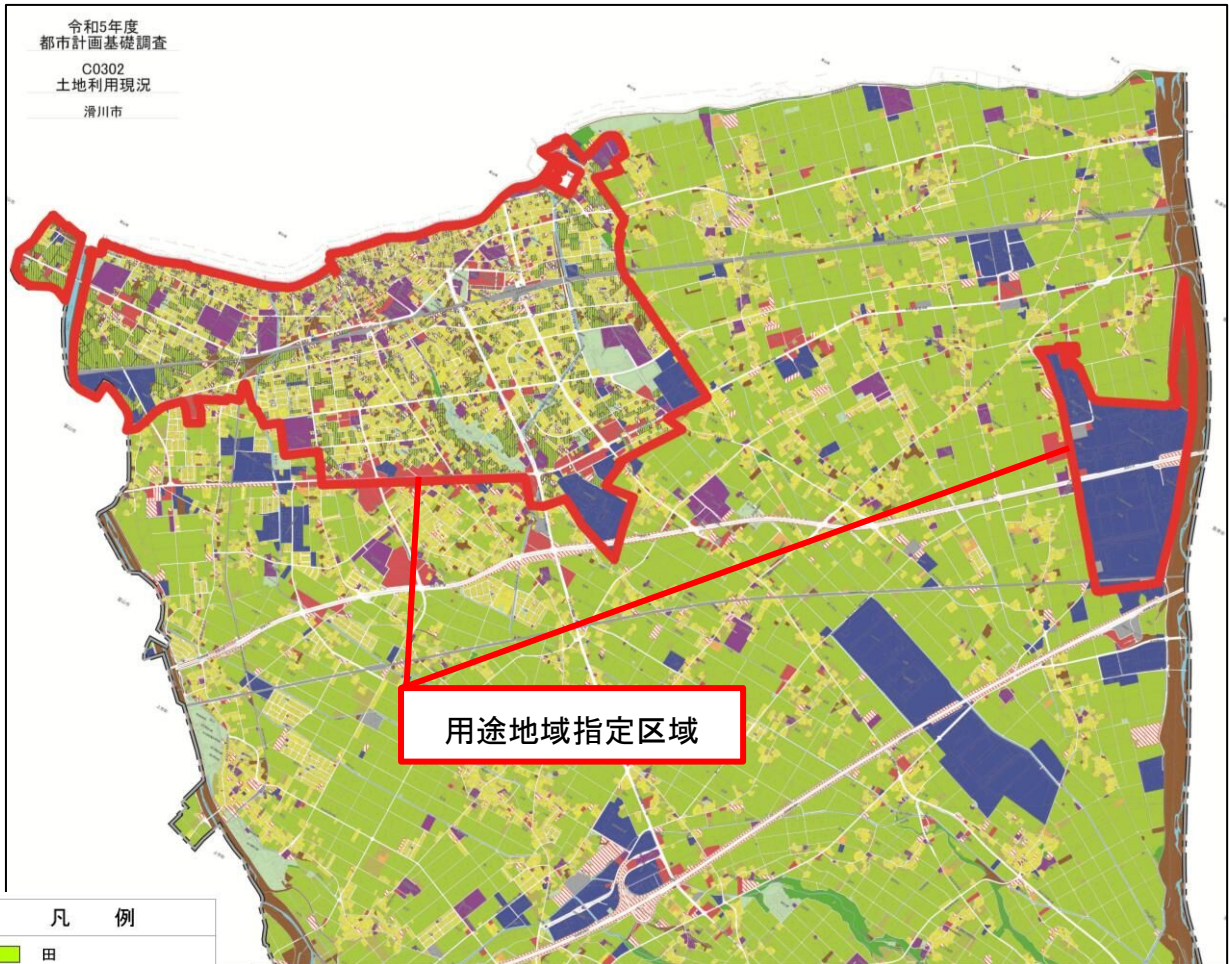
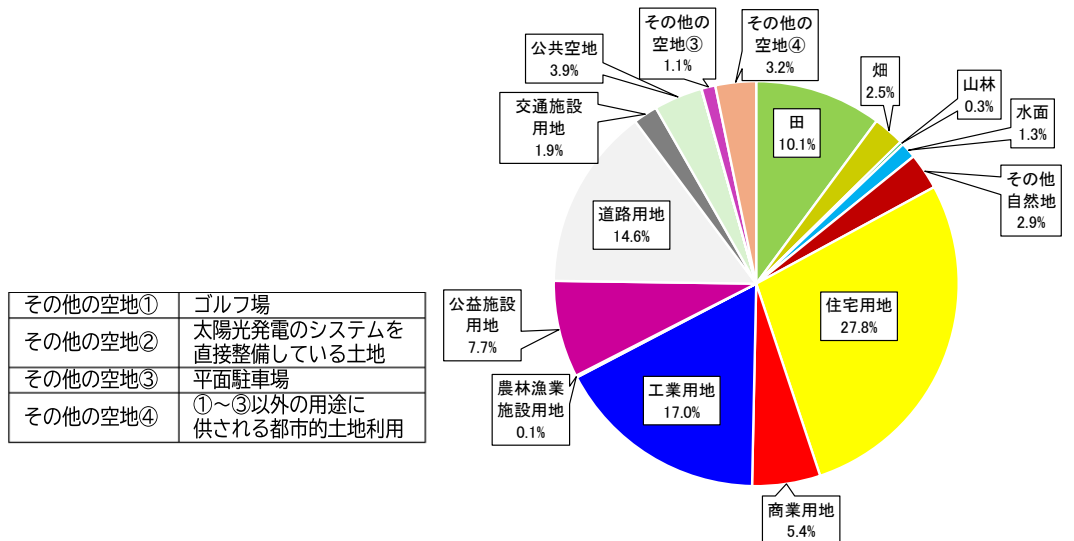


図 土地利用現況図（用途地域周辺拡大）

凡 例	
田	
畑	
山林	
水面	
その他自然地	
住宅用地	
商業用地	
工業用地	
農林漁業施設用地	
公益施設用地	
道路用地	
交通施設用地	
公共空地	
その他公的施設用地	
その他の空地①	
その他の空地②	
その他の空地③	
その他の空地④	
不明	
低未利用地	
用途地域指定区域	
都市計画区域	
行政区域	



資料：令和5年度都市計画基礎調査

(6) 空き家の状況

本市は、平成27年度（2015年度）から継続的に空き家の調査を行っています。令和6年（2024年）3月31日現在の調査結果によれば、市内での空き家件数は769件にのぼり、内、滑川東・西地区で、460件（滑川東307・滑川西153件）となっており、約6割がこの地区に集中しています。

その他、浜加積地区から山加積地区まで、市内全地区で、空き家の存在が確認されています。

表 地区別の空き家の件数・割合

地区名	空き家(普通)	危険	特定	計	割合
滑川東	298	9	0	307	39.9%
滑川西	146	7	0	153	19.9%
浜加積	54	0	0	54	7.0%
早月加積	35	2	0	37	4.8%
北加積	50	2	0	52	6.8%
東加積	29	5	0	34	4.4%
中加積	55	1	0	56	7.3%
西加積	59	0	0	59	7.7%
山加積	13	4	0	17	2.2%
計	739	30	0	769	100.0%

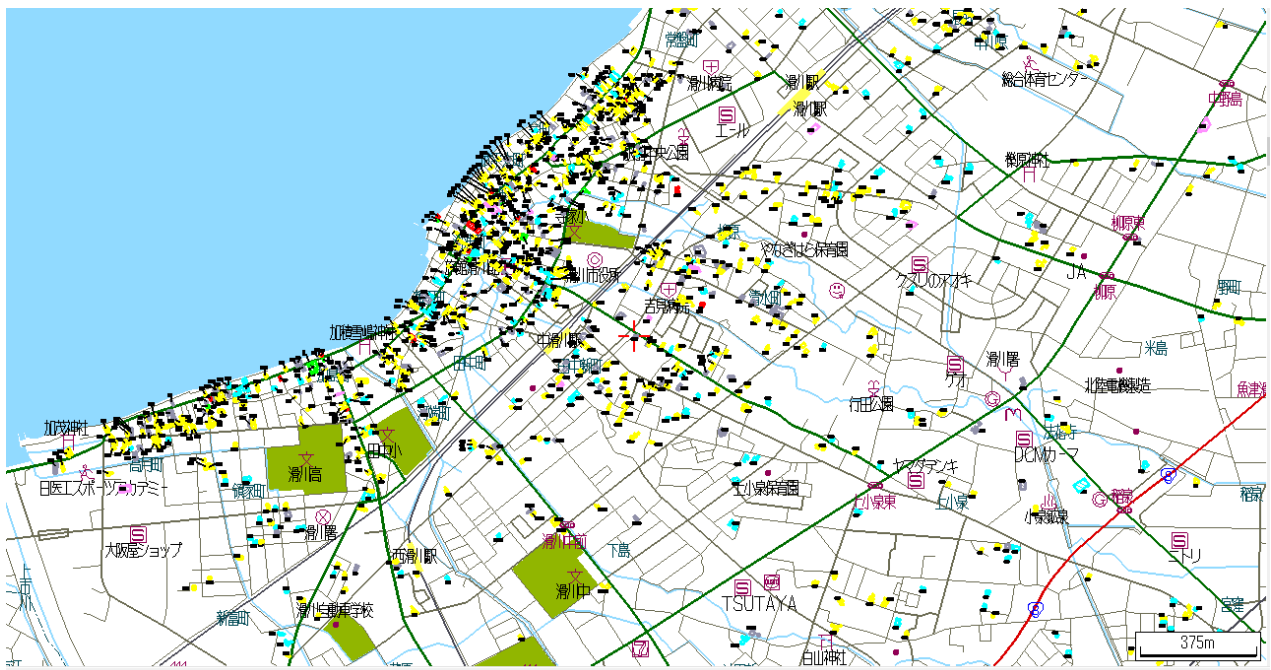


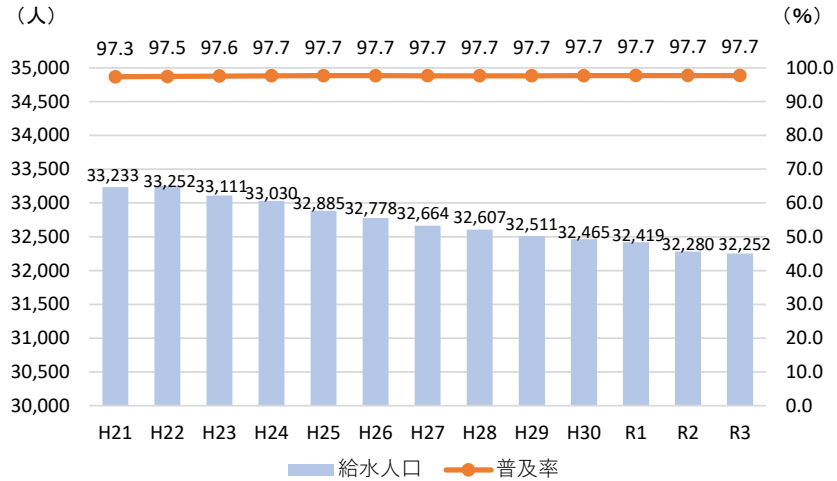
図 空き家の分布状況

資料：滑川市建設部都市計画課（庁内資料）

(7) 上・下水道

①上水道

本市の上水道の普及率は、横ばい傾向を示しており、令和3年度（2021年度）では、給水人口が32,252人で普及率97.7%となっています。



②下水道

本市の公共下水道は、生活環境の改善と快適さの向上のため、昭和53年（1978年）に基本計画を策定、翌昭和54年（1979年）から事業に着手し、平成2年（1990年）から一部供用を開始しました。現在では多くの方が下水道を利用できるようになりました。

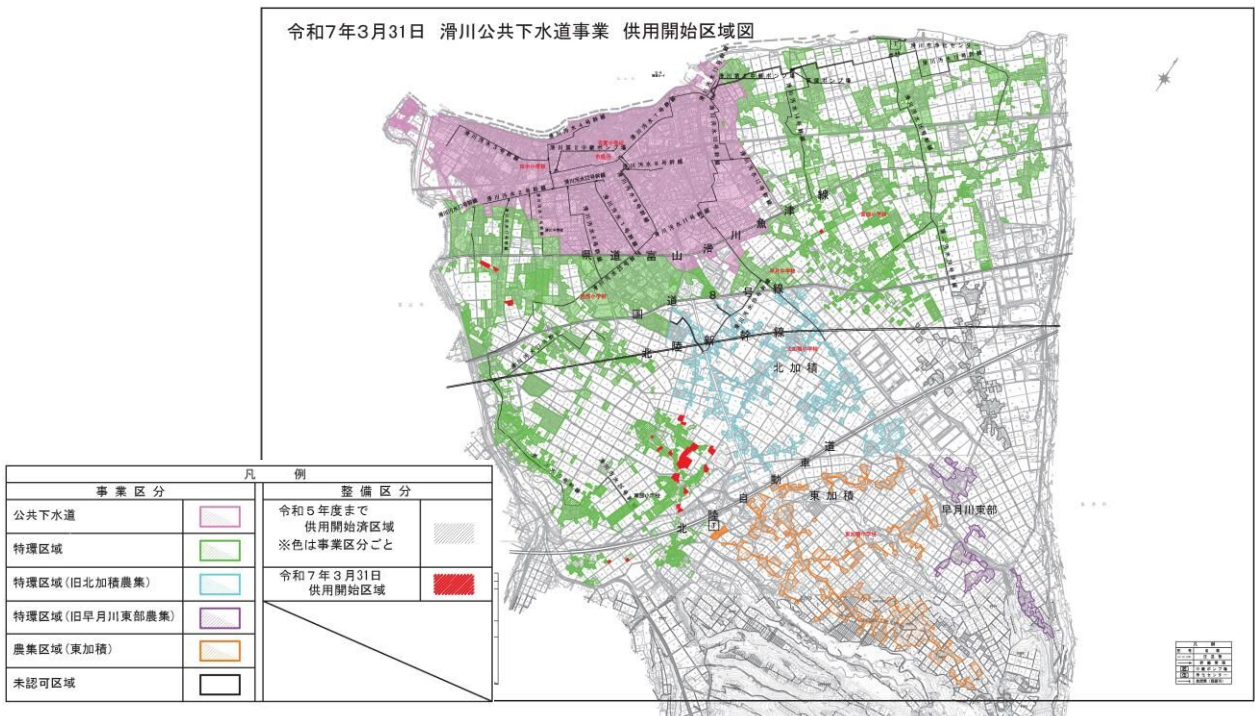


図 滑川公共下水道事業 供用区域図

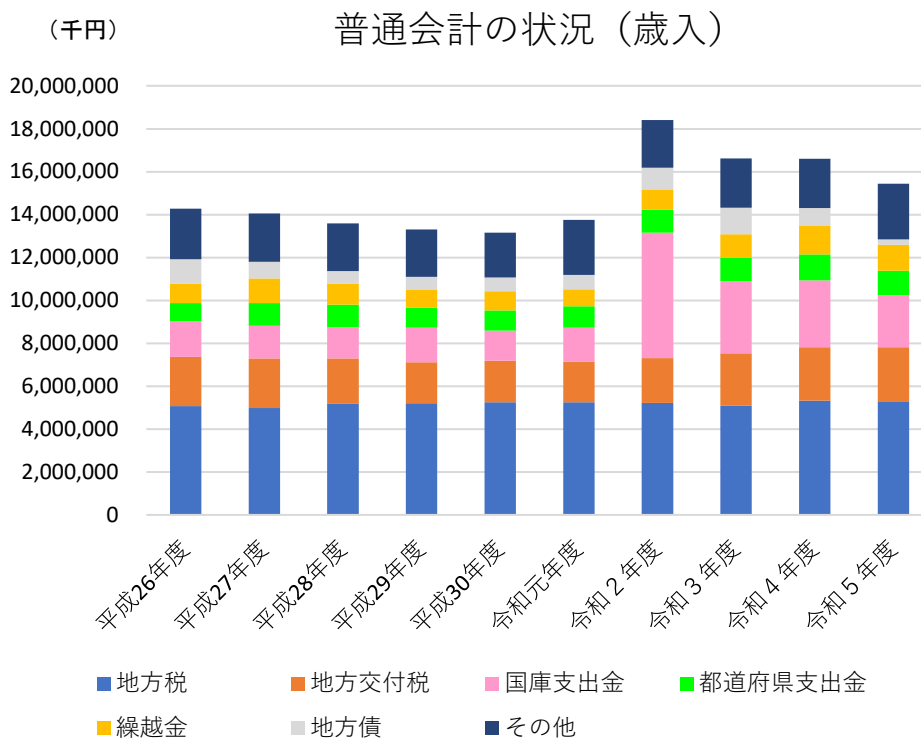
(8) 財政

①歳入

主要な歳入である「地方税」は、企業等の業績などを要因とした、市税収入の増減、3年に一度見直しがある固定資産税の増減により、その収入額は変動します。

人口が減少するなかで、安定的な市税等の確保は重要な課題であると考えられます。

※令和2年度（2020年度）以降は、新型コロナウイルス感染症等の対策に関する施策のため、一時的に国庫支出金の歳入割合が多くなっています。



	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地方税	5,080,335	4,982,374	5,183,895	5,207,928	5,254,132	5,263,498	5,227,026	5,087,152	5,329,106	5,302,695
地方交付税	2,287,306	2,316,714	2,111,228	1,918,417	1,946,635	1,888,292	2,086,367	2,444,446	2,492,323	2,521,773
国庫支出金	1,674,162	1,517,957	1,465,375	1,610,313	1,389,630	1,581,983	5,842,674	3,383,805	3,110,876	2,409,135
都道府県支出金	836,901	1,056,480	1,051,888	933,327	944,724	1,003,107	1,071,415	1,073,380	1,209,247	1,155,527
繰越金	915,000	1,155,397	967,402	821,945	898,447	787,535	948,016	1,104,200	1,331,403	1,211,728
地方債	1,133,500	777,500	584,400	606,200	637,400	671,100	1,008,600	1,223,800	833,400	249,600
その他	2,348,557	2,250,020	2,225,733	2,205,985	2,087,752	2,558,610	2,227,505	2,304,829	2,295,233	2,598,315
歳入計	14,275,761	14,056,442	13,589,921	13,304,115	13,158,720	13,754,125	18,411,603	16,621,612	16,601,588	15,448,773

図 普通会計の状況 (歳入)

資料：市町村財政関係データ - 富山県 決算カード - 滑川市

②歳出

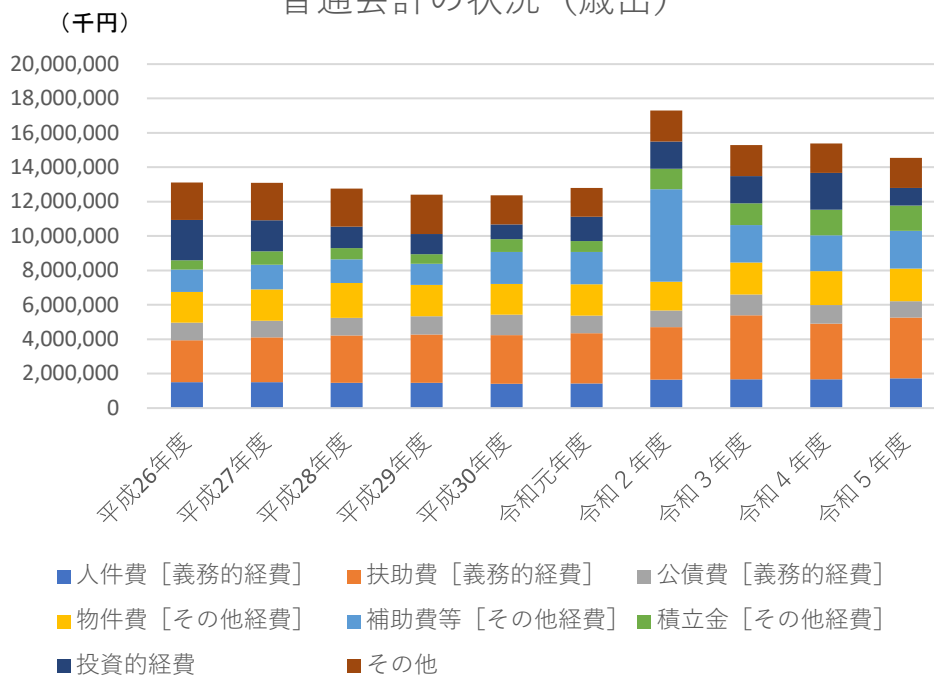
人件費については、職員数の適正化や必要最小限の手当のみを設けることで、抑制を図っています。

補助金等は、新型コロナウイルス感染症等の対策など、社会情勢を反映した特別定額給付金などの支給があった際に、一時的に大きく変動します。

今後は、子育て支援策の充実や障がい者の方の自立支援給付、高齢福祉のための社会福祉費に係る扶助費や、道路、水道及び下水道施設をはじめとする社会インフラ整備の改築・更新なども控えており、投資的経費の増加も予想されます。

慎重な見極めにより抑制に努めてきた公債費は、今後、公共施設等の整備等も予定されることから、新規地方債の発行については、これまで以上に慎重な見極めが必要になるものとされています。

普通会計の状況（歳出）



(千円)

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
人件費〔義務的経費〕	1,503,237	1,498,394	1,455,768	1,467,422	1,400,632	1,417,538	1,646,436	1,661,528	1,673,469	1,730,894
扶助費〔義務的経費〕	2,441,511	2,604,465	2,767,696	2,813,927	2,837,553	2,931,373	3,053,063	3,726,135	3,238,515	3,522,495
公債費〔義務的経費〕	1,008,781	972,916	1,026,813	1,052,499	1,184,667	1,018,165	973,164	1,216,425	1,070,419	958,093
物件費〔その他経費〕	1,797,176	1,822,888	2,025,245	1,823,146	1,794,591	1,823,335	1,663,089	1,861,902	1,979,429	1,891,362
補助費等〔その他経費〕	1,308,800	1,433,459	1,366,879	1,238,147	1,850,544	1,877,104	5,385,747	2,167,548	2,072,944	2,207,809
積立金〔その他経費〕	533,942	772,972	660,466	553,098	747,921	639,067	1,197,809	1,269,556	1,489,868	1,469,177
投資的経費	2,349,762	1,813,560	1,246,651	1,177,779	852,012	1,415,045	1,569,832	1,576,306	2,150,346	1,012,961
その他	2,177,155	2,170,387	2,218,458	2,279,650	1,703,265	1,684,482	1,818,263	1,810,709	1,714,870	1,753,877
歳出計	13,120,364	13,089,041	12,767,976	12,405,668	12,371,185	12,806,109	17,307,403	15,290,109	15,389,860	14,546,668

図 普通会計の状況（歳出）

資料：市町村財政関係データ - 富山県 決算カード - 滑川市

## ③公共施設等管理計画

『滑川市公共施設等総合管理計画』によれば、本市は、道路、橋りょう及び上・下水道管などの社会基盤施設（いわゆるインフラ施設）や学校教育施設をはじめ、文化会館や図書館、公園などのように市民の方々が利用する施設、市役所などのような行政サービスを提供するための施設など、様々な施設を有しています。

公共施設等	
公共建築物 152 施設 (221 棟) 総床面積 173,782.45 m <sup>2</sup> (令和2年(2020年) 9月現在)	インフラ施設  (平成31年(2019年)3月現在)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政系施設</li> <li>・学校教育施設</li> <li>・住宅施設</li> <li>・上下水道施設 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路 (750 路線、実延長約 288 km、道路部面積約 1.9 km<sup>2</sup>)</li> <li>・橋りょう (297 橋、実延長約 2 km、道路部面積約 0.016 km<sup>2</sup>)</li> <li>・水道管 (延長約 252 km、導水管、送水管、配水管)</li> <li>・下水道管 (延長約 317 km、コンクリート管、塩ビ管、その他)</li> </ul>

昭和30年代後半から平成4年度(1992年度)を中心に建設が行われましたが、それぞれ建築物やインフラ施設の建設年度や耐用年数は異なっています。また、全体の約97%の施設で、新耐震基準(昭和56年度(1981年度)以降)を満たす耐震状況となっています。

これら公共施設等は、老朽化が急速に進行していくものと考えられ、老朽化対策、耐震化などの計画的な修繕や更新が必要となってきます。

人口減少、少子高齢化が進むなかで、将来の社会情勢や財政状況、市民ニーズを的確に見極めたうえで更新を行っていく必要があり、幅広い視野から公共施設全体を効率的、効果的に最適化するためのマネジメントを進めていく必要があります。

本市における公共施設等は、耐震を含めた大規模改修をはじめ、小修繕や機能増強により延命を図るなど適切な維持管理を行ってきており、こうした管理手法に加え、長寿命化に重点を置き、適切な維持管理を行うこととし、一定の条件下で、機械的に維持管理費用を試算シミュレーションしています。

総額は、平成28年度(2016年度)からの40年間で656.1億円、年平均16.4億円と試算されています。

		公共建築物	インフラ					合計
			道路	橋りょう	上水道	下水道	小計	
延伸した場合の更新費用	40年	295.9億円 (△265.0)	142.6億円 (△95.0)	27.6億円 (△21.9)	167.0億円 (△98.6)	23.0億円 (△276.0)	360.2億円 (△491.5)	656.1億円 (△756.5)
	年平均	7.4億円 (△6.6)	3.5億円 (△2.5)	0.7億円 (△0.5)	4.2億円 (△2.4)	0.6億円 (△6.9)	9.0億円 (△12.3)	16.4億円 (△18.9)

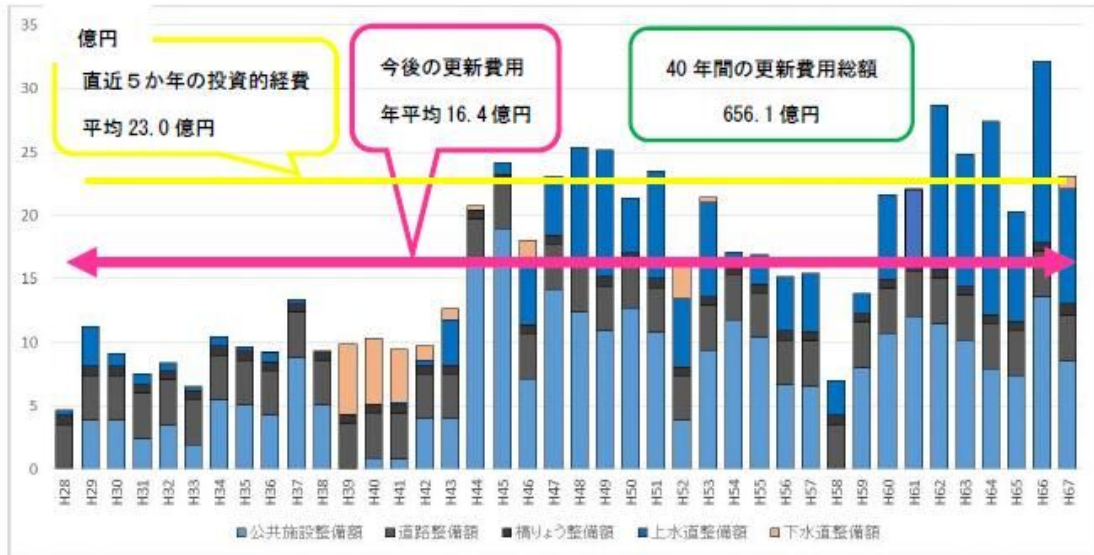


図 公共施設等の維持管理・更新費用の見通し

●今後の施設の維持管理・更新に係る基本的な方針

- I 「適切な維持管理と長寿命化の推進」・・・建物・インフラ
- II 「施設の機能移転・統合・複合化」・・・建物
- III 「施設総量の適正化」・・・建物
- IV 「指定管理者制度などの積極的な導入と利便性の向上」・・・建物

資料：滑川市公共施設等総合管理計画

(9) 地価

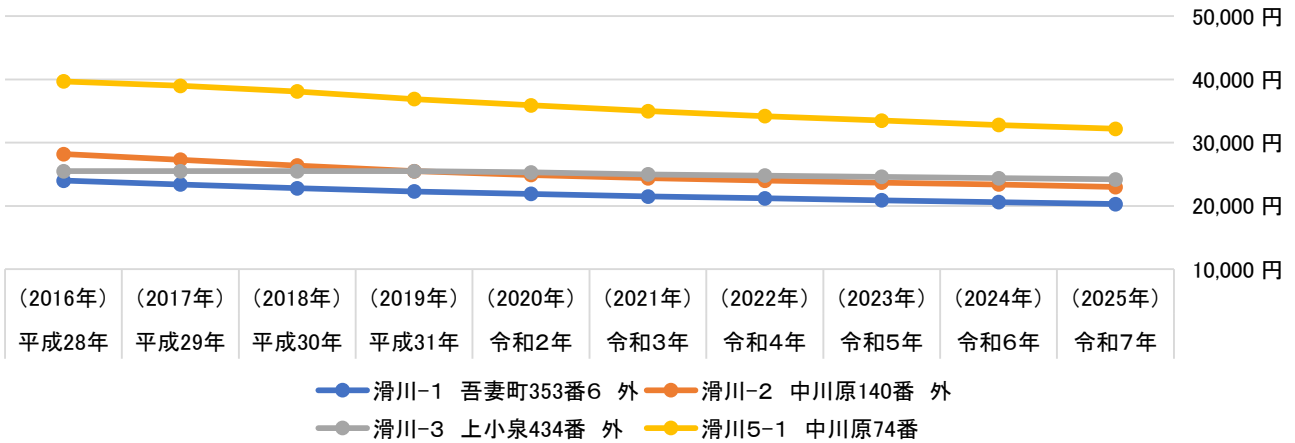
市内の地価の基準となる、地価公示（●：（国4つ）基準日：毎年1月1日）や地価調査（■：（県7つ）基準日：毎年7月1日）は、国道8号以北に不動産鑑定地点が設定されています。令和7年（2025年）から過去10年間（一部を除く）で、すべての調査地点において下落が続く状況となっており、下落率は、10%～20%となっています。また、滑川駅付近の調査地点の下落率が約18%と大きくなっています（令和元年から調査の「滑川-6 柳原50番1」を除く）。



図 地価の位置図

①地価公示

地価公示(毎年1月1日)



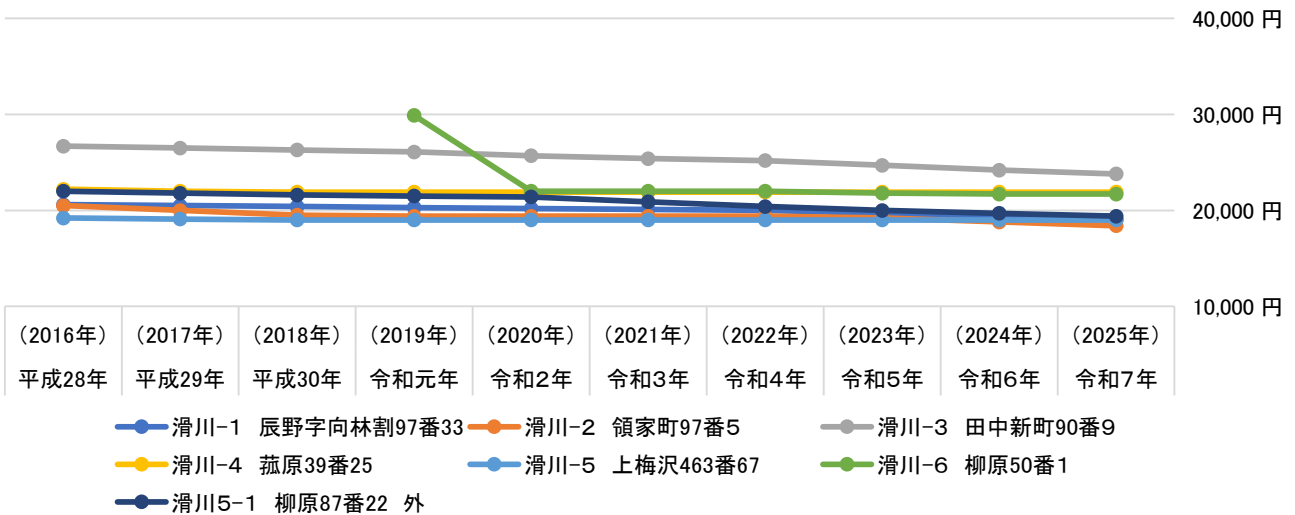
(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	(2025年)
平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年

● 滑川-1 吾妻町353番6 外 ● 滑川-2 中川原140番 外  
● 滑川-3 上小泉434番 外 ● 滑川5-1 中川原74番

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)	10 年間 下落価格	10 年間 下落率(%)
滑川-1 吾妻町 353 番 6 外	24,000	23,400	22,800	22,300	21,900	21,500	21,200	20,900	20,600	20,300	▲ 3,700	▲ 15.4
滑川-2 中川原 140 番 外	28,200	27,300	26,400	25,500	24,900	24,400	24,000	23,700	23,400	23,000	▲ 5,200	▲ 18.4
滑川-3 上小泉 434 番 外	25,500	25,500	25,500	25,500	25,300	25,000	24,800	24,600	24,400	24,200	▲ 1,300	▲ 5.1
滑川5-1 中川原 74 番	39,700	39,000	38,100	36,900	35,900	35,000	34,200	33,500	32,800	32,200	▲ 7,500	▲ 18.9

②地価調査

地価調査(県)(毎年7月1日)



(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	(2025年)
平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年

● 滑川-1 辰野字向林割97番33 ● 滑川-2 領家町97番5 ● 滑川-3 田中新町90番9  
● 滑川-4 菰原39番25 ● 滑川-5 上梅沢463番67 ● 滑川-6 柳原50番1  
● 滑川5-1 柳原87番22 外

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)	10 年間 下落価格	10 年間 下落率(%)
滑川-1 辰野字向林割 97 番 33	20,600	20,500	20,400	20,300	20,200	20,100	20,000	19,700	19,300	19,000	▲ 1,600	▲ 7.8
滑川-2 領家町 97 番 5	20,500	20,000	19,500	19,400	19,400	19,400	19,400	19,200	18,800	18,400	▲ 2,100	▲ 10.2
滑川-3 田中新町 90 番 9	26,700	26,500	26,300	26,100	25,700	25,400	25,200	24,700	24,200	23,800	▲ 2,900	▲ 10.9
滑川-4 菰原 39 番 25	22,200	22,000	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	▲ 300	▲ 1.4
滑川-5 上梅沢 463 番 67	19,200	19,100	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	▲ 200	▲ 1.0
滑川-6 柳原 50 番 1	-	-	-	29,900	22,000	22,000	22,000	21,800	21,700	21,800	▲ 8,200	▲ 27.4
滑川5-1 柳原 87 番 22 外	22,000	21,800	21,600	21,500	21,400	20,900	20,400	20,000	19,700	20,000	▲ 2,600	▲ 11.8

※滑川-6 柳原 50 番 1 は、令和元年 7 月 1 日から、不動産鑑定地点へ

図 地価の推移

### 3 上位・関連計画

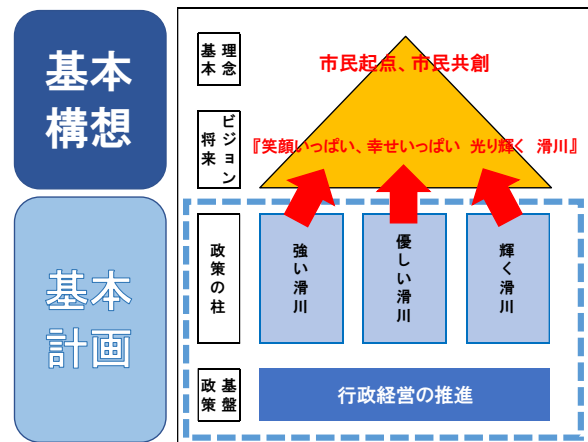
- (1) 令和2年(2020年)12月 基本構想・前期基本計画 策定  
 令和6年(2024年)6月 基本構想・前期基本計画 改定  
 令和7年(2025年)9月 後期基本計画・第3期総合戦略 策定

#### ①第5次滑川市総合計画

東日本大震災や記憶に新しい令和6年(2024年)1月の能登半島地震などをはじめとする大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等への対応、少子高齢化の一層の進展に起因する社会構造の変化や新たな行政課題の発生など、まちづくりを取り巻く状況も大きく変化しています。

第5次総合計画は、これまでの取組をさらに進めるとともに、以前に比べて未来予測が不可能な新しい時代の潮流をふまえ、これらに対応した目標を、市民をはじめとした関係者と共有し、戦略的かつ実効性の高い施策を推し進めるための指針として策定されています。

まちづくりの基本理念を「市民起点、市民共創」とし、「笑顔いっぱい 幸せいっぱい 光り輝く 滑川」という目指すべき将来像の実現に向け、各種政策を推進していくこととしています。



#### ②第3期滑川市総合戦略

本市では、平成26年(2014年)に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の目的に沿って、人口減少と地域経済縮小の克服を実現するために、平成27年(2015年)に「滑川市ひと・まち・産業(しごと)創生総合戦略」を策定し、同時に策定した「滑川市人口ビジョン」で掲げた将来展望を踏まえ、総合計画との整合を図りながら、分野横断的な取組を進めてきました。

総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民の方々と共有する最上位計画である一方、総合戦略は、人口減少克服と地方創生を目的としているため、その範囲は限定されますが、引き続き基本目標を掲げ、その達成を目指しています。

政策の柱	政 策		総合戦略※		
			①	②	③
強い滑川	1	農林業の振興	●	●	●
	2	水産業の振興		●	
	3	商業の振興		●	
	4	工業の振興		●	
	5	薬業の振興		●	
	6	雇用・職場環境の向上	●	●	
	7	地域資源のブランド化の推進		●	
	8	防災・減災・危機管理体制の推進	●		
	9	防犯・交通安全・消費者保護対策の推進	●		
	10	地域公共交通の整備	●	●	●
	11	道路交通網の整備			
	12	上下水道の整備			
優しい滑川	13	子育て支援の充実	●		●
	14	生涯スポーツの振興		●	
	15	生活困窮者の支援			
	16	長寿社会への対応	●		●
	17	障がい福祉の充実	●	●	
	18	地域福祉の推進	●	●	
	19	保健・食育・感染症対策の推進、地域医療の確保	●		●
	20	ダイバーシティが尊重される人に優しい共生社会の推進		●	
輝く滑川	21	学校教育の充実・教育のデジタル化			●
	22	青少年健全育成・地育地生の推進			
	23	生涯学習の充実			
	24	文化芸術の振興		●	
	25	人が集う魅力的なまちづくりと関係人口の創出		●	
	26	潤いのある景観の整備			
	27	地球温暖化対策の推進			
	28	SDGs未来都市の実現			
	29	公民連携によるまちづくりの推進		●	●
	30	観光の振興		●	
行政経営の推進	31	デジタル技術を活用した持続可能なまちづくり			●
	32	市民との対話による開かれた市政運営			●
	33	市職員の能力を活かす組織づくり			

図 第5次滑川市総合計画 政策体系図

※①～③は以下の総合戦略の基本目標を示します。

①：安心して働き、暮らせる生活環境をつくる

②：付加価値創出型の新しい経済循環をつくるとともに、新たな人の流れを生み出す魅力的なまちをつくる

③：A I・デジタル等の新技術を活用し、地域課題を解決する

## (2) 滑川市人口ビジョン（平成27年（2015年）10月策定）

本市における喫緊の課題である人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環を実現するため、2060年における目標人口を掲げ、将来展望を盛り込んでいます。

## 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

- 1 空き家・空き地の増加
- 2 小売り店舗等の撤退の可能性
- 3 地域産業の担い手不足
- 4 地域コミュニティの機能低下
- 5 地方財政への影響（税込減少と扶助費増加）
- 6 公共施設維持管理費の減少

## 目指すべき方向

## 人口課題への対応

- ①若い世代（結婚、出産、子育て世代）の就労、結婚、子育てなどの快適な生活環境や相談支援体制を整備
- ②若年層の人口流出の抑制・歯止め
- ③若年層・壮年層を中心とした人口流入の促進
- ④高齢者層をはじめとした健康長寿の一層の推進と市外からの定住化の促進

## 人口の将来展望

## 2060年の目標人口

人口減少対策を積極的に展開することにより、若い世代のUターン等の転入者の増加及び出生率の向上を図り、2060年の将来目標人口を30,000人と設定する。

図 滑川市人口ビジョン 将来展望

(3) 滑川市都市計画マスタープラン（平成 28 年（2016 年）3 月策定）

市全域を対象に現況を整理したうえで、都市の課題、都市計画の基本理念、将来像を示すほか、土地利用、都市施設、都市環境や景観の在り方など、分野別の都市づくり方針を示しています。

【都市計画の目標】

ひと・まち・産業が元気なまち 滑川

— キラリン元気計画 —

基本方針

基本方針 1：安全・安心で快適に暮らし続けることができる機能集約型のまち 滑川

基本方針 2：豊かな自然と都市が共生した静かで暮らしやすい環境のあるまち 滑川

基本方針 3：賑わいと活気にあふれた多様な産業が発展するものづくりのまち 滑川

基本方針 4：市民・事業者・行政が協働して創るまち 滑川

都市構造の構成

本市の地形や都市の成り立ちを踏まえ、都市構造を構成する「拠点」、「軸」、「ゾーン」について、機能や配置を示し、都市の基本的な方向性を整理しています。

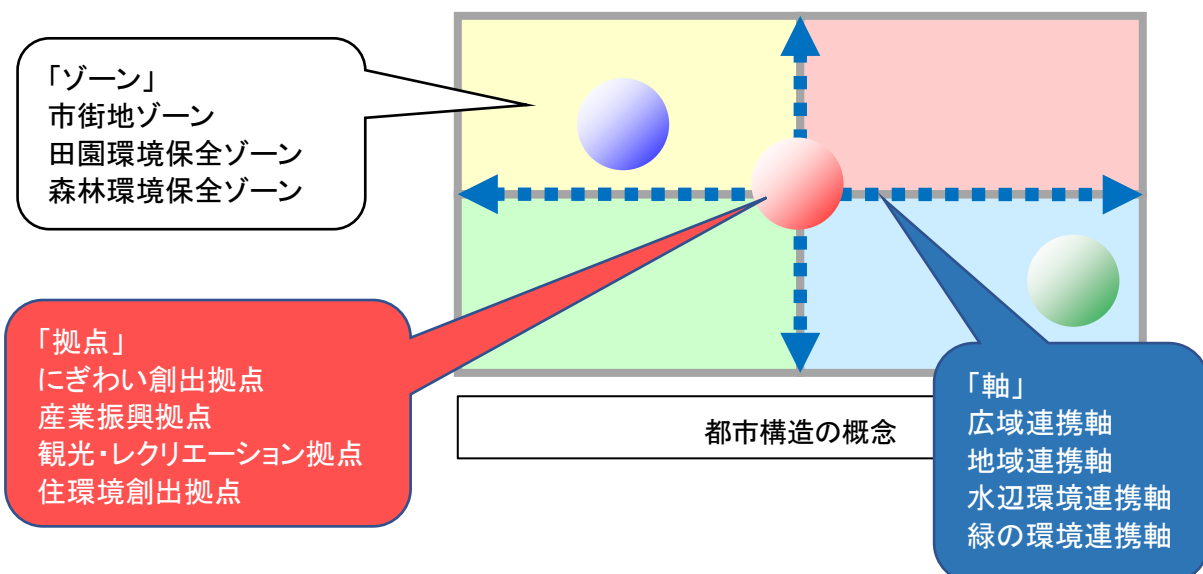


図 滑川市都市計画マスタープラン 都市構造の概念

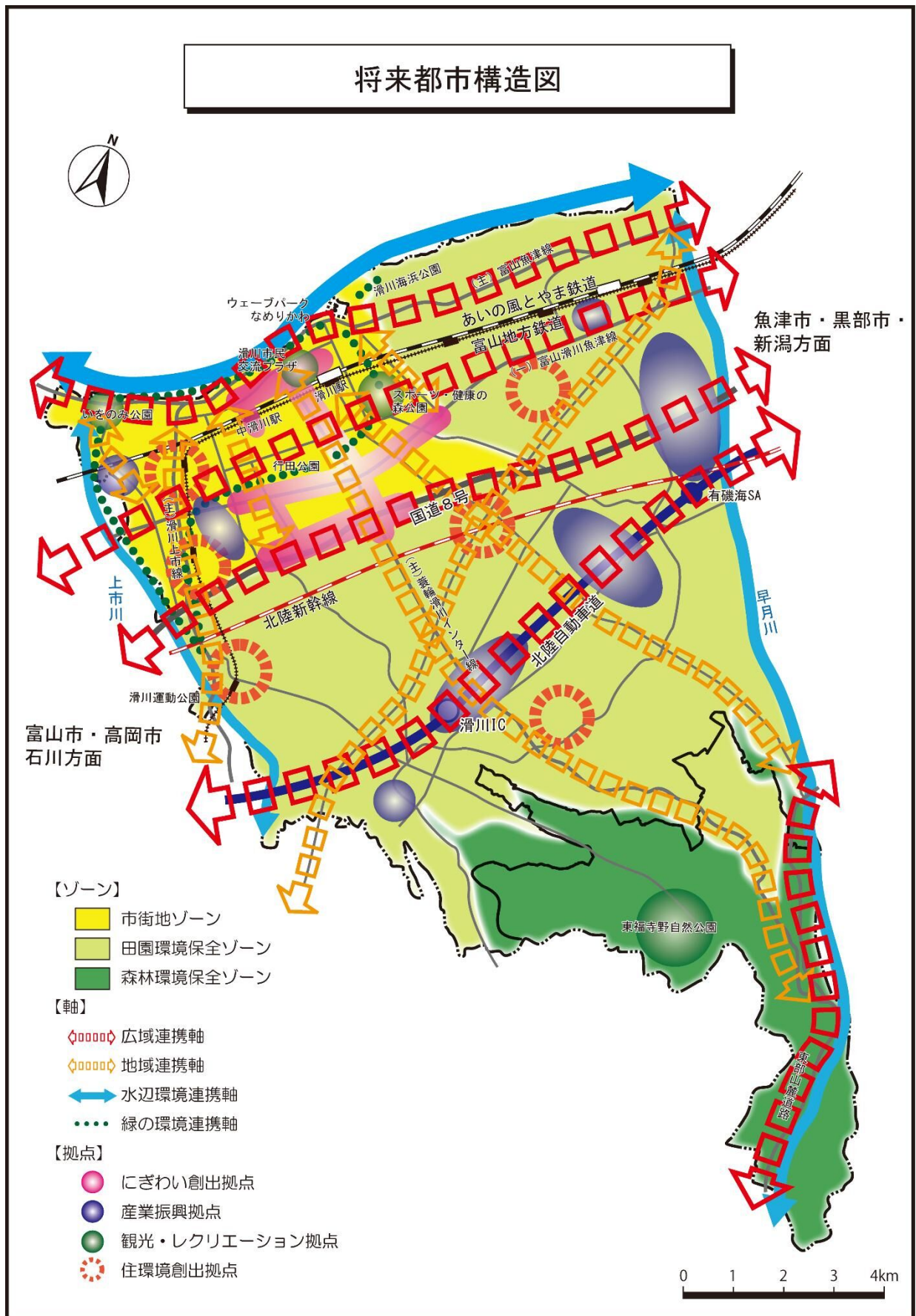


図 滑川市都市計画マスタープラン 将来都市構造

(4) 滑川市地域公共交通計画（令和5年（2023年）年3月策定）

更なる社会情勢の変化や市民ニーズに対応するために、多様な輸送資源を最大限に活用する取組を定めるため策定しました。地域公共交通の持続可能な提供の確保に資するビジョンや事業体系（マスタープラン）を記載しています。

**■ 目指す方向性(将来像)**  
**誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通の確保**

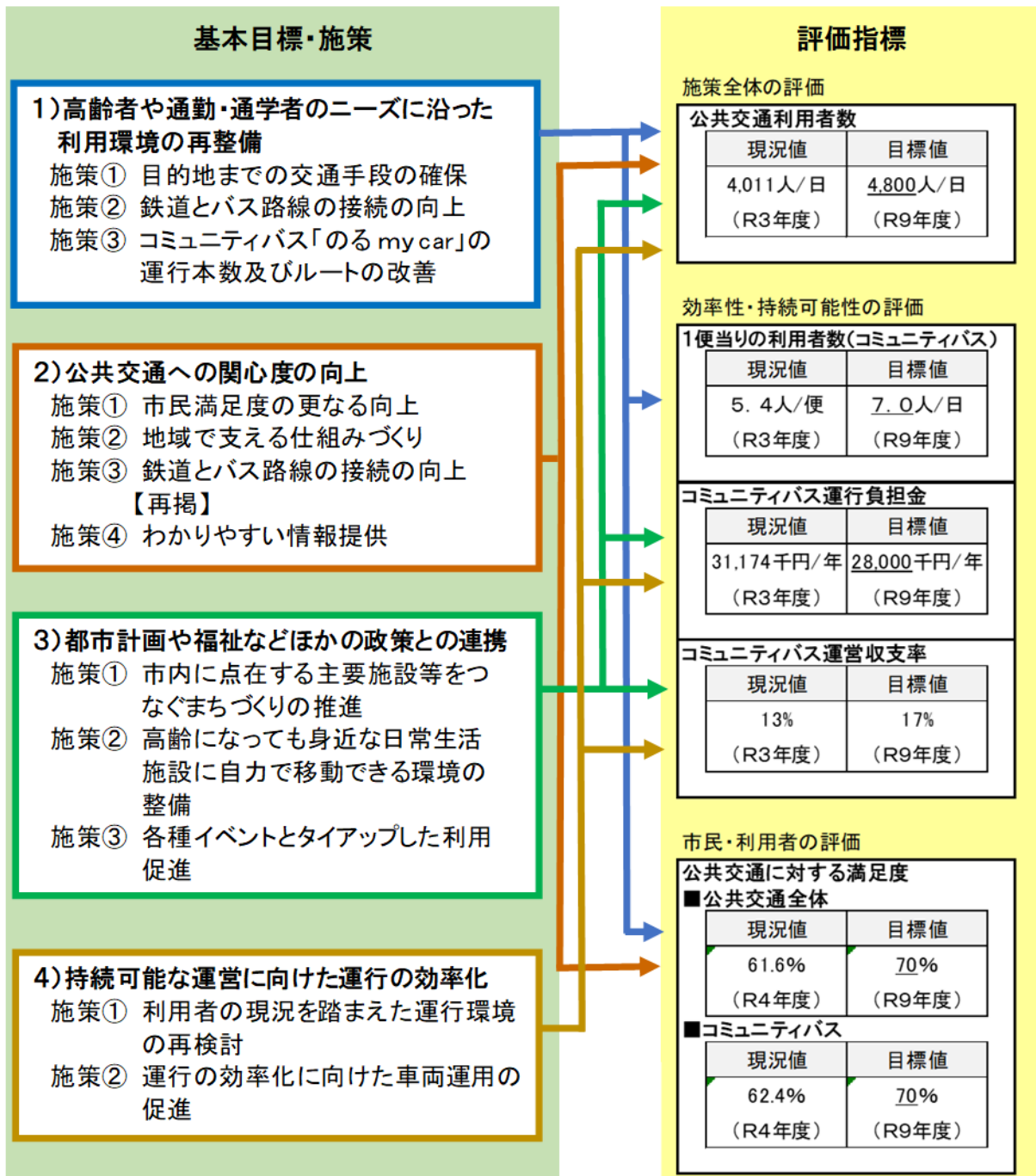


図 滑川市地域公共交通計画 施策体系

(5) 滑川市地域防災計画（昭和38年（1963年）年10月作成、以後全面修正、一部修正を繰り返している。）

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市の地域に係る災害に関し、災害予防・災害復旧について定め、市、防災関係機関、市民等が相互に連携し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる防災都市づくりの推進に資することを目的に作成しました。

地震・津波災害・風水害等・雪害・事故災害等・原子力災害と各種災害対策ごとに構成され、対策を講ずる内容となっています。

### 地震・津波災害対策編

#### 計画的なまちづくり

安全・安心なまちづくりに向けた各種施策を実施するため、地域防災計画と総合計画及び都市計画マスタープランなど、まちづくりの方針と有機的な連携を図りながら、計画的なまちづくりを推進します。

#### 災害に強いまちづくり

##### (1) 地震に強いまちづくり

①防災ブロックの形成、②防災空間の整備拡大、③建築物の耐震不燃化の促進

##### (2) 津波に強いまちづくり

①津波に強いまちの形成、②公共施設配置の考え方、③避難関連施設の整備

- ・海岸保全施設等の整備
- ・津波浸水想定区域及び津波避難場所等の設定
- ・津波避難訓練
- ・要配慮者（避難行動要支援者）への配慮
- ・情報通信体制の整備
- ・津波監視体制の整備

#### ライフライン施設の予防対策

上下水道施設、電力供給施設、ガス供給施設、通信施設、廃棄物処理施設

#### 防災拠点

- ・地域防災拠点の整備
  - 堅牢化・安全化に努め、施設機能の充実・強化を図る。
- ・公共土木施設等の耐震性等強化
- ・公共施設等の堅牢化・安全化の推進

**風水害等対策編**

**計画的なまちづくり**

風水害（台風、竜巻等突風、集中豪雨、洪水、高潮、がけ崩れ等）から市域を保全するため、地域の特性や環境、景観に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全事業等を計画的に実施し、風水害に強いまちづくりを推進します。

**風水害に強いまちづくり**

- ・ 治山
- ・ 砂防
- ・ 河川保全
- ・ 都市排水
- ・ 道路
- ・ 農地保全
- ・ 海岸保全
- ・ 港湾・漁港整備
- ・ 住宅・事業所等

**災害危険地域等の予防対策**

- ・ 土砂災害危険箇所の予防対策

土砂災害計画区域等、警戒避難体制の確立

指定名称	災害の種類	指定権限	指定の条件	対策の概要
土砂災害計画区域 (通称：イエローゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土石流</li> <li>・ 地すべり</li> <li>・ 急傾斜地の崩壊</li> </ul>	県知事	土砂災害のおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報伝達、警戒避難体制の整備</li> <li>・ 要配慮者（避難行動要支援者）への情報伝達及び警戒避難体制の整備及び周知</li> <li>・ 警戒避難に関する事項の住民への周知</li> </ul>
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)			建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定に開発行為に関する許可</li> <li>・ 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進</li> <li>・ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告</li> <li>・ 勧告による移転者への融資、資金の確保</li> </ul>

- ・ 浸水想定区域

洪水ハザードマップ、避難確保計画

**災害危険区域等**

- ・ 土地利用に関する規制、誘導
- ・ 災害危険区域

**雪害・事故災害対策編****予防計画**

雪害は、事前に予測が可能であるとされています。豪雪に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害防止又はその被害を軽減するため、計画的に防災基盤の設備を促進し、雪害に強いまちづくりを推進することとされています。

**雪害対策**

- ・道路施設の整備・道路除雪体制の整備
- ・雪崩防止施設等の整備
- ・雪に強い都市機能の整備
- ・学校施設の整備
- ・雪害予防のための措置
- ・地域ぐるみ除排雪体制の推進

**その他の災害**

その他の災害についても、予防計画、応急対策計画及び復旧対策計画が定められており、防災対策事業の推進にあたっての基本となっています。

- ・危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等
- ・林野火災
- ・海上災害（船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等）
- ・航空災害（航空機の墜落炎上等）

**原子力災害対策編****計画の目的**

法令や国が示す指針等では、原子力災害について地域防災計画に策定する義務はないが、放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないなど、その特殊性を考慮し、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的としています。

**災害の想定**

- ・北陸電力株式会社「志賀原子力発電所」（石川県羽咋郡志賀町赤住1）
- ・緊急時に防護措置を準備する区域は、原発から概ね半径30kmの圏内。
- ・本市は、「志賀原子力発電所」から半径約60kmに位置します。

**災害対策計画**

## ●基本方針

法令に基づき、実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めることとしています。

- ・情報の収集・連絡体制・市民等への的確な情報伝達体制等の整備
- ・応急体制並びに救助・救急及び防護資機材等の整備
- ・避難収容活動体制の整備

## 4 課題の整理

「第2章 2 現状把握」以降での各種データを踏まえ、立地適正化に係る本市の課題についてまとめました。これらを踏まえ、滑川市立地適正化計画の策定に取り組んでいきます。

人口関係	課題	・人口の低密度化の抑制
<p>平成17年（2005年）までは増加傾向にあった人口は、緩やかに減少を続けています。</p> <p>滑川東地区、滑川西地区を中心に設定されている「人口集中地区」における人口が減少し続けており、それに比例し、人口密度も減少を続けています。一方で市内北加積・西加積地区における人口・世帯数が増加しています。その他滑川東・西地区及び山加積地区を除く全地区で人口は減少していますが、世帯数が増加しています。</p> <p>一般に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）も減少を続けており、生産年齢人口の減少により、労働力の不足、需要減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されます。</p> <p>将来人口についても、人口減少の早さが鈍化したように見えますが、将来に向けて人口は変わらず減少するものと推計されており、医療・子育て・商業等の生活サービス機能の維持が困難となるおそれがあります。そのため、人口の低密度化を抑制する必要があります。</p>		

土地利用関係	課題	・用途地域指定区域内の低未利用土地の有効活用 ・市街地拡大の抑制
<p>用途地域指定区域における土地利用現況は、全体670.8haのうち、田・畑・山林及び河川などの自然的土地利用を除く都市的土地利用は、556.2ha・約83%を占めています。住宅用地については、186.5haで全体670.8haのうちの約28%を占めています。</p> <p>用途地域指定区域内においては、田・畑、法面や改変工事中の土地を除く空き地及び空き家・空き店舗の存する土地とされる低未利用土地は、113.2ha残っている状況です。また、市内での空き家件数は769件ののぼり、内、滑川東地区・西地区で460件（滑川東307件・滑川西153件）となっており、約6割がこの地区に集中しています。このため、低未利用土地の有効活用が必要です。</p> <p>用途地域指定区域内には、住宅が密集しており、商業施設、小・中学校などをはじめとする公的施設などが集中しています。一方で郊外には幹線道路沿いに住宅が点在して密集する形になっており、小・中学校や国道8号沿いには大規模商業施設も点在しています。工業用地については、大規模なものは、早月川左岸や高速道路、国道8号沿いに集中して立地しています。</p> <p>用途地域指定区域外における開発によって、人口や都市機能の低密度化が進行し、用途地域指定区域内に空き地や空き家、空き店舗等が増加することが懸念されます。そのため、市街地の拡大の抑制を図る必要があります。</p>		

公共交通関係	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズに合った公共交通の運用</li> <li>・まちづくり施策との連携と地域公共交通の確保</li> </ul>
<p>本市の公共交通ネットワークとして、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、市コミュニティバス「のる my car」が運行されています。またタクシー事業者による、タクシーや代行運行もあり、あらゆる交通モードにより、市内全域をカバーしている形となっています。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により令和2年度（2020年度）に各種交通事業において利用者数が落ち込み、未だ当該影響を受ける以前の水準にまで回復していない状況です。</p> <p>目的地に向かう路線がない、運行時間が合わなく公共交通を利用していない、という現状から、市民ニーズに合った公共交通の運用が必要です。また、都市計画や福祉等のまちづくり施策と連携し、主要施設等をつなぐまちづくりや誰もが利用しやすい地域公共交通の確保が必要です。</p>		

都市施設関係	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活サービス機能の維持・向上</li> <li>・中滑川駅、滑川駅周辺の拠点性強化</li> <li>・日常的な生活サービスを提供する拠点の確保</li> </ul>
<p>用途地域内の病院・診療所などの医療機関の徒歩圏カバー率は約96%、保育所・園なども含む福祉施設は及び商業施設は約99%であり、概ね用途地域全域をカバーしています。一方で学校・地区公民館などは、滑川東・西地区や各加積にそれぞれ立地しています。今後、人口減少により、生活サービス施設が減少するおそれがあることから、生活サービス機能の維持・向上を図る必要があります。</p> <p>また、中滑川駅、滑川駅周辺においては、市の中心的な拠点として、都市機能の集積や賑わい創出に資する施策の展開により、拠点性の強化を図る必要があります。</p> <p>郊外部においては、地域コミュニティの維持のため、日常的な生活サービスを提供する拠点の確保が必要です。</p>		

財政関係	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な財源確保、限られた財源の中で選択と集中によるまちづくり</li> <li>・公共施設等及び社会インフラの集約化・在り方の検討</li> </ul>
<p>人口が減少するなかで、安定的な市税等の確保は重要な課題であると考えられ、特に景気に左右されない固定資産税の安定的な確保が肝要であることから、下落を続ける地価への歯止めが必要です。</p> <p>今後は、子育て支援策の充実や障がい者の自立支援給付、高齢福祉のための社会福祉費に係る扶助費や、老朽化が急速に進行していくものと考えられる道路、水道及び下水道施設をはじめとする社会インフラ整備の改築・更新なども控えており、投資的経費の増加も予想されます。そのため、公共施設等及び社会インフラの集約化・在り方の検討が必要です。</p>		

## 第3章 滑川市立地適正化計画の基本方針

### 1 基本的な方針

本市は、昭和45年度（1970年度）の滑川都市計画用途地域の決定があったときから、富山地方鉄道中滑川駅の周辺部を商業業務機能が集積した地域として発展してきました。また、既成市街地であるあいの風とやま鉄道・富山地方鉄道滑川駅と既成中心部を結ぶ沿線では、日常生活品購買を主体とする近隣商業地を配置してきました。

住宅地については、あいの風とやま鉄道滑川駅周辺から一般県道富山・滑川・魚津線までの地域において土地区画整理事業などを実施し、市街地の開発造成を促してきました。

その結果、あいの風とやま鉄道・富山地方鉄道滑川駅周辺では、ショッピングセンター、商店街及び病院が立地し、富山地方鉄道中滑川駅周辺では、行政、金融機関及び地区の特性を生かした商店街がそれぞれ立地しています。

一方、用途地域指定内を中心として、都市計画道路、都市公園及び公共下水道の整備が進み、特に、既成市街地（滑川東地区及び西地区）に設定される「人口集中地区」では、平成2年（1990年）まで地区内人口が10,000人を超え、人口密度についても、4,000人/km<sup>2</sup>を上回っていました。しかしながら、平成の初頭から、「人口集中地区」での人口は減少しはじめています。

また、用途地域指定外での大型ショッピングセンターをはじめとした商業施設の建設や住宅団地の造成を背景に、平成17年（2005年）まで、市内総人口は増加を続けてきましたが、平成17年（2005年）以降、本市の人口減少に歯止めがかからない状況にあり、令和5年（2023年）12月発表の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も人口は変わらず減少するものとされています。

このような背景を踏まえ、本市においては、さらなる人口減少の進行をはじめ、社会構造の変化や新たな行政課題の発生など、まちづくりを取り巻く状況が変化していく中で滑川市第5次総合計画に定める『笑顔いっぱい、幸せいっぱい 光り輝く滑川』という目指すべき将来像の実現に向け、持続可能で安全・安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、関連計画の方針を踏まえた上で、「滑川市立地適正化計画」における、まちづくりの基本方針を定めます。

(1) 滑川市都市マスタープラン（平成28年（2016年）3月策定）で定める、  
都市計画の基本方針

**基本方針1：安全・安心で快適に暮らし続けることができる機能集約型のまち 滑川**

- ・適正な土地利用と既存ストックの有効活用によりコンパクトなまちづくりを推進し、市内はもとより市外からの定住化に向けたすみよいまちづくりを推進する。
- ・道路・交通網の整備によって、人や物の交流を推進する。
- ・誰もが安全に暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。
- ・身近な公園や緑地等の拡充、医療や福祉環境を充実することにより、子どもから高齢者までが安全に暮らすことができるまちづくりを推進する。

**基本方針2：豊かな自然と都市が共生した静かで暮らしやすい環境のあるまち 滑川**

- ・ホタルイカが生息する富山湾をはじめ、東福寺野周辺の豊かな緑、扇状地に広がる優良な農地などは、滑川市の優れた自然環境として保全する。
- ・都市を取り巻く豊かな自然環境と共生し、静かな環境のなか心豊かに暮らせるとともに、長く積み重ねられてきた歴史・文化を土台とした美しい都市環境を創出する。

**基本方針3：賑わいと活気にあふれた多様な産業が発展するものづくりのまち 滑川**

- ・農林水産業、工業、商業、薬業など滑川市の多様な産業が調和して発展できる環境を整えるとともに、市民などが元気に働くことができる雇用の場を創出する。
- ・滑川市の中心市街地などにおいて、市内外の人々が交流できる賑わいのある商業拠点を形成する。
- ・豊かな自然環境、歴史・文化などの地域固有の資源を活かしながら、時代の潮流を踏まえた観光産業や新たな産業の育成を図る。



**基本方針4：市民・事業者・行政が協働して創るまち 滑川**

- ・市民・事業者・行政が協働して創るまちづくりを継続できる体制を構築する。
- ・まちづくりに関する情報を発信し、まちづくり（制度を含む）に対する市民や事業者の意識情勢を図る。

(2) 滑川市人口ビジョン（平成 27 年（2015 年）10 月策定）で定める、  
人口の将来展望

本市が目指すべき将来人口規模を以下のように展望しています。

人口減少対策を積極的に展開することにより、若い世代のUターン等の  
転入者の増加及び出生率の向上を図り、2060 年の将来目標人口を 30,000 人  
と設定する。

(3) 滑川市地域公共交通計画（令和 5 年（2023 年）3 月策定）で定める、  
目指す方向性（将来像）

更なる社会情勢の変化や市民ニーズに対応するために、多様な輸送資源を最大  
限に活用する取組を定めるため策定され、目指す方向性（将来像）を以下のよう  
に記載し、基本目標・施策を具体的に定めています。

誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通の確保

これらの関連計画や、「第2章 滑川市の現状及び課題」を踏まえ、まちづくりの基本方針及び施策の基本方針を以下のとおり定めます。

### 現状把握の要点

- 人口集中地区（DID）の人口密度が減少
- 将来人口の減少による生活サービス機能の維持が困難となるおそれ
- コミュニティバスの利用者数は緩やかに減少傾向
- 用途地域内に都市施設が集中
- 用途地域内の低未用地は約17%（113.2ha）存在
- 滑川駅・中滑川駅周辺の地価の下落率が高い
- 市民の約7割に定住意向がある一方で10代から30代の市外への転出意向が比較的に高い
- 滑川駅、中滑川駅周辺の拠点整備ニーズが高い一方で用途地域外での拠点整備ニーズもある
- 買い物や飲食の施設や医療施設がなくなることへの不安が大きい
- 現在の住宅、商業、工業などの都市機能の維持が望まれている



### 主要な課題

人口の低密度化の抑制

都市機能・公共交通サービスの維持

滑川駅・中滑川駅周辺の拠点性強化



### まちづくりの方針

中心拠点を見つめ直し、地域・生活拠点からのアクセスを向上させ、「住んでみたい、行ってみたい」に加えて「住んでいて良かった、住んでみて良かった、来てみて良かった」へつなげるまちづくり



### 施策の基本方針

- 中心部への移住・定住促進
- 生活環境の整備
- 市街地拡大を抑制するための適正な土地利用の規制・誘導

- 中心部や地域・生活拠点への都市機能の立地誘導
- 公共交通の利便性向上・利用促進
- 持続可能な公共交通に向けた運行の効率化

- 行政、医療、商業等の拠点施設の維持・立地誘導
- 滑川駅・中滑川駅周辺のウォークラブルなまちづくりの推進
- 交通結節点機能の強化

## 2 目指すべき都市の骨格構造

『滑川市都市計画マスタープラン』において、将来都市構造として、本市の地形や都市の成り立ちを踏まえ、都市構造を構成する「拠点」、「軸」、及び「ゾーン」を定め、機能や配置を示しています。

これら将来都市構造の考え方を踏まえるとともに、本計画のまちづくりの方針を「中心拠点を見つめ直し、地域・生活拠点からのアクセスを向上」としていることも踏まえ、持続可能な多極・拠点集約型都市構造の実現に向けて、「中心拠点」、「地域・生活拠点」及び「交通ネットワーク」を設定し、本計画の目指すべき都市の骨格構造を定めます。

中心拠点	<p>市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、住民に行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積等の高次の都市機能を提供する拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● あいの風とやま鉄道滑川駅、富山地方鉄道滑川駅周辺</li> <li>● 富山地方鉄道中滑川駅周辺</li> </ul>
地域・生活拠点	<p>地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパー等、主として日常的な生活サービスを提供する拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 富山地方鉄道西滑川、西加積及び中加積駅周辺</li> <li>● 東部小学校、北加積小学校及び東加積小学校周辺</li> </ul>
交通ネットワーク	<p>中心拠点や地域生活拠点間及び近隣都市をつなぐ鉄道や道路の交通ネットワーク</p>

目指すべき都市の骨格構造のイメージ

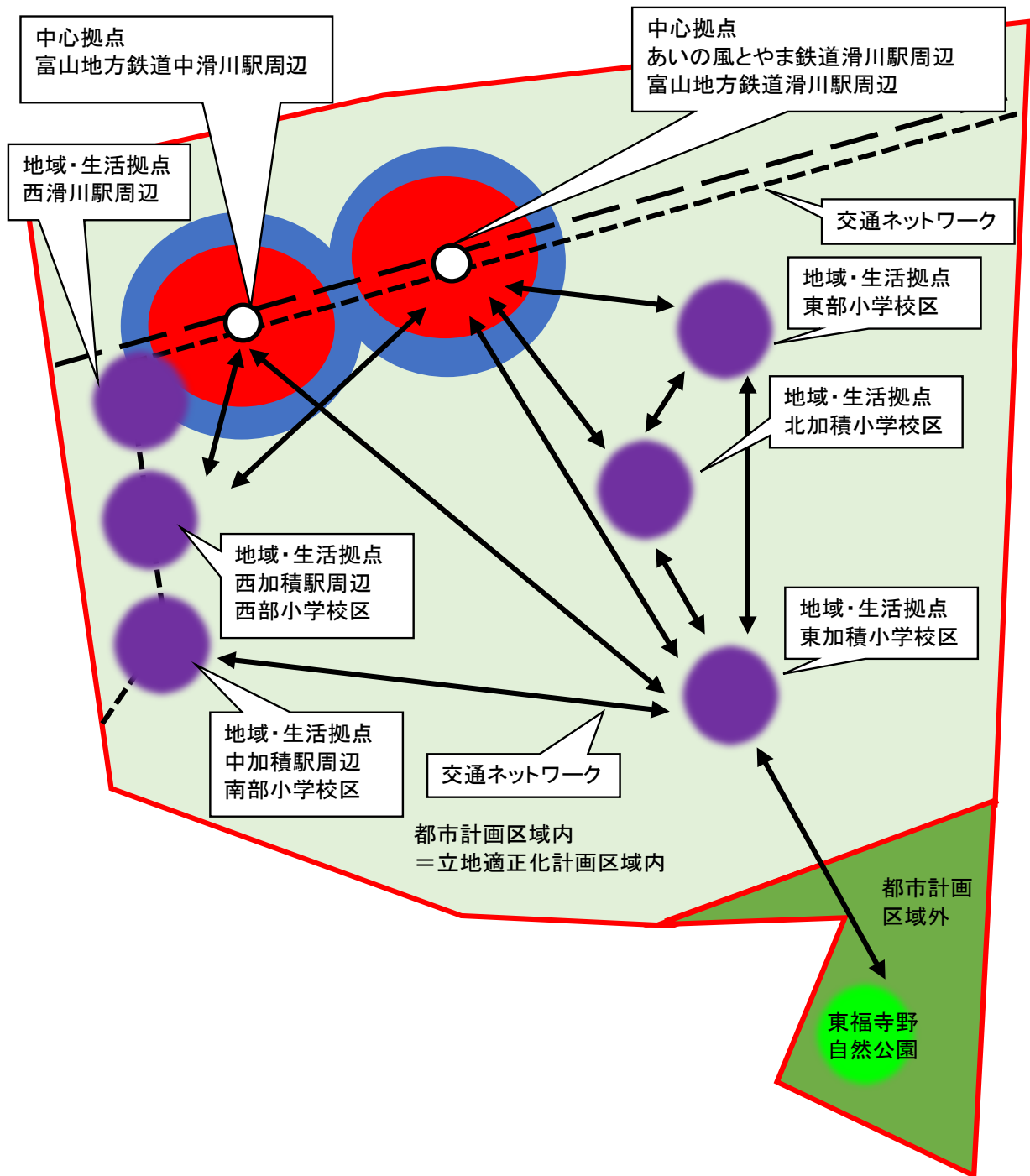


図 目指すべき都市の骨格構造

## 第4章 居住誘導区域の設定

### 1 居住誘導区域の設定

#### (1) 居住誘導区域とは

本計画の第1章において「立地適正化計画区域」を設定しました。当該区域の中に、都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）及び都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）を定めます。

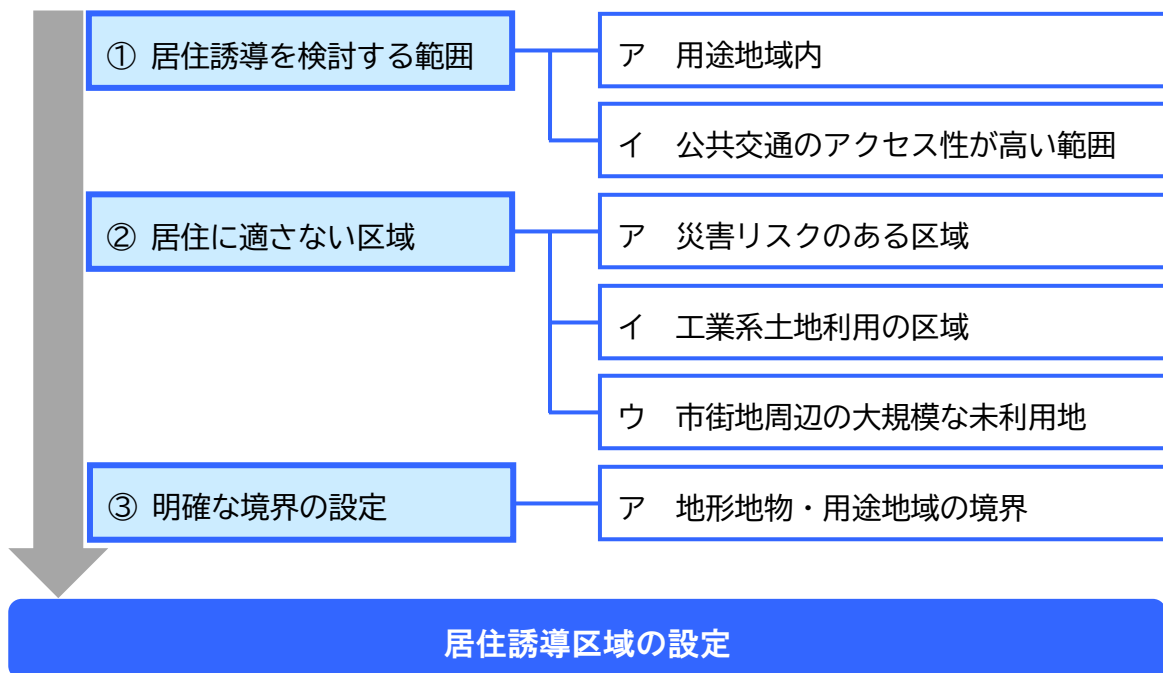
国が定める都市計画運用指針や手引きなどによると、「居住誘導区域」とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス（※1）やコミュニティ（※2）が持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域とされています。

※1 生活サービス：医療・福祉・子育て支援・商業等。

※2 コミュニティ：同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通の意識、価値観、言語、行動規範、生活様式等を形成する地域的生活共同体。

#### (2) 居住誘導区域の設定方針

本市では、以下の検討フローに沿って、「①居住誘導を検討する範囲」から「②居住に適さない区域」を除いた上で「③明確な境界の設定」を行い、居住誘導区域を設定します。



①居住誘導を検討する範囲

ア 用途地域内

○居住誘導を検討する範囲は、「滑川市都市計画マスタープラン」の将来都市構造に示された“市街地ゾーン”の考え方を踏まえ、当該ゾーンに包含された範囲であるとともに、本市の中心市街地が形成された用途地域内を前提とします。

参考：「滑川市都市計画マスタープラン」

将来都市構造（市街地ゾーン）

用途地域が指定されている地域を中心として、国道8号等に囲まれたエリア一帯を「市街地ゾーン」として位置付け、都市機能を集約しながら、魅力的な都市空間、誰もが安全・安心で快適に暮らし続けることができる住環境の形成を図る。

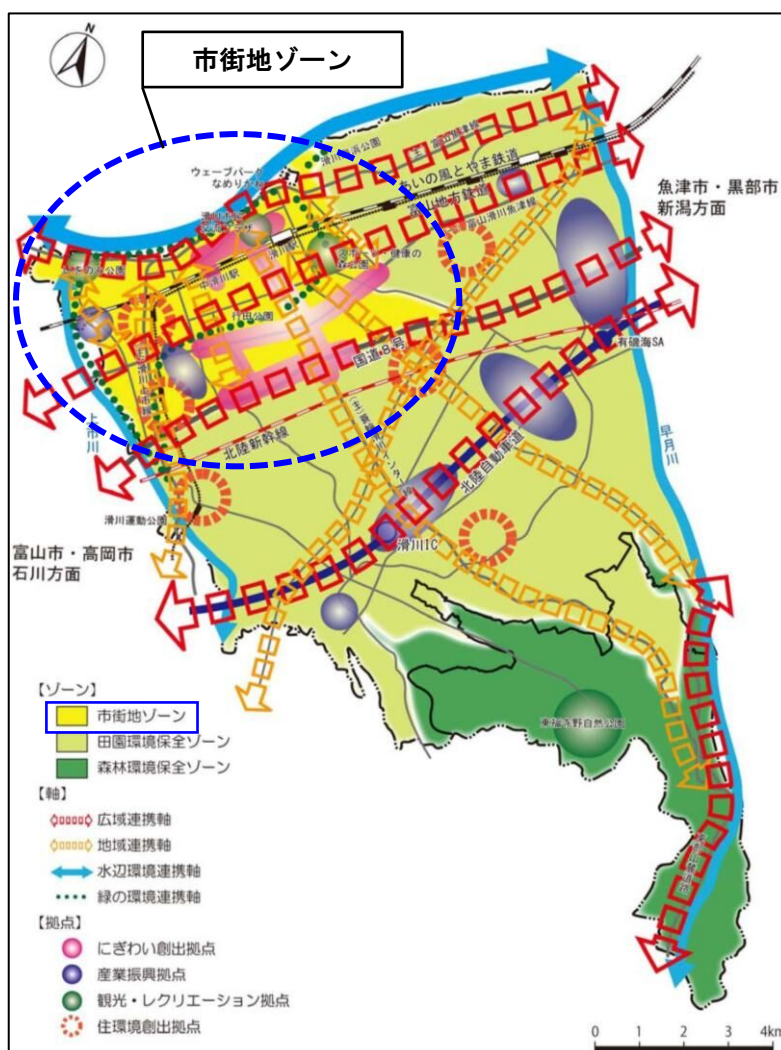


図 将来都市構造図

資料：滑川市都市計画マスタープラン

イ 公共交通のアクセス性が高い範囲

○都市計画運用指針に基づき、本市の中心拠点や地域・生活拠点をはじめ、市内外への移動が容易にできる鉄道駅やバス停などの公共交通へのアクセス性が高い範囲とします。

参考：「都市計画運用指針 第13版」

② 居住誘導区域の設定

1) 居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下が考えられる。

- ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

○公共交通へのアクセス性が高い範囲については、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課）」において一般的な徒歩圏とされる駅から半径800m、バス停から半径300mに包含された範囲を基本とします。

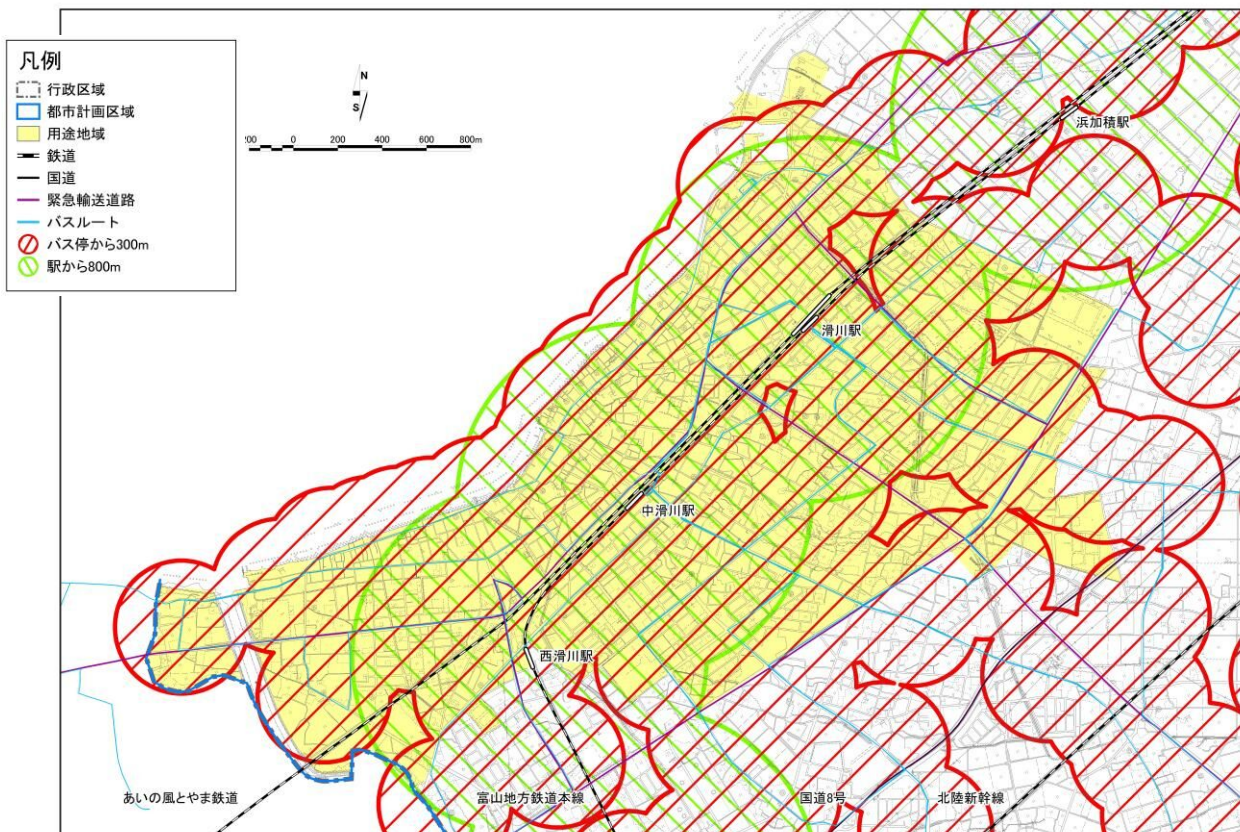


図 駅から半径800m、バス停から半径300mのカバー圏域

## ②居住に適さない区域

## ア 災害リスクのある区域

- 都市再生特別措置法施行令第30条において、居住誘導区域に含めてはならない区域とされている「土砂災害特別警戒区域」「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」については、居住誘導区域に含めないものとします。
- 「土砂災害警戒区域」については、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合、原則、居住誘導区域に含めないものとします。
- 「津波災害警戒区域」の浸水深さ 0.3m以上<sup>\*</sup>の浸水想定区域については、原則、居住誘導区域に含めないものとします。

※気象庁では、高さ0.2～0.3m程度でも人は速い流れに巻き込まれてしまうおそれがあるとしています。

- 「洪水浸水想定区域」については、防災指針において災害リスクの回避・低減を図ることにより、居住誘導区域に含めるものとします。
- なお、本市の用途地域内には、「土砂災害特別警戒区域」「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害警戒区域」の該当区域はありません。

## イ 工業系土地利用の区域

- 都市計画運用指針に基づき、工業専用地域については、居住誘導区域に含めないものとします。
- 工業系用途地域のうち、準工業地域、工業地域についても、工業の利便性を図ることを目的とした地域であるため、居住誘導区域に含めないものとします。

## 参考：「都市計画運用指針 第13版」

## ② 居住誘導区域の設定

5) 次に掲げる区域を居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい。

- ア 法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第13号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域

ウ 市街地周辺の大規模な未利用地

○用地地域縁辺部の大規模な未利用地（2ha以上）については、市街地の拡大に伴う人口密度の低下、インフラコスト増加の抑制及び市街地中心部への居住誘導を図るため、居住誘導区域に含めないこととします。

参考：「第13版都市計画運用指針」

② 居住誘導区域の設定

5) 次に掲げる区域を居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい。

ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

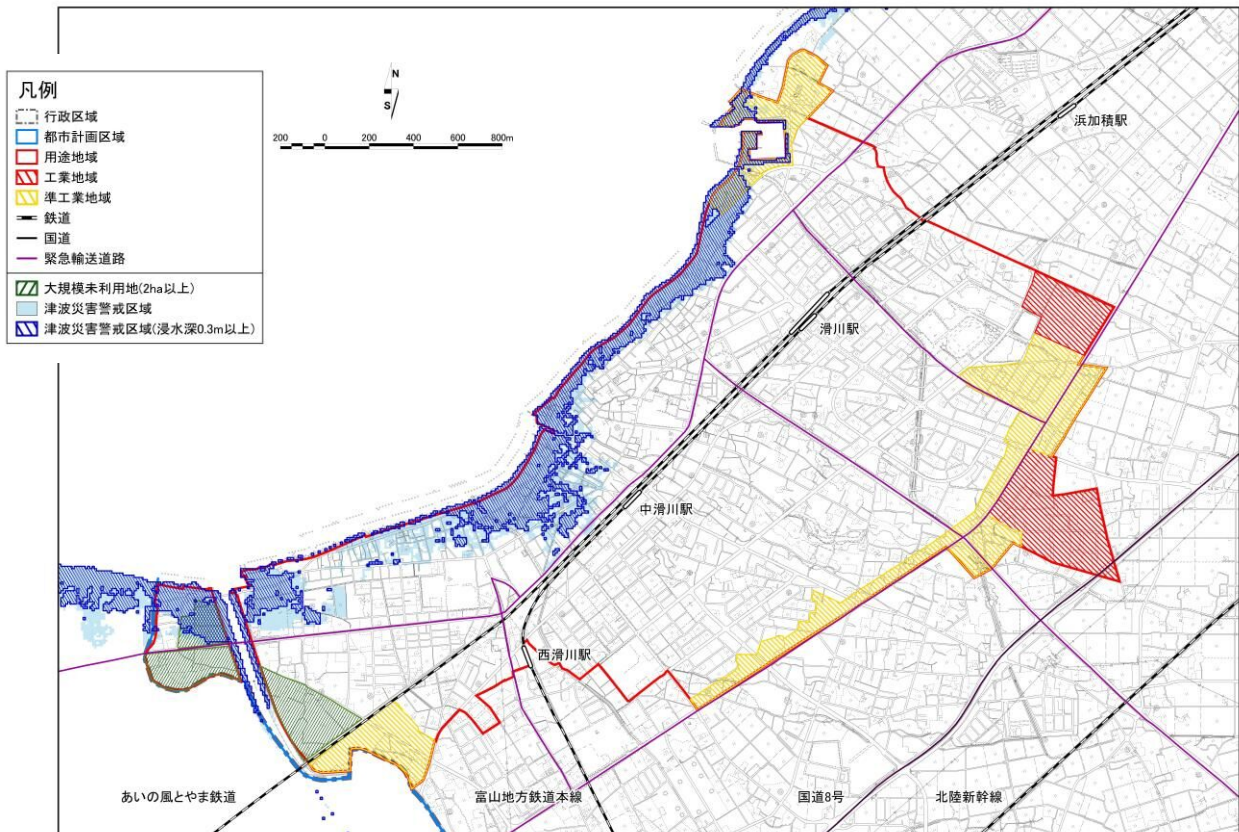


図 居住に適さない区域

## ③明確な境界の設定

## ア 地形地物・用途地域の境界

- 居住誘導区域は、「①居住誘導を検討する範囲」から「②居住に適さない区域」を除き、基本となる範囲を設定します。
- 居住誘導区域の境界は、明確な境界とするため、地形地物、用途地域の境界を基本として設定します。

## (3) 居住誘導区域及び区域面積

(2) 居住誘導区域の設定方針に基づき、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

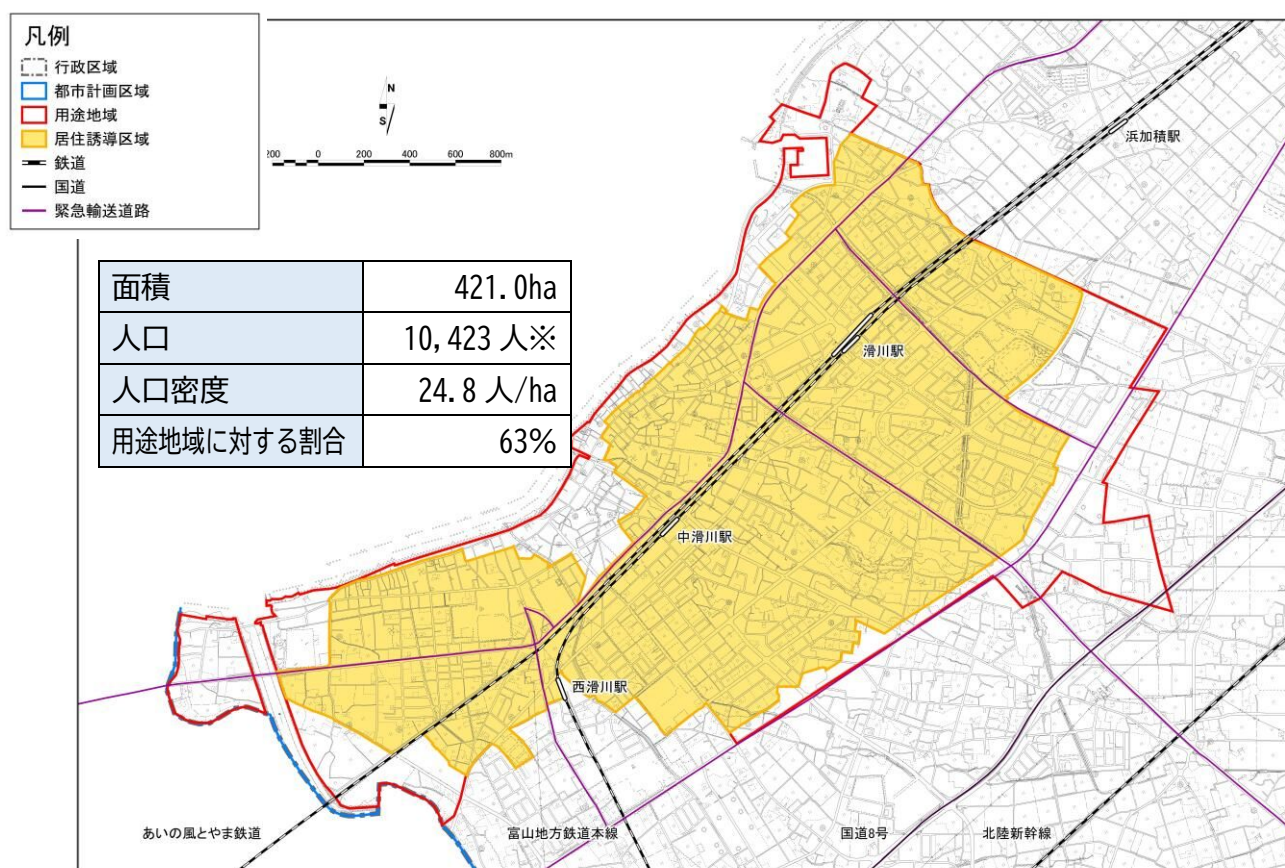


図 居住誘導区域

※居住誘導区域内の人口は、将来人口・世帯予測ツール（国土交通省 国土技術政策総合研究所）により算出した100mメッシュの人口を集計

## 第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

### 1 都市機能誘導区域の設定

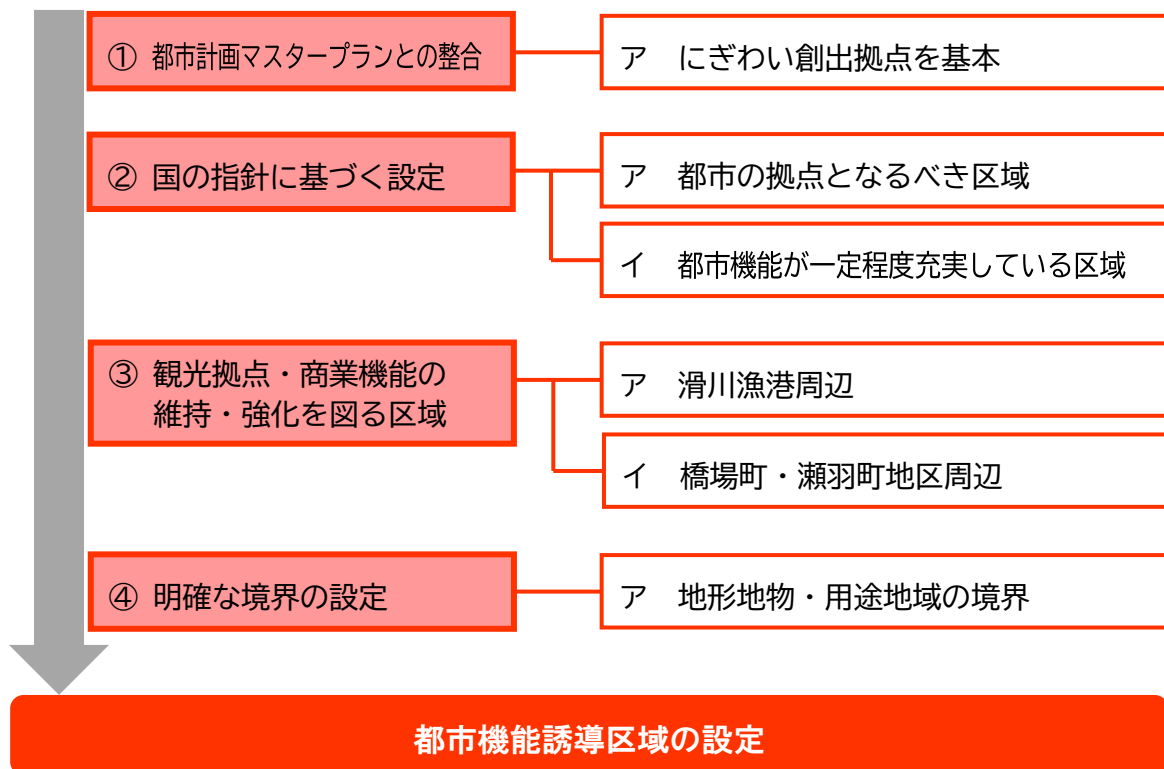
#### (1) 都市機能誘導区域とは

本計画の第4章において「立地適正化計画区域」内に設定できるとされている都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）について記述しましたが、本章は、もう一方の都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）の設定について記述します。

国が定める、都市計画運用指針や手引きなどによると、「都市機能誘導区域」とは、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域、とされています。

#### (2) 都市機能誘導区域の設定方針

本市では、滑川市都市計画マスタープランの将来都市構造や国の指針（都市計画運用指針）の考え方などをもとに、以下の検討フローに沿って、都市機能誘導区域を設定します。



①都市計画マスタープランとの整合

○都市機能誘導区域は、「滑川市都市計画マスタープラン」の将来都市構造に示された“にぎわい創出拠点”の考え方を踏まえ、当該拠点に位置づけられている範囲周辺を基本として設定します。

参考：「滑川市都市計画マスタープラン」

将来都市構造（にぎわい創出拠点）

滑川駅・中滑川駅周辺、一般県道富山滑川魚津線（旧国道8号）沿道の商業施設の集積地、国道8号沿道、主要地方道蓑輪滑川インター線（国道8号～滑川駅・中滑川駅周辺間）及び市道上島上小泉線沿道は、「にぎわい創出拠点」として位置づけ、まちの顔となる美しく魅力的な商業空間の創出を図るとともに、既存の商店街及び新たに形成される商業地の連携強化を図る。

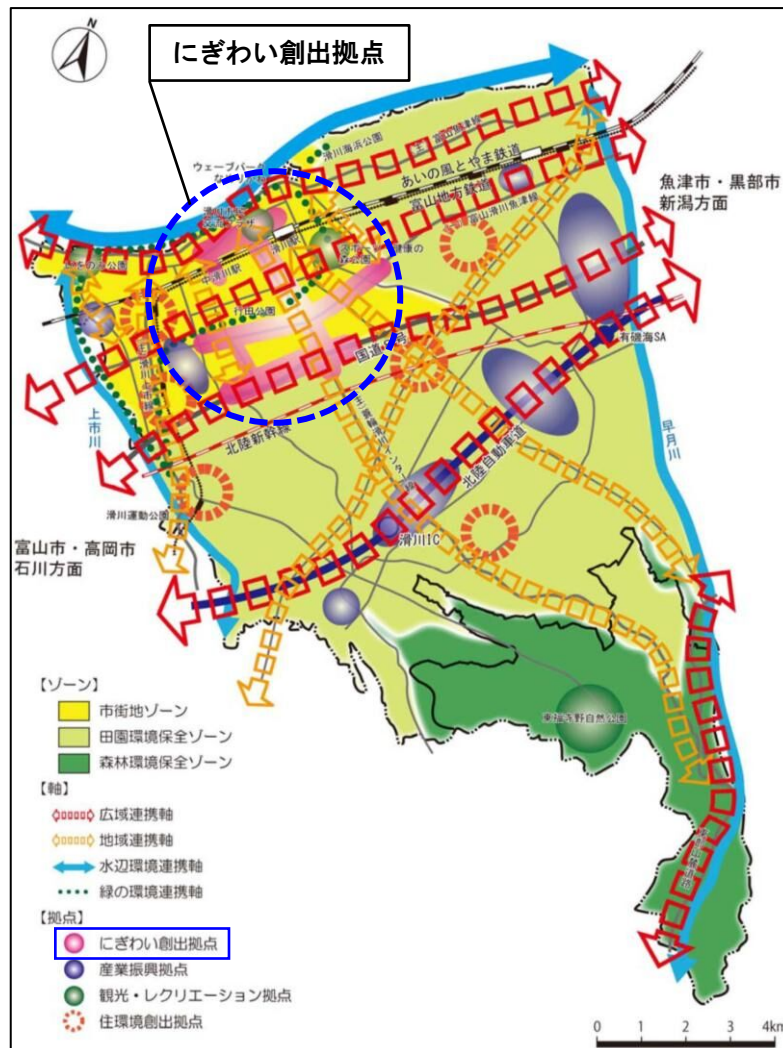


図 将来都市構造図

資料：滑川市都市計画マスタープラン

## ②国の指針に基づく設定

- 「都市計画運用指針 第13版」に基づき、都市の拠点となるべき区域、都市機能が一定程度充実している区域を基本として設定します。

## 参考：「都市計画運用指針 第13版」

## ② 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。

また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

#### ア 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

- 都市の拠点となるべき区域となる範囲については、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課）」において高齢者の一般的な徒歩圏とされる駅（滑川駅、中滑川駅）から半径500mに包含された範囲を基本とします。

#### イ 都市機能が一定程度充実している区域

- 「ア 都市の拠点となるべき区域」である駅から半径500m圏外となりますが、公共交通のアクセス性が高い範囲に含まれ、都市施設が一定程度立地している幹線道路沿線（カエデ通り、一般県道滑川停車場線、市道滑川・富山線）、滑川市スポーツ・健康の森公園周辺を都市機能誘導区域に含めるものとします。

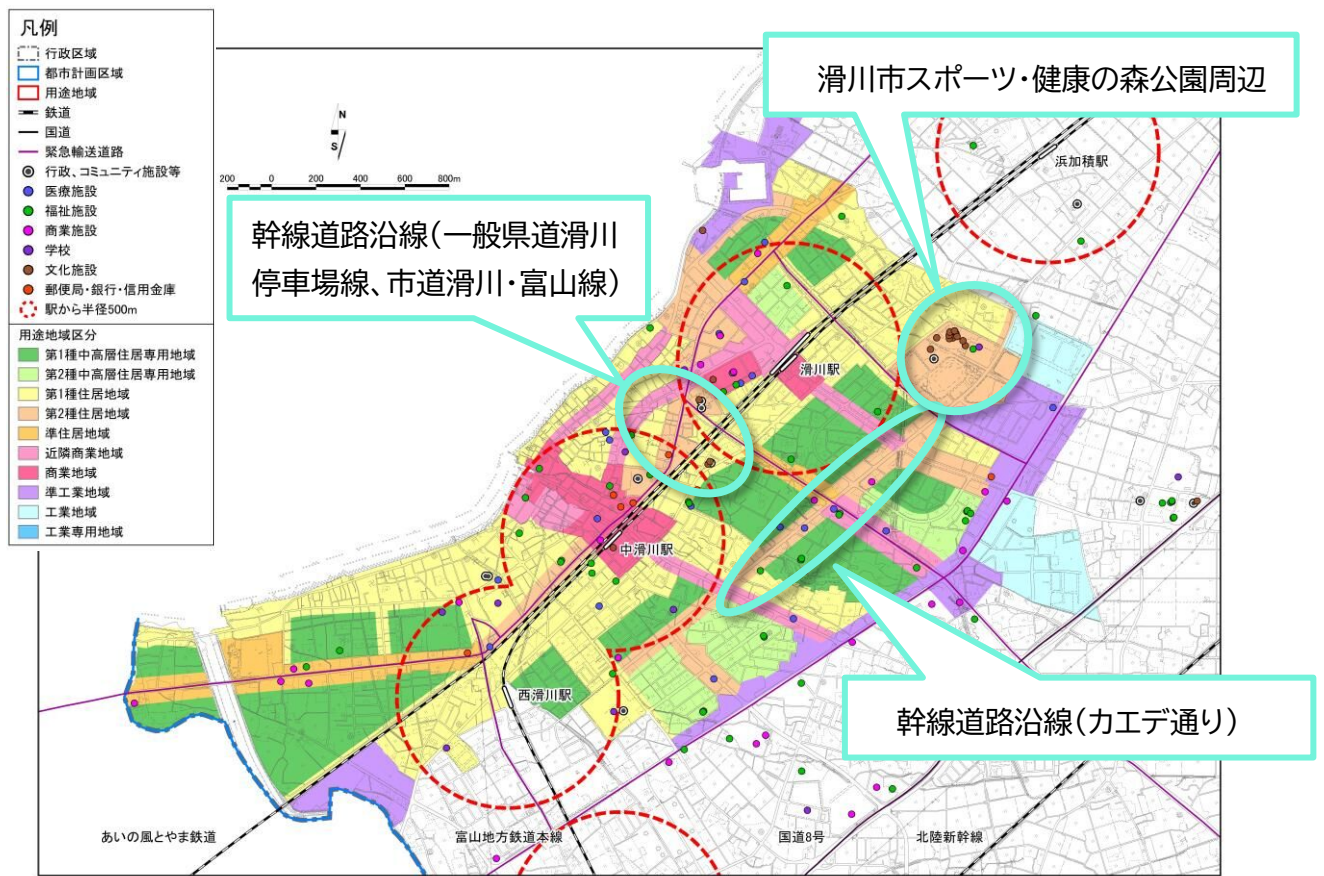


図 都市機能誘導区域検討

③観光拠点・商業機能として今後も都市機能の維持・強化を図る区域

○立地適正化計画の手引きの居住誘導区域外における都市機能誘導区域設定の考え方にに基づき、本市の観光拠点として今後も都市機能の維持・強化を図る区域である「ほたるいかミュージアム」や「道の駅ウェーブパークなめりかわ」周辺を都市機能誘導区域に含めるものとします。



**参考：「立地適正化計画の手引き【基本編】」**

(4) 都市機能誘導区域・誘導施設の設定に係る留意点

1) 居住誘導区域との関係

以下のような場合は、居住誘導区域の外側に都市機能誘導区域を設定することも考えられます。

- 都市の中心拠点等において、特に商業等の都市機能の集積を図る必要から住宅の立地を制限している場合
- 既に商業等の居住以外の機能がまとまって立地している場合
- 地域の観光拠点として都市機能を集中させるため、居住の誘導を想定しない場合 等。

**本市の観光拠点として今後も都市機能の維持・強化を図る区域の考え方**

- ・滑川漁港周辺は、「ほたるいかミュージアム」や「道の駅ウェーブパークなめりかわ」が立地するほか、クルージングなど観光資源が多く、観光拠点として形成されています。
- ・「第5次滑川市総合計画（前期基本計画）」の政策において、当該エリアは海上観光の更なる魅力向上や漁港周辺の再整備を検討することを掲げており、都市機能誘導区域に位置づけることで観光拠点として機能の維持・強化を図るものとします。

○中滑川駅から半径 500m の橋場町・瀬羽町地区周辺については、居住誘導区域外ですが、店舗や飲食店等の商業施設が多く立地していることや登録有形文化財が存在し民間資本投資による保全・管理活動が推進されていることから、今後も官民連携による商業機能等の維持・強化を図るため、都市機能誘導区域に含めることとします。



**参考：「立地適正化計画の手引き【基本編】」**

(4) 都市機能誘導区域・誘導施設の設定に係る留意点

1) 居住誘導区域との関係

以下のような場合は、居住誘導区域の外側に都市機能誘導区域を設定することも考えられます。

- 都市の中心拠点等において、特に商業等の都市機能の集積を図る必要から住宅の立地を制限している場合
- 既に商業等の居住以外の機能がまとまって立地している場合
- 地域の観光拠点として都市機能を集中させるため、居住の誘導を想定しない場合 等。

#### ④明確な境界の設定

- 都市機能誘導区域は、「① 都市計画マスタープランとの整合」、「② 国の指針に基づく設定」、「③ 観光拠点・商業機能として今後も都市機能の維持・強化を図る区域」の考え方を勘案し、基本となる範囲を設定します。
- 都市機能誘導区域の境界は、明確な境界とするため、地形地物、用途地域の境界を基本に設定します。

### (3) 都市機能誘導区域及び区域面積

(2) 都市機能誘導区域の設定方針に基づき、都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

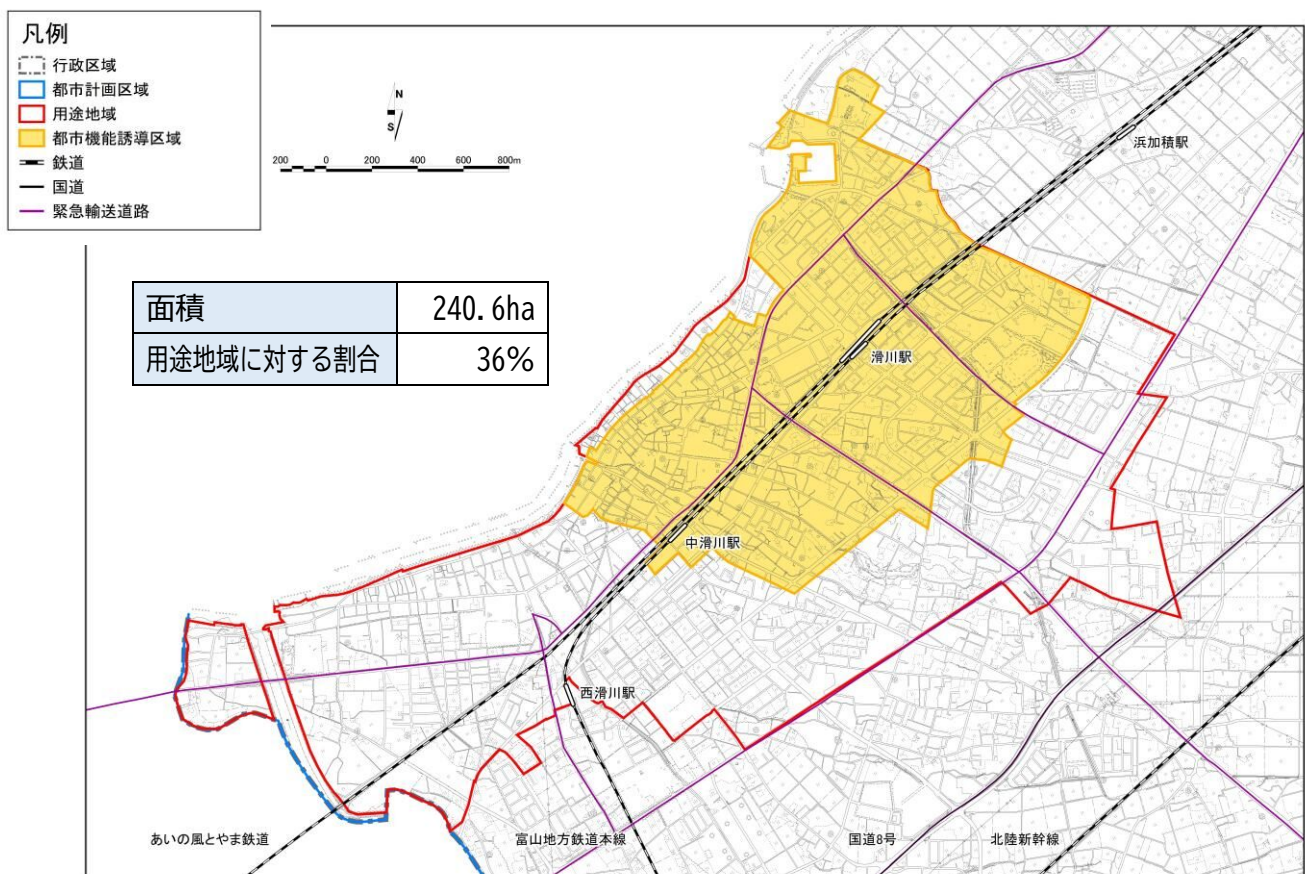


図 都市機能誘導区域

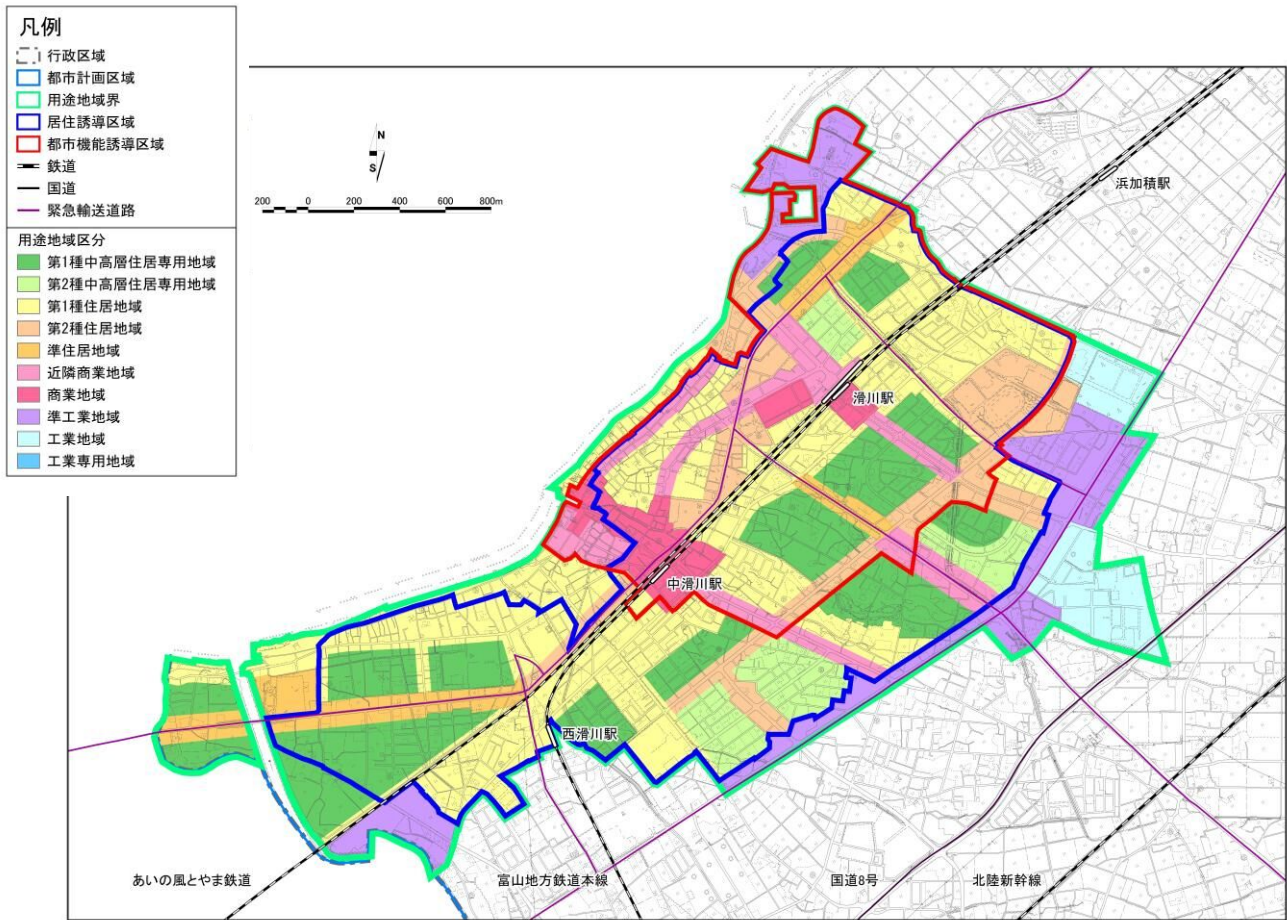


図 居住誘導区域と都市機能誘導区域の重ね図

※都市計画法における用途地域内に居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定し、両方の区域を1枚の図に表記したものです。

※鉄軌道、コミュニティバス、タクシーをはじめとしたあらゆる交通モードによる地域公共交通にて、市内全域を結び、人の行き来を可能とし、都市機能を維持していきます。

## 2 誘導施設の設定

### (1) 誘導施設とは

誘導施設は、都市機能誘導区域及び都市規模、全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、交通利便性及び施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい、とされています。

この際、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設で、都市機能を著しく増進させるものを設定します。

既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために設定することも考慮します。

なお、本市では、中心拠点を「あいの風とやま鉄道・富山地方鉄道滑川駅周辺」及び「富山地方鉄道中滑川駅周辺」として位置づけており、国が示す誘導施設のイメージは以下のとおりになります。

#### ■ 誘導施設のイメージ

機能	中心拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中枢的な行政機能</li> <li>例. 本庁舎</li> </ul>
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 総合福祉センター</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 子育て総合支援センター</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> <li>例. 相当規模の商業集積</li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けられる機能</li> <li>例. 病院</li> </ul>
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能</li> <li>例. 銀行、信用金庫</li> </ul>
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</li> <li>例. 文化ホール、中央図書館</li> </ul>

資料：国土交通省 都市局 都市計画課  
立地適正化計画の手引き【基本編】

(2) 都市機能の配置の考え方

誘導施設の設定にあたり、前提として本市における都市機能の配置の考え方を整理します。

本市では、「第3章 滑川市立地適正化計画の基本方針」において、次のとおり、「まちづくり方針」を定めるとともに、「目指すべき都市の骨格構造」の中で、各拠点に求められる機能を示しています。

また、市民アンケート調査結果では、「市民が求める本市の拠点に、今後整備・誘導していくべき都市機能」などを整理しています。

このことから、都市機能誘導区域などの各エリアにおいて配置が望ましい都市機能については、「まちづくり方針」や「目指すべき都市の骨格構造」、市民アンケート調査結果などを踏まえて整理します。

【まちづくりの方針】

中心拠点を見つめ直し、地域・生活拠点からのアクセスを向上させ、「住んでみたい、行ってみたい」に加えて「住んでいて良かった、住んでみて良かった、来てみて良かった」へつなげるまちづくり

【目指すべき都市の骨格構造における、各拠点に求められる機能】

<b>中心拠点</b>	<p>市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、住民に行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積等の高次の都市機能を提供する拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● あいの風とやま鉄道滑川駅、富山地方鉄道滑川駅周辺</li> <li>● 富山地方鉄道中滑川駅周辺</li> </ul>
<b>地域・生活拠点</b>	<p>地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパー等、主として日常的な生活サービスを提供する拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 富山地方鉄道西滑川、西加積及び中加積駅周辺</li> <li>● 東部小学校、北加積小学校及び東加積小学校周辺</li> </ul>

## まちづくりの方針

## KEYWORD

## 中心拠点の見つめ直し

⇒中心拠点での配置が望ましい都市機能の把握

目指すべき都市の骨格構造において、中心拠点は、都市機能誘導区域を含むエリアであり、住民に行政中枢機能、病院、相当程度の商業集積等の高次の都市機能を提供する拠点として位置づけています。

また、市民アンケート調査では、今後整備・誘導していくべき都市機能（施設）として、滑川駅周辺では「商業機能」、「医療機能」、「観光機能」、中滑川駅周辺では「商業機能」、「生涯学習機能」及び「医療機能」、「福祉機能」が求められています。

そのため、都市機能誘導区域内の中心拠点に配置が望ましい都市機能は、「行政機能」、「介護福祉機能」、「子育て機能」、「商業機能」、「医療機能」、「教育・文化機能」及び「観光機能」とします。

## まちづくりの方針

## KEYWORD

## 地域・生活拠点からのアクセスの向上

⇒高次の都市機能が集積した中心拠点とのアクセスを向上しつつも、  
地域・生活拠点に維持すべき都市機能の把握

目指すべき都市の骨格構造において、駅及び小学校周辺に設定した地域・生活拠点は、地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパー等、主として日常的な生活サービスを提供する拠点として位置づけています。

そのため、地域・生活拠点に維持すべき都市機能は、「行政機能」、「子育て機能」、「商業機能」、「医療機能」、「金融機能」及び「教育・文化機能」とします。

## まちづくりの方針

## KEYWORD

## 住んでいて良かった

⇒住環境を向上するため、  
居住誘導区域に配置が望ましい都市機能の把握

市民アンケート調査では、滑川市の住み良さについては、「住み良い」「まあまあ住み良い」の合計が約8割を占め、住み良さの満足度は高くなっています。

また、今後も住み続けていくために特に必要なものについて、「充実した医療・福祉環境」、「買い物などの日常生活の利便性」及び「中心市街地、商店街の活性化」で順に割合が高くなっています。

そのため、居住誘導区域に配置が望ましい都市機能として、「介護福祉機能」、「子育て機能」、「商業機能」、「医療機能」及び「金融機能」とします。

まちづくりの方針  
KEYWORD

住んでみて良かった  
⇒移住・定住を促進するため、  
居住誘導区域に配置が望ましい都市機能の把握

市民アンケート調査では、居住期間5年未満の方（最近移住された方）の滑川市の住み良さについては、「住み良い」「まあまあ住み良い」の合計が約8割を占め、住み良さの満足度は高くなっています。

また、今後も住み続けていくために特に必要なものについて、「充実した医療・福祉環境」、「買い物などの日常生活の利便性」及び「中心市街地、商店街の活性化」で順に割合が高くなっています。

そのため、居住誘導区域に配置が望ましい都市機能として、「介護福祉機能」、「子育て機能」、「商業機能」、「医療機能」及び「金融機能」とします。

まちづくりの方針  
KEYWORD

来てみて良かった  
⇒賑わいを創出するため、  
都市機能誘導区域に配置が望ましい都市機能の把握

「第5次滑川市総合計画」では、「人が集う魅力的なまちづくりと関係人口の創出」を政策に掲げており、まちなかにおける既存公共施設の活用や飲食店等の創業支援による賑わいの創出を図る方針です。

また、観光振興ではほたるいかミュージアムや富山湾岸クルージングなど既存の観光資源・観光施設等の活用による観光客入込数の増加を目指しています。

このため、滑川市への来訪者が「来てみて良かった」と感じてもらうためには、観光機能の更なる充実が必要であることから、既存観光施設が多く立地している都市機能誘導区域において「観光機能」の配置が望ましいです。

上記の内容について、地域・生活拠点、居住誘導区域、都市機能誘導区域それぞれに配置が望ましい都市機能を整理すると下表のとおりです。

機 能	地域・生活拠点	居住誘導区域	都市機能誘導区域 (中心拠点含む)
行政機能	○		○
介護福祉機能		○	○
子育て機能	○	○	○
商業機能	○	○	○
医療機能	○	○	○
金融機能	○	○	○
教育・文化機能	○		○
観光機能			○

## (3) 誘導施設

都市機能の配置の考え方にに基づき、都市機能誘導区域内に維持・誘導すべき誘導施設について、現状の施設の立地状況も踏まえ、以下のように設定します。

機能	施設分類	法的根拠	都市機能誘導区域内の立地	誘導施設
行政機能	市役所	—	○	○
介護福祉機能	健康・福祉施設	社会福祉法 第2条	○	○
	障がい者福祉施設	障害者総合支援法 第5条	○	—
	高齢者福祉施設	老人福祉法 第5条の2	○	—
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第3章 第5条	○	—
商業機能	百貨店・複合商業施設 (店舗面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上)	建築基準法 別表 第2 (と)	—	—
	スーパー、ドラッグストア (店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上)	大規模小売店舗立地法 第2条	○	○
子育て機能	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3 第6項	○	○
医療機能	病院	医療法 第1条の5 第1項	○	○
	診療所薬局	医療法 第1条の5 第2項	○	—
	薬局	薬機法 第2条 第12項	○	—
金融機能	銀行・郵便局	銀行法第2条 長期信用銀行法 第2条 日本郵便株式会社法 第2条第4項	○	○
教育・文化機能	高等教育機関	学校教育法 第83条 (大学)、第115条 (高等専門学校)、第124条 (専修学校)	○	—
	高等学校	学校教育法 第50条	—	—
	小中学校	学校教育法 第21条 (小学校)、第30条 (中学校)	○	○
	社会教育施設 (生涯学習センター、公民館、図書館)	社会教育法 第20条 (公民館)、 図書館法 第2条	○	○
	文化施設 (美術館、博物館) (市民文化ホール)	博物館法 第2条、第3条 地方自治法第244条	○	○
	複合施設 (防災)	—	○	○
観光機能	観光施設 (既存の観光資源を活かし、 交流人口の増加を目指す観光施設)	—	○	○

## 第6章 居住誘導及び都市機能誘導施策の設定

### 1 誘導を図るための施策

本計画では、ここまでで、「滑川市の現況及び課題」を整理し、それらを踏まえた上で、「まちづくりの方針」及び「施策の基本方針」並びに「目指すべき都市の骨格構造」を定めました。

更には、「目指すべき都市の骨格構造」を具現化する「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」をそれぞれ設定しました。

本章では、施策の基本方針に沿って取り組む誘導施策をまとめます。

主要な課題	1. 人口の低密度化の抑制
施策の基本方針	施策の基本方針1 ● 中心部への移住・定住促進 ● 生活環境の整備 ● 市街地拡大を抑制するための適正な土地利用の規制・誘導



誘導を図るための施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存住宅地の地籍調査などによる地域内の土地取引の円滑化</li> <li>・ 滑川市空き家・空き地情報バンクへの情報登録への推進強化</li> <li>・ まちなか住宅取得支援事業の制度見直し</li> <li>・ 民間宅地開発事業補助金の制度見直し</li> <li>・ 旧滑川駅前住宅団地跡地の既存住環境を活かした、有効な公共空間の利活用への検討</li> <li>・ 滑川東地区・西地区に多く存在する永代地上権登記抹消への取組の検討</li> <li>・ 狭あい道路の解消（狭あい道路情報整備等事業・狭あい道路拡幅等整備事業）への取組の検討</li> </ul>

施 策	内 容
<p>既存住宅地の地籍調査などによる地域内の土地取引の円滑化</p>	<p>土地取引の円滑化や開発事業の推進にとって、正確な地籍情報は、不可欠であり、地籍が不明確であることが、土地の流動化や都市基盤整備の推進を妨げる要因の一つとなっている場合があります。</p> <p>主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量することにより（「地籍調査」といいます。）、地籍が明確化され、土地取引や開発事業の用地取得が円滑となり、土地の流動化や有効利用を推進するための基礎ができます。</p> <p>こうした効果を、居住誘導区域内における既存住宅地への居住誘導に反映させるべく、地籍調査を実施していきます。</p>
<p>滑川市空き家・空き地情報バンクへの情報登録への推進強化</p>	<p>空き家・空き地を利活用するため、滑川市には空き家・空き地バンク制度があります。当制度は、空き家等を「売りたい・貸したい方」と「購入したい・利用したい方」とを結びつける制度です。</p> <p>居住誘導区域内にも多いとされる空き家・空き地をこうした情報バンクを通じて、定住に繋がる住宅ストックとして、市場への流通を図るべく、空き家相談会を実施するなど、情報登録への推進強化を図っていきます。</p> <div data-bbox="683 1216 1310 1529" data-label="Image"> </div> <p>資料：滑川市空き家・空き地情報バンク HP より</p>
<p>まちなか住宅取得支援事業の制度見直し</p>	<p>まちなかに住む人を増やし、市街地の賑わいづくりと良好な住環境整備を図るため、まちなか（＝人口集中地区）区域以外に居住する方が、まちなかにおいて、住宅を取得される場合や中古住宅の改修費用への補助金交付を実施しているところです（平成20年度（2008年度）から）。</p> <p>この対象区域をまちなか（＝人口集中地区）から、居住誘導区域内へと拡大することで、当該区域内への居住誘導を図っていきます。</p>

施策	内容
民間宅地開発事業補助金の制度見直し	<p>都市計画区域内において、宅地建物取引業者が行う一戸建て住宅団地の造成事業のうち、公共施設（団地内の道路、公園、緑地、広場等）の整備に要する経費に対し、補助金を交付するものであり、民間活力を生かした、まちなかへの人口流入、活性化を図ることを目的としています。</p> <p>本計画における居住誘導区域内への居住誘導の一助となるよう、さらに効果的な制度見直しを図っていきます。</p>
旧滑川駅前住宅団地跡地の既存住環境を活かした、有効な公共空間の利活用への検討	<p>旧滑川駅前住宅については、老朽化が著しいことから平成 28 年度（2016 年度）に取壊しを行い、その跡地面積は、約 4,000 m<sup>2</sup> となっています。</p> <p>解体後の跡地については、これまでは、民間・公共を問わず、イベント・行事の際の臨時駐車場や資材置場としての利用があったのみです。</p> <p>当該跡地は、滑川駅に近く、また商業施設や観光施設にも近い立地となっており、また、都市計画で定める用途地域においては、第2種中高層住居専用地域に指定されており、主に中高層住宅の良好な環境を守る地域となっています。</p> <p>現在、当該跡地活用に係る個別具体の整備、活用計画はありませんが、当該跡地活用が、既存の住環境を活かした、有効な公共空間の利活用となり、持続可能なまちづくりへと繋がるよう、検討していきます。</p>
滑川東地区・西地区に多く存在する永代地上権登記抹消への取組の検討	<p>本市には、全国的にも稀な永代地上権が設定されている土地が約 620 筆存在します。</p> <p>この永代地上権が設定されている土地は、市街地が形成されている滑川東地区・西地区に集中しており、また、その多くは相続登記がされていないことにより、権利者の特定が極めて困難であるため、民間の土地売買や公共事業施行の大きな支障となっています。</p> <p>当該地区の人口減少に歯止めがかからない状況も鑑み、当該地区における土地の流動及び集約の促進や、公共工事を円滑に進め快適な住環境を形成することによる定住人口の確保のため、支障となっている永代地上権の抹消に係る法整備等について、国や県に働きかけを行うとともに、当該権利抹消を推進できる方策について、検討していきます。</p>

施策	内容
<p>狭あい道路の解消                      (狭あい道路情報整備等事業・狭あい道路拡幅等整備事業)への取組の検討</p>	<p>法令では、市街地環境等の確保を図る観点から、都市計画区域内の建築物の敷地は原則として、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならないとされています。</p> <p>一方で、幅員4m未満の道路であっても、沿道建築物の更新時にセットバック(壁面後退)することで所定の幅員を確保するものとされていますが、更新の停滞等により4mの幅員が確保されない、いわゆる「狭あい道路」として存在することとなっています。</p> <p>「狭あい道路」は、道路の幅員が狭いことから車両が通行しづらいため、生活の様々な場面において支障をきたす場合があります。(緊急車両の通行の妨げ、困難な冬期間の除雪及び再建築困難による土地・建物の取引停滞、など。)</p> <p>市では、ソフト・ハード事業の両面から「狭あい道路」の解消への取組を検討してきます。1つでも多く、モデルとなる事業を成功させ、この「狭あい道路」の解消が、防災上の観点からも、土地・建物の取引の活性化に有益な事業として、認識されるよう、取り組んでいきます。</p>
<p>図 空き地・空き家対策と連動した道路整備のイメージ</p>	

<p>主要な課題</p>	<p>2. 都市機能・公共交通サービスの維持</p> <p>3. 滑川駅・中滑川駅周辺の拠点性強化・賑わい創出</p>
<p>施策の基本方針</p>	<p>施策の基本方針2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中心部や地域・生活拠点への都市機能の立地誘導</li> <li>● 公共交通の利便性向上・利用促進</li> <li>● 持続可能な公共交通に向けた運行の効率化</li> </ul> <p>施策の基本方針3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政、医療、商業等の拠点施設の維持・立地誘導</li> <li>● 滑川駅・中滑川駅周辺のウォークアブルなまちづくりの推進</li> <li>● 交通結節点機能の強化</li> </ul>



誘導を図るための施策

- ・ 住み慣れた身近な場所で安心して必要な診療などの医療サービスを受けることができる体制の維持（滑川市診療所開設等支援補助金をはじめとした各種医療補助金の継続）
- ・ 駅前中央公園の再整備による新たな魅力の創出
- ・ 旧滑川駅前住宅団地跡地の既存住環境を活かした、有効な公共空間の利活用への検討（再掲）
- ・ 中滑川駅北側整備による、同駅南側の中滑川複合施設メリカを含む賑わい創出拠点の機能強化
- ・ 公民連携手法による、ほたるいかミュージアム周辺のベイエリアや滑川漁港周辺の整備検討
- ・ 滑川市コミュニティバス「のる my car」の滑川駅～（厚生連滑川病院）～（市民交流プラザ・エール前）～（市役所前）～中滑川駅・メリカ前への全線乗入れ
- ・ 滑川市オンデマンド交通実証運行の開始、本格運用へ向けた取組
- ・ 滑川駅及び中滑川駅へのカーシェアリングサービスの配置

施策	内容
<p>住み慣れた身近な場所で安心して必要な診療などの医療サービスを受けることができる体制の維持（滑川市診療所開設等支援補助金をはじめとした各種医療補助金の継続）</p>	<p>住み慣れた身近な場所で安心して必要な診療などの医療サービスを受けることができる体制を維持するため、市内で新たにまたは継承して病院や診療所を開設する医療法人や医師に対し、その開設にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>また、既に市内で開業している医師などに対して、これからも市内で開業を継続してもらうことを目的に、医療機器の更新にかかる費用の一部を助成します。</p>
<p>駅前中央公園の再整備による新たな魅力の創出</p>	<p>令和6年度（2024年度）中に実施した住民アンケート結果によれば、「現在、そして将来に向かって、市の拠点として整備していくべき地区」として、あいの風とやま鉄道滑川駅～滑川ショッピングセンターエール～市民交流プラザ・駅前中央公園周辺が最も多く選ばれました。</p> <p>駅前中央公園における各種イベントに対応できるよう、令和7年度（2025年度）中には、電源取得可能な照明灯を更新・設置したところであり、今後も魅力ある新たな空間を創出できるよう再整備に取り組みます。</p>
<p>旧滑川駅前住宅団地跡地の既存住環境を活かした、有効な公共空間の利活用への検討（再掲）</p>	<p>旧滑川駅前住宅については、老朽化が著しいことから平成28年度（2016年度）に取壊しを行い、その跡地面積は、約4,000㎡となっています。</p> <p>解体後の跡地については、これまでは、民間・公共を問わず、イベント・行事の際の臨時駐車場や資材置場としての利用があったのみです。</p> <p>当該跡地は、滑川駅に近く、また商業施設や観光施設にも近い立地となっており、また、都市計画で定める用途地域においては、第2種中高層住居専用地域に指定されており、主に中高層住宅の良好な環境を守る地域となっています。</p> <p>現在、当該跡地活用に係る個別具体の整備、活用計画はありませんが、当該跡地活用が、既存の住環境を活かした、有効な公共空間の利活用となり、持続可能なまちづくりへと繋がるよう、検討していきます。</p>

施策	内容
<p>中滑川駅北側整備による、同駅南側の中滑川複合施設メリカを含む賑わい創出拠点の機能強化</p>	<p>令和5年(2023年)に全館オープンした中滑川複合施設「メリカ」は、災害時における避難施設としての活用、また、まちなかにおける賑わいの創出と交流人口の拡大を目的とし、300人収容のホール(避難スペース)、備蓄倉庫や調理スタジオ(炊き出しスペース)、ワークスペース等、多様な機能を備えた施設となっています。</p> <p>富山地方鉄道中滑川駅南側にて隣接し、線路を挟んで北側を再整備し、「メリカ」から橋場町・瀬羽町までの賑わい創出拠点の連続性を持たせることで、機能強化を図っていきます。</p>
<p>公民連携手法による、ほたるいかミュージアム周辺のベイエリアや滑川漁港周辺の整備検討</p>	<p>富山県屈指の漁獲量を誇る滑川漁港を、夜明け前に出港し、富山県ならではの定置網によるホタルイカ漁を観光船から見学するほたるいか海上観光です。</p> <p>ほたるいかミュージアムは、富山湾の神秘 ほたるいかに触れて学べるミュージアムとして、海と空、雄大な立山連峰の景色を望む豊かな自然に囲まれた、文化・観光拠点、地域のシンボルとなっています。</p> <p>ほたるいかミュージアムに隣接する都市公園である「はまなす公園」とも一体となった観光拠点になるよう、公民連携手法を取り入れながら検討していきます。</p>
<p>滑川市コミュニティバス「のる my car」の滑川駅～(厚生連滑川病院)～(市民交流プラザ・エール前)～(市役所)～中滑川駅・メリカ前への全線乗り入れ</p>	<p>滑川市コミュニティバス「のる my car」につきましては、滑川駅前と市民交流プラザ・エール前を起点として市内7ルート(蓑輪、大日室山、小森、栗山、市街地循環、寺町、北部循環)で運行し、高齢者等の移動手段を継続的に確保するとともに、中心市街地の活性化を図ることとしています。</p> <p>医療・福祉・商業、金融、公共交通及び行政機能といった様々な都市機能施設が立地する市の拠点である、滑川駅～中滑川駅・メリカ前を全線乗り入れによって結びます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">   </div> <p>図 「のる my car」ルート(滑川駅・中滑川駅周辺拡大)</p>

施策	内容
<p>滑川市オンデマンド交通 実証運行の開始、本格 運用へ向けた取組</p>	<p>これまでの、決まった路線や時刻表による運行スタイルの公共交通とは異なり、事前の乗車申し込みに応じた停留所から停留所までの乗り合い送迎サービスです。</p> <p>滑川市地域公共交通計画に掲げる【目指す方向性（将来像）】「誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通の確保」への新たな役割の一つとして、実証運行を開始し、本格運用へ向け、取り組んでいきます。</p> <div data-bbox="705 640 1318 1079" data-label="Diagram"> <p>よぶマイカーとは？</p> <p>滑川市地域公共交通実証運行の仕組みを示す図。乗車申し込みに応じた停留所から停留所までの乗り合い送迎サービスです。</p> <p>図中の要素：         <ul style="list-style-type: none"> <li>決まった路線や時刻表はない</li> <li>会員登録が必要</li> <li>駅に行きたい</li> <li>他の方と乗り合い</li> <li>買い物に行きたい</li> <li>乗車申し込みが必要</li> <li>停留所 ⇄ 停留所間で移動</li> <li>病院に行きたい</li> <li>スーパーマーケット</li> <li>STATION</li> </ul> </p> </div>
<p>滑川駅及び中滑川駅への カーシェアリング サービスの配置</p>	<p>鉄道と多様な交通手段とをつなぎ、地域住民や観光客の利便性向上や環境負荷の低減を目的として、カーシェアリングサービスを配置します。</p> <div data-bbox="536 1301 992 1644" data-label="Image"> </div> <p>滑川駅前のカーシェアリング</p> <div data-bbox="1002 1301 1458 1644" data-label="Image"> </div> <p>中滑川駅前のカーシェアリング</p>

## 第7章 防災指針

### 1 防災指針

#### (1) 防災指針の基本的な考え方

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。立地適正化計画の策定に際しては、まず災害リスクを踏まえた居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、災害に強いまちづくりと都市のコンパクト化を併せて進めることが重要とされています。

こうした背景から、国では令和2年（2020年）の都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画の記載事項に、居住や都市機能の誘導を図る上で必要な防災に関する機能の確保に関する指針となる「防災指針」を新たに追加しています。

本市においても、令和6年（2024年）1月1日に発生した能登半島地震により、震度5弱を観測しました。市内各所でこの地震の影響による被害が報告されたところであり、これまで以上に防災対策の推進が求められています。

防災指針の作成に際しては、「滑川市総合計画」、「滑川市国土強靱化地域計画」及び「滑川市地域防災計画」をはじめとした防災関連計画と方針や施策の内容の整合性を図ることとし、地震に限らず、全国各地で大規模な災害に見舞われている大雨による洪水、その他津波、土砂災害といった災害リスクを網羅的に把握し、その対策についてハード及びソフト対策を位置付けます。

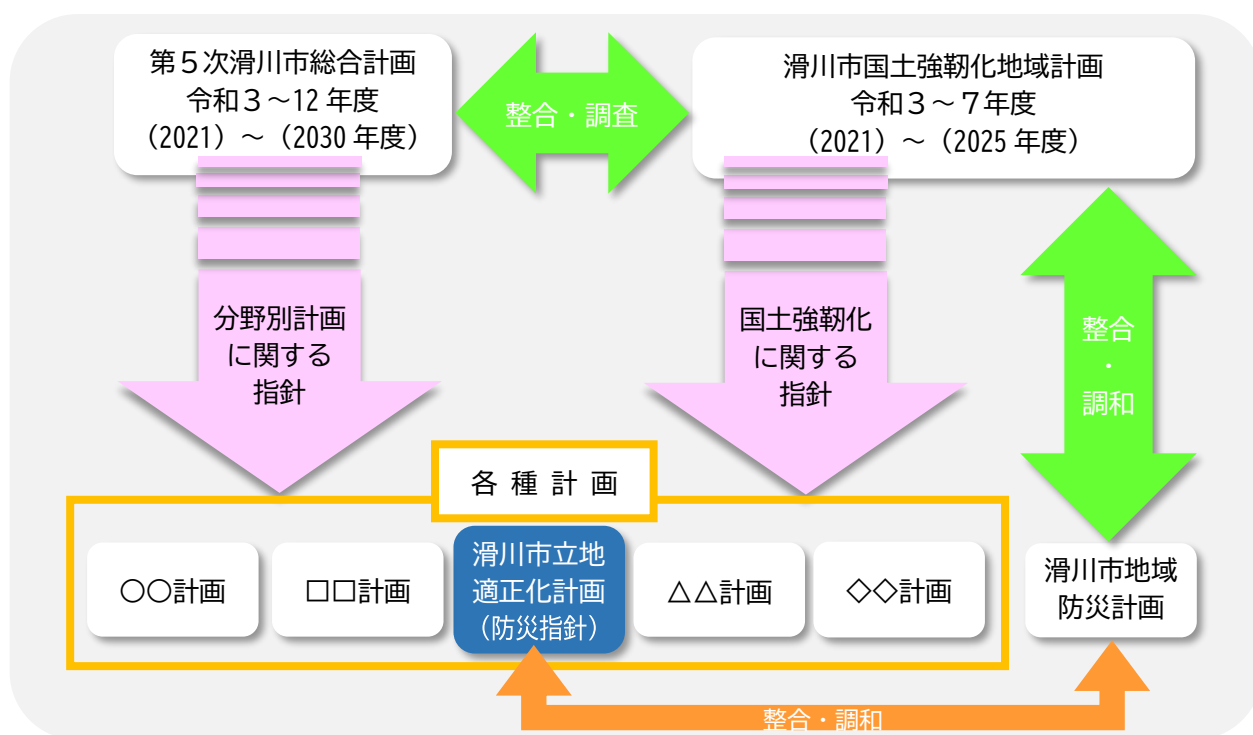


図 立地適正化計画防災指針の位置づけ

## (2) 災害ハザード情報等の収集・整理

### ①各種ハザード（ハザードマップ）

第2章3（5）にて示した本市における地域防災計画は、地震・津波災害・風水害等・雪害・事故災害等・原子力災害と各種災害対策ごとに構成され、対策を講ずる内容となっています。

また、市ホームページやなめりかわデジタルマップにて、防災情報として地震・津波・土砂災害・洪水の各種ハザードマップにて「いざという時」のための、避難経路や家族の集まる場所、連絡方法などの事前確認・防災訓練などへの参加など、災害への備えを確認する内容となっており、これらを防災指針の対象とします。

地震ハザードマップ	魚津起震断層などのいくつかの断層を震源とした揺れの大きさ（震度）と滑川市の直下を震源とした揺れの大きさ（震度）が同時期に発生したことを想定しています。
津波ハザードマップ	系魚川沖（M7.6）、富山湾西側（M7.2）及び呉羽山断層帯（M7.4）の3断層による「最大クラス」の断層型地震による津波が発生し、構造物（堤防等）が沈下・破壊されるなどの「最悪条件下」を想定しています。
土砂災害ハザードマップ	土砂災害が想定される区域を3種類（急傾斜（がけ崩れ、土石流、地すべり））に分類し、被害の大きさの想定から土砂災害計画区域・土砂災害特別警戒区域のいずれかに分類しています。
洪水ハザードマップ	早月川・中川・沖田川・上市川・白岩川・常願寺川が大雨により増水し、堤防からあふれたり、堤防が壊れたりした場合の浸水情報や、避難に関する情報を示しています。

### ②避難場所・避難所について

災害時の避難先となる避難場所や避難所には、目的や趣旨の違いによって次のようなものがあります。

避難先	目的・趣旨	施設・場所の例
一時避難所	市が指定する避難場所に避難する前に、地域住民が自主的に避難したり、一時的に集合したりする場所で、あらかじめ町内会等で決めておくもの。	児童公園・小公園、町内の広場、公民館など 日常の生活圏にある身近な施設
指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所で、地震、津波、洪水など災害の種類別に市が指定するもの。	学校のグラウンド、公園など
指定避難所	災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在する場所で、市が指定するもの。	学校の体育館、地区公民館、市の公共施設など

③個別避難計画について

近年頻発する豪雨災害などでは、ひとり暮らし高齢者の方や障がいのある方などの要支援者に被害が集中し、円滑な避難が行われていなかったことが明らかになっています。

【民生委員と滑川市職員との連絡協議の結果】

- ・災害情報へのアクセスが困難であることに起因する避難の遅れ。
- ・健常者である家族の避難を優先させ、一人家に残ることになったこと。
- ・避難所生活の過酷さによる体調悪化、持病の悪化、心理的ストレス。

要支援者が実際に被災した時、命を守るためにも、これまで以上に実効性のある避難計画を考えておくことが重要です。

【令和6年（2024年）1月1日能登半島地震後に実施した住民アンケート結果】

課題がある又は改善が必要と感じたもの、として「高齢者や障がい者など配慮が必要な方の対策」が「自身の避難行動や災害への備え」及び「避難所の開設」に次いで多い回答となった。（3割弱の回答）

個別避難計画は、『誰と』『どこへ』『どのように』避難するのかを、本人に関わる福祉専門職や民生委員・自治会・町内会などの地域の方々とともに作成し、事前に定めておくことで、いざという時に備えるためのものです。

個別避難計画

フリガナ 氏名	ナメリカワ タロウ 滑川 太郎	年齢	87	生年月日	大・国・平・市 11年 11月 11日	性別	男・女
住所	〒 996-●●●● 滑川市 ××× ○○番地	電話番号	(携帯) 090-1234-5678	電話番号	(固定) 076-912-3456		

**記載例**

・地図情報（避難経路、要支援者の自宅、避難支援者の自宅、避難場所等をマークしてください）

**・避難支援者**

	氏名・団体名	関係	住所または居所	個人携帯番号
日中	福祉 太郎	近所	滑川市××× ○○番地	090-1234-5678
	(××××町内会 ××部)	—	—	(090-7654-3210)
その他	福祉 太郎	近所	滑川市××× ○○番地	090-1234-5678

特定の支援者を設定することが望ましいですが、難しい場合は、集団での見守りや支援も一つの手段です。

**・予定避難先**

	一次避難所	二次避難所
風水害	×××公民館	★★★地区公民館
地震	×××公民館	★★★地区公民館

身体や精神の状況に合わせて、最適な避難所を設定してください。（自宅2階でも可）

**・支援時に気をつけること（移動方法、必要な支援、避難時の注意事項等）**

<p>支援方法</p> <p>膝・腰に痛みがあり、歩行には杖を使用する。 また、痛みのため長時間歩けない。 一歩行時の支え、見守りが必要。 歩けないような状態であれば、車で避難所まで行く。 耳が遠いので、大きな声で呼びかける。</p>	<p>支援者、被支援者の双方が安心して避難できるよう、どう対応するべきかご記入ください。</p>
<p>その他 特記事項</p> <p>・服用薬等、避難用物品は玄関横の赤い袋の中にある。 ・救急キットあり</p>	<p>被支援者からの要望などがあればご記入ください。</p>

**【個別避難計画の作成手順】**

- ・市は、避難行動要支援者に関する情報を把握し、名簿を作成。
- ↓
- ・避難行動要支援対象者へ個別避難計画作成案内を送付。
- ↓
- ・避難支援等に携わる関係者と連携し、計画を作成、台帳化して整備。
- ↓
- ・定期的な更新・適切な管理。

図 個別避難計画記載例

作成日： R 年 月 日

## (3) 対象とするハザード

防災指針の検討に当たり対象とする災害ハザードは下表のとおりです。  
 下表に示す5つの災害を軸に災害リスク等の分析を行います。

表 対象とする災害

災害の種類	災害ハザード情報	出典	法令等の区分
地震	揺れやすさ、危険度、液状化	滑川市地震ハザードマップ (H22.12)	その他
津波	津波災害警戒区域	滑川市津波ハザードマップ (R7.3)	災害イエローゾーン
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	滑川市土砂災害ハザードマップ (R6.3)	災害レッドゾーン
	地すべり防止区域	国土数値情報 (R3 作成)	
	急傾斜地崩壊危険区域		
	土砂災害警戒区域	滑川市土砂災害ハザードマップ (R6.3)	災害イエローゾーン
洪水	洪水浸水想定区域 (浸水深)	滑川市洪水ハザードマップ (R5.3)	災害イエローゾーン
ため池	ため池浸水想定区域	富山データ連携基盤	その他

**災害レッドゾーン**：都市再生特別措置法において立地適正化計画に記載する居住誘導区域から原則除外する区域

**災害イエローゾーン**：都市計画運用指針において居住誘導が不適と判断される場合には、居住誘導区域に含めない事とすべき区域

**その他**：法令等に規定はないが、ハザードマップ等として公表している情報

(4) 災害リスクの分析

災害リスクについては、以下のハザード情報と都市の情報を重ね合わせることにより分析し、防災・減災対策に向けた課題を抽出します。

表 分析の視点と重ね合わせる情報

分析の視点	重ね合わせる情報	
	ハザード情報	都市の情報
① 垂直避難が可能か※1	・洪水浸水想定区域〔浸水深〕	・建物階数
② 早期の立ち退き避難が可能か	・洪水浸水想定区域〔浸水深〕 ・家屋倒壊等倒壊氾濫想定区域 ・土砂災害（特別）警戒区域 ・津波浸水想定区域〔浸水深〕 ・津波浸水想定区域〔浸水開始時間〕 ・ため池浸水想定区域〔浸水深〕	・65歳以上の高齢者人口割合※2 ・要配慮者施設
③ 道路の分断により孤立しないか (支援物資等の提供)	・土砂災害（特別）警戒区域	・65歳以上の高齢者人口割合 ・緊急輸送道路
④ 建物倒壊による人的被害のおそれがないか	・揺れやすさマップ ・危険度マップ	・65歳以上の高齢者人口割合 ・要配慮者施設

※1 浸水深と建物階数との関係から見る垂直避難が可能かどうかの判定基準は以下の通りです。

- ・ 0.5m以上3.0m未満 ➡ 平屋の建物は垂直避難困難
- ・ 3.0m以上5.0m未満 ➡ 2階建て以下は垂直避難困難
- ・ 5.0m以上 ➡ 3階建て以下は垂直避難困難

※2 65歳以上の高齢者人口割合は、滑川市の平均の高齢化率30.2%（令和2年国勢調査）以上のエリアに着目します。高齢化率が高いエリアは、避難の遅れや共助が機能しないおそれがあり、被災リスクが高いと判断します。

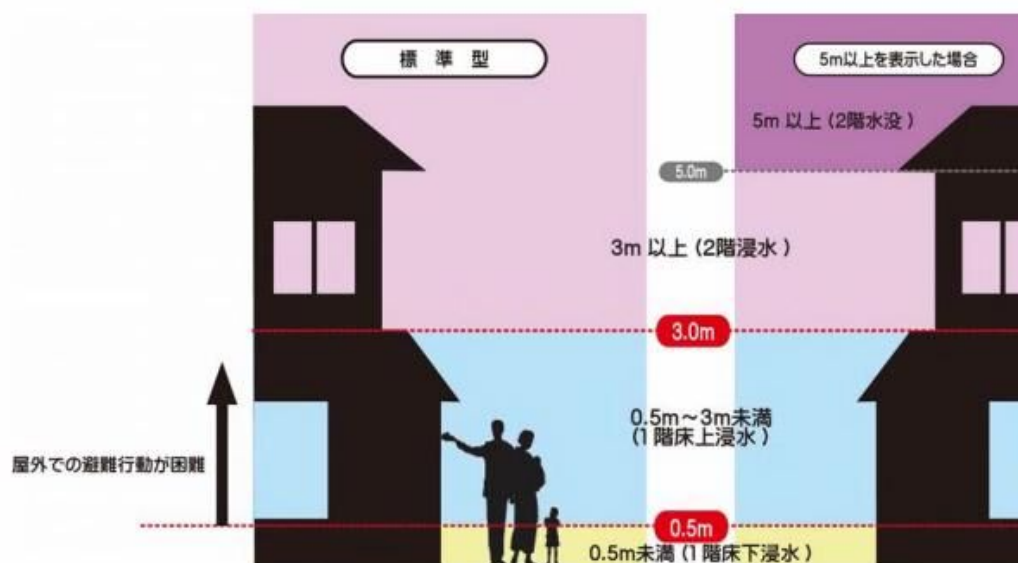


図 浸水深と人的被害のリスク

【洪水浸水想定区域】

洪水浸水想定区域は、水防法に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものです。

- 計画規模：早月川・中川・沖田川・上市川・白岩川・常願寺川が50年に1回程度の大雨によって、河川が氾濫した場合に想定される浸水区域
- 想定最大規模：早月川・中川・沖田川・上市川・白岩川・常願寺川が1,000年に1回程度の大雨によって、河川が氾濫した場合に想定される浸水区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）：河川から氾濫した流水により倒壊の恐れのある区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）：河岸が侵食されて河川沿いに立地している家屋等の倒壊の恐れのある区域

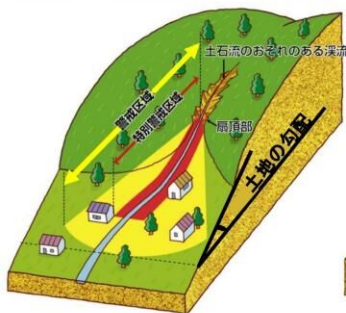
【土砂災害（特別）警戒区域】

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）とは、土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域です。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域です。

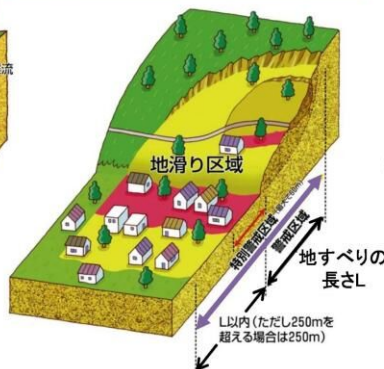
**土石流**

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象



**地滑り**

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



**急傾斜地の崩壊**

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象

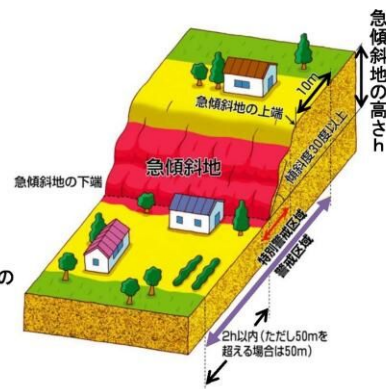


図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定範囲（イメージ）

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和5年3月版）

## 【津波浸水想定区域】

津波浸水想定区域（河川部分を除く）は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されています。

「津波災害警戒区域」では、10m四方で分割した区画ごとに津波浸水想定浸水深にぶつかった時のせり上がりを加えた水位である「基準水位」が設定されています。

津波のシミュレーションの前提となる対象断層と前提条件、断層の活動間隔は、下図に示すとおりです。



図 津波のシミュレーションの前提条件

資料：滑川市津波ハザードマップ

①地震

ア 揺れやすさマップ

震度の最大値を色分けした揺れやすさマップをみると、概ね国道8号より海側では、震度5.5以上～6.0未満となっており、国道8号より山側では6.0以上～6.5未満となっています。

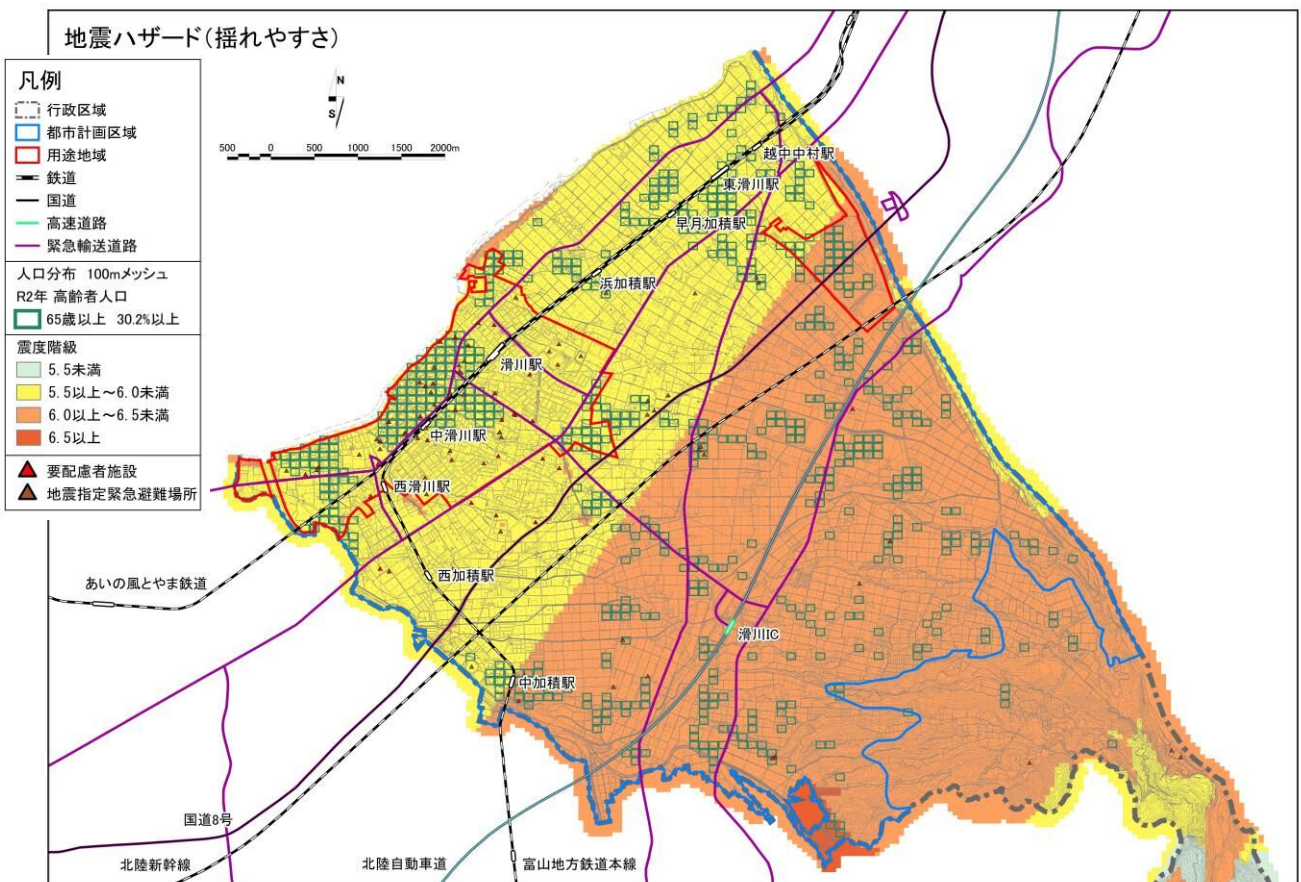


図 揺れやすさマップ

資料：滑川市地震ハザードマップ（H22.12）

イ 危険度マップ

揺れやすさマップに示される震度に達した場合の建物全壊率の状況を見ると、概ね北陸自動車道より山側の東加積地区、山加積地区の集落部では、高齢者人口割合が高く10%以上の全壊率のエリアがあります。また、用途地域内では、あいの風とやま鉄道より海側の滑川東地区、滑川西地区で高齢者人口割合が高く5%以上～7%未満の全倒壊率のエリアがあり、建物倒壊により甚大な人的被害が発生するおそれがあります。

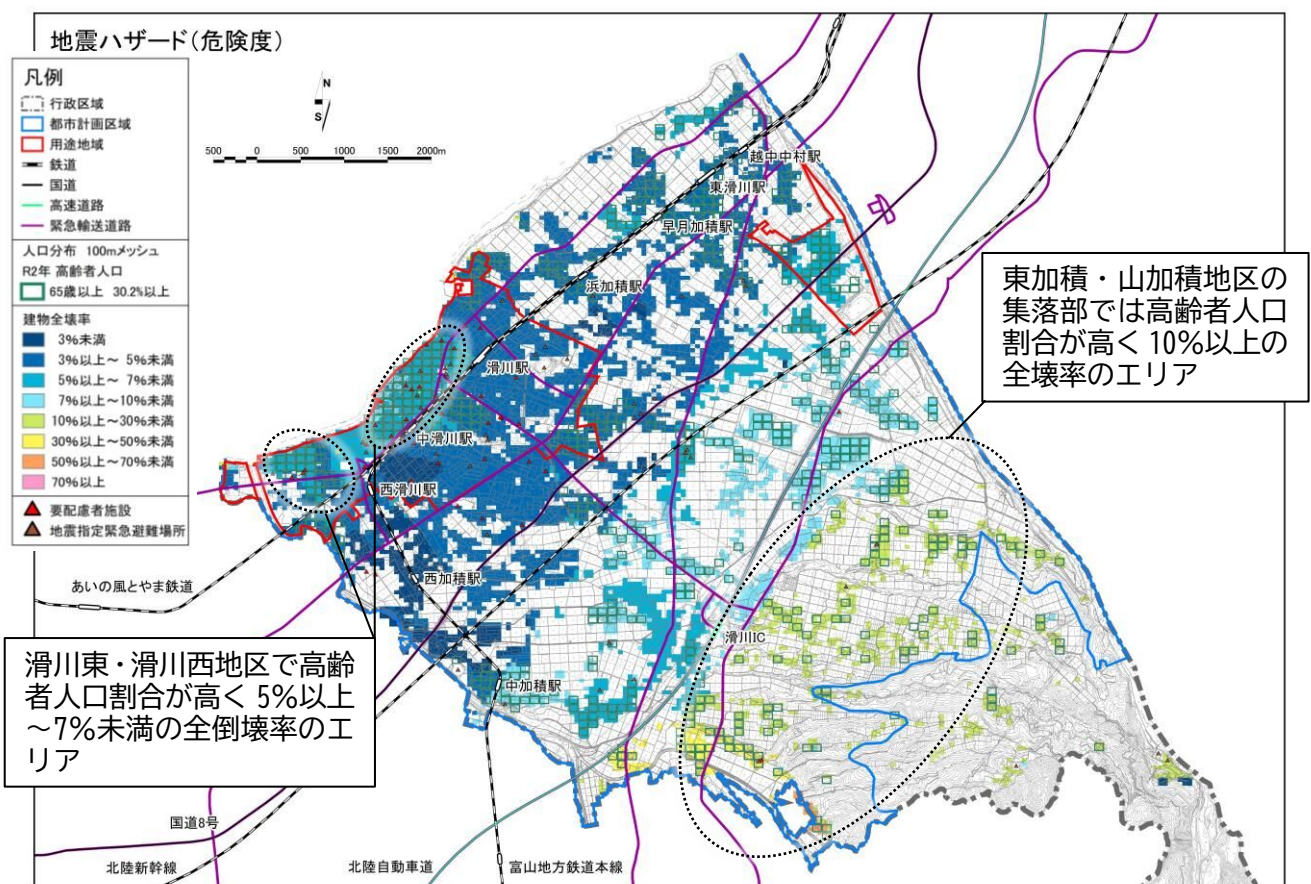


図 危険度マップ

資料：滑川市地震ハザードマップ（H22.12）

②津波

ア 津波浸水深

津波浸水深をみると、沿岸部の滑川東地区、滑川西地区の高齢者人口割合が高いエリアにおいて、速い流れに巻き込まれるおそれがあるとされている0.3m以上（気象庁より）の浸水想定区域があり、災害リスクが高くなっています。

また、要配慮者施設の立地もみられます。

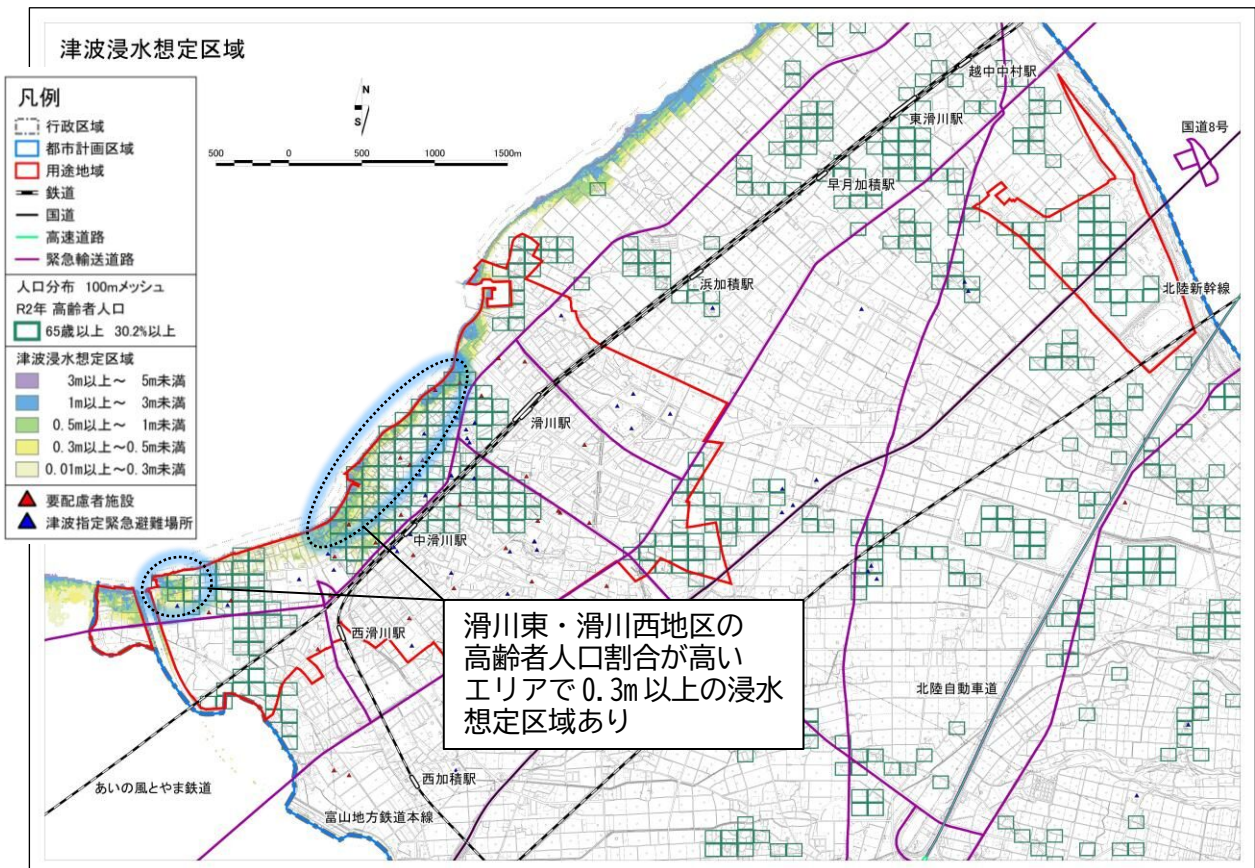
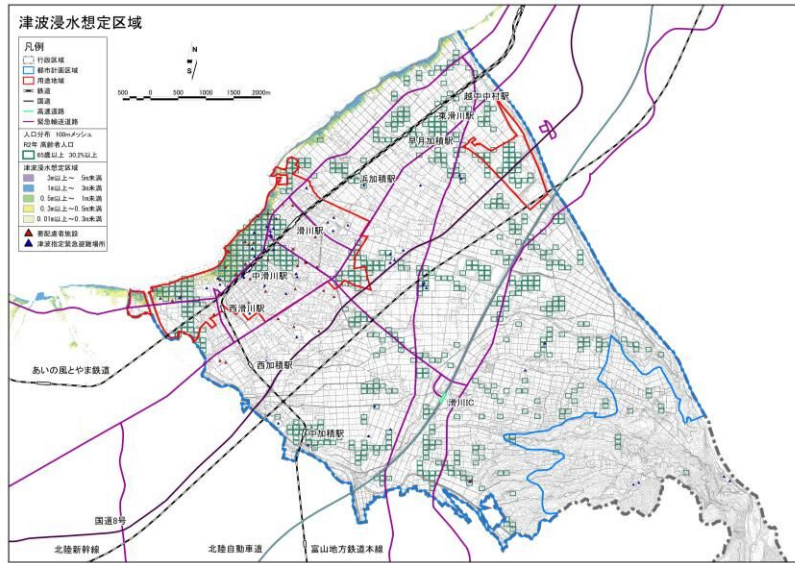


図 津波浸水深

資料：滑川市津波ハザードマップ（R7.3）

イ 津波浸水開始時間

津波浸水開始時間をみると、沿岸部の滑川東地区、滑川西地区の高齢者人口割合が高いエリアにおいて、津波発生から30分未満に浸水する区域があり、避難の遅れによる人的被害発生のおそれがあります。また、要配慮者施設の立地もみられます。

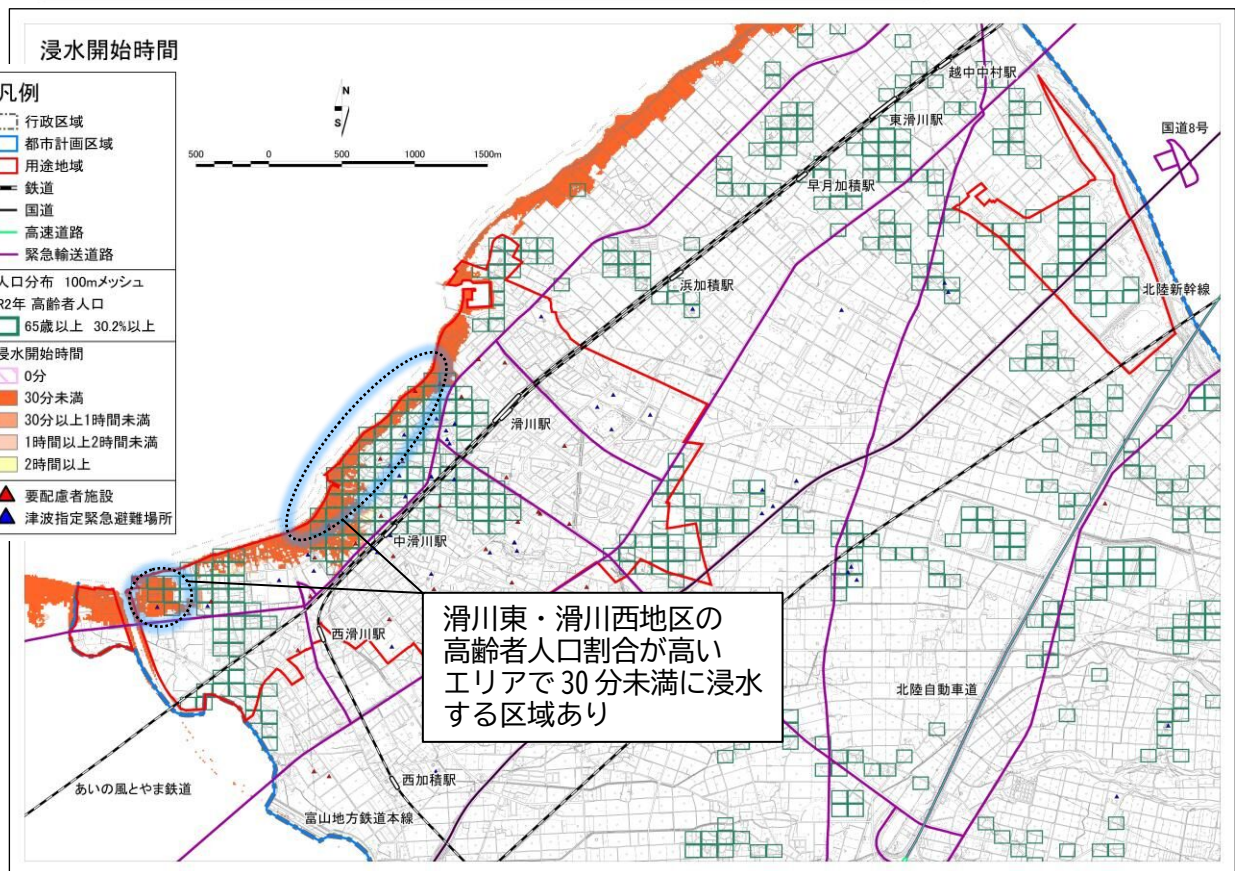
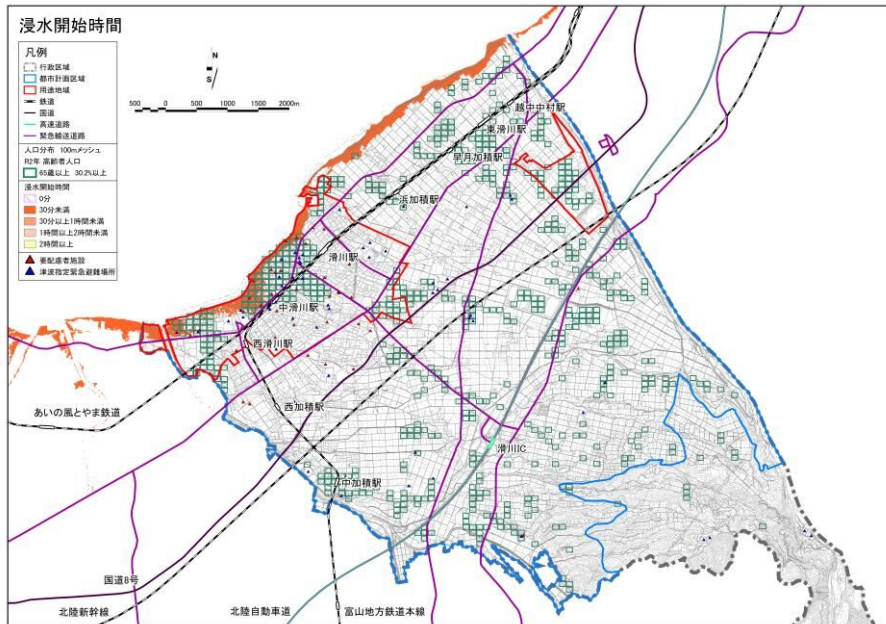


図 津波浸水開始時間

資料：滑川市津波ハザードマップ（R7.3）

③土砂災害

土砂災害（特別）警戒区域等の状況を見ると、東加積地区、山加積地区の山間部において、高齢者人口割合が高いエリアの一部がハザードに指定されており、災害リスクが高くなっています。また、山加積地区の緊急輸送道路の一部で土砂災害（特別）警戒区域が指定されており、道路の分断等により早急な救助や支援物資等の提供が困難となるおそれがあります。

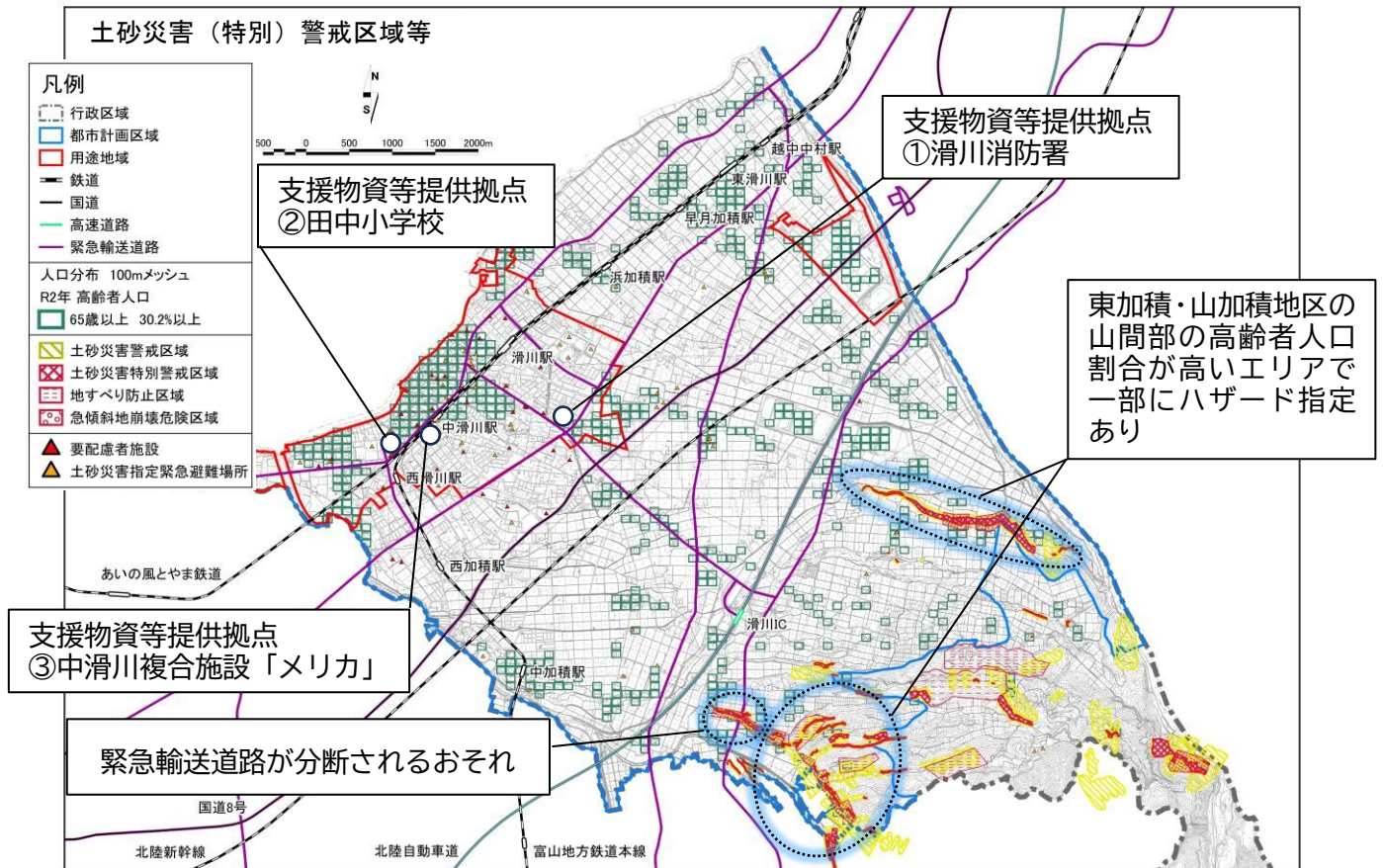


図 土砂災害（特別）警戒区域等

資料：滑川市土砂災害ハザードマップ（R6.3）、国土数値情報（R3作成）

④洪水

ア 計画規模（50年に1回程度）

用途地域内の滑川西地区、西加積地区の高齢者人口割合が高いエリアの一部で0.5m以上～3.0m未満の浸水が発生するおそれがあります。

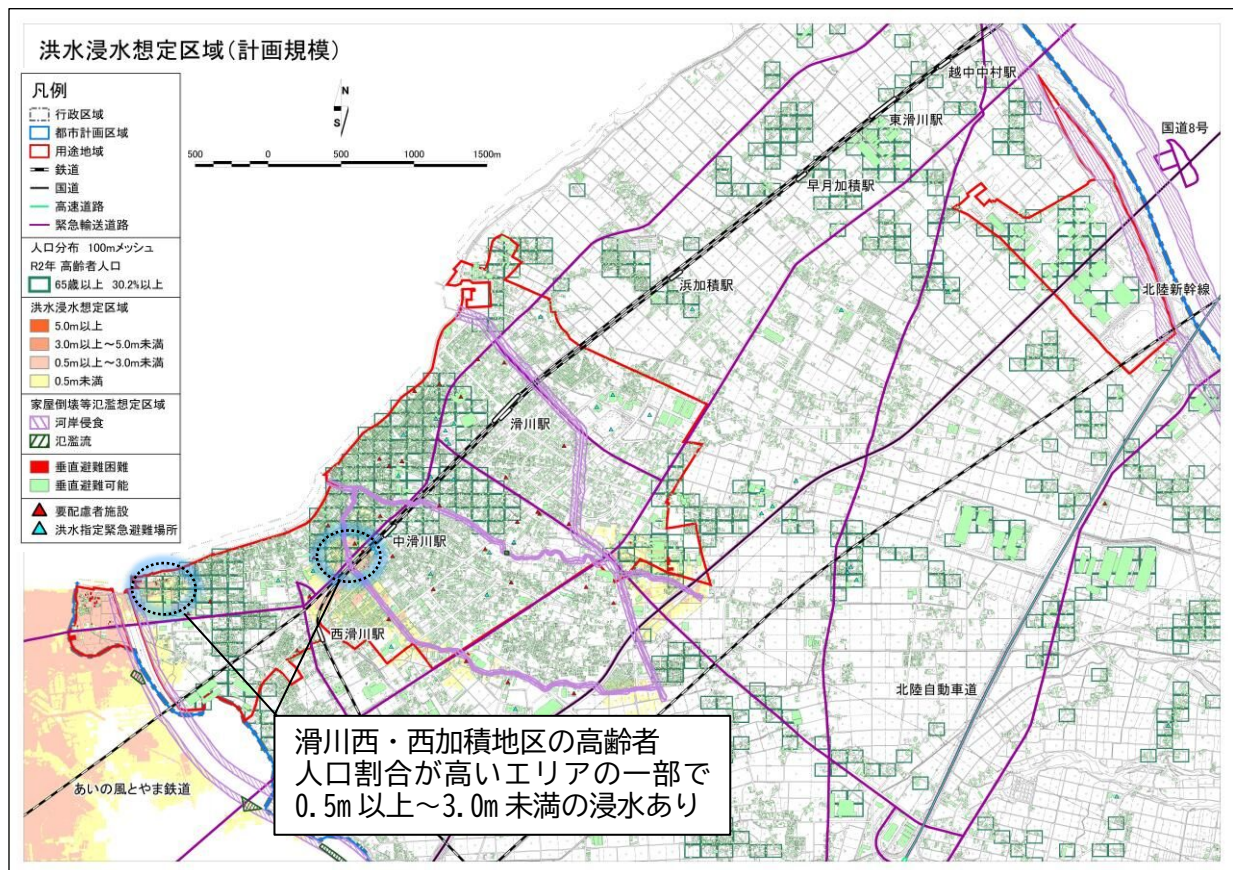
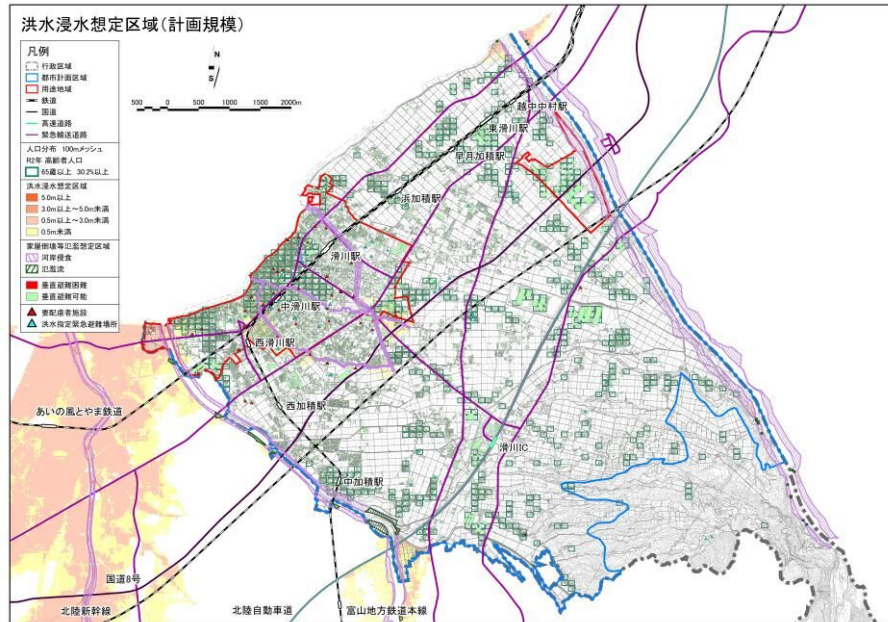


図 計画規模

資料：滑川市洪水ハザードマップ（R5.3）

イ 想定最大規模（1000年に1回程度）

用途地域内のあいの風とやま鉄道以西の滑川東地区、滑川西地区、西加積地区の広範囲において、高齢者人口割合が高く、垂直避難が困難な建物が多く立地するエリアで0.5m以上～3.0m未満の浸水が発生するおそれがあります。

また、要配慮者施設の立地もみられます。

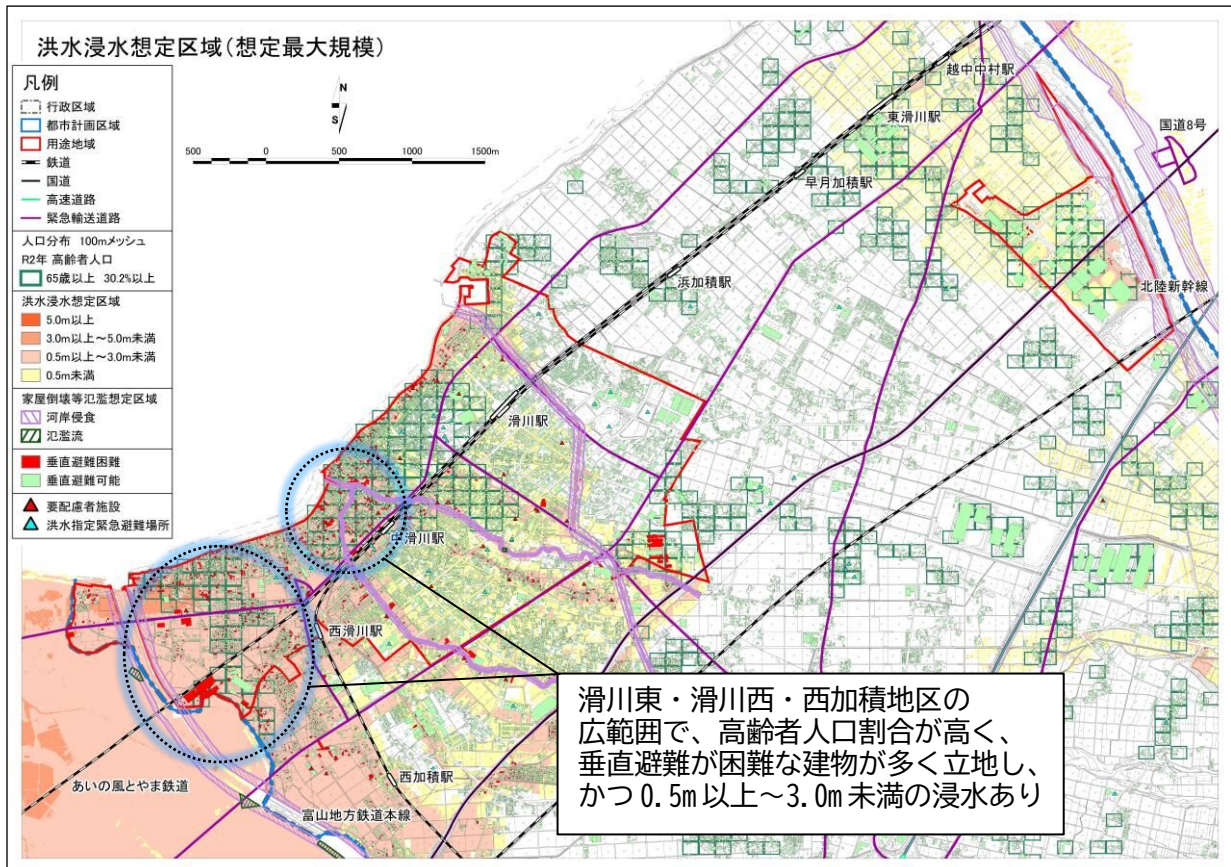
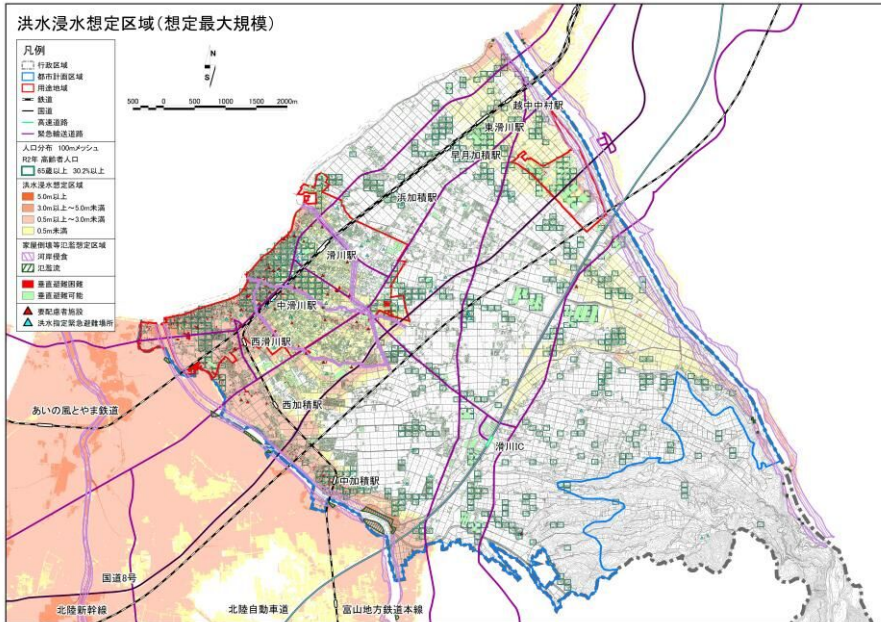


図 想定最大規模

資料：滑川市洪水ハザードマップ（R5.3）

⑤ため池

山加積地区の一部において、上市町のため池に起因する浸水想定区域に指定されています。高齢者人口割合が高いエリアの一部が0.3m以上～1.5m未満のハザードに指定されており、災害リスクが高くなっています。

なお、本市にはため池が設置されておらず、ため池ハザードマップを作成していないため、上市町のため池浸水想定区域データを活用しています。

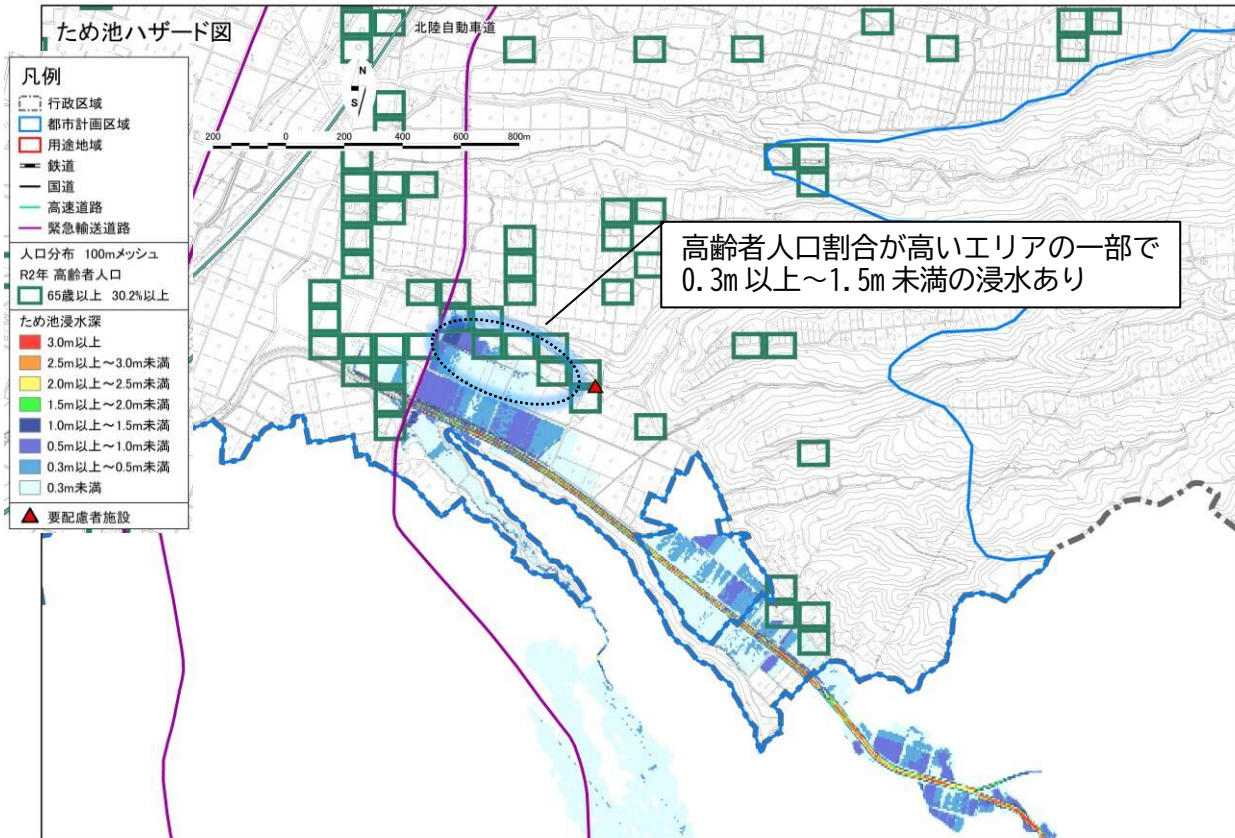
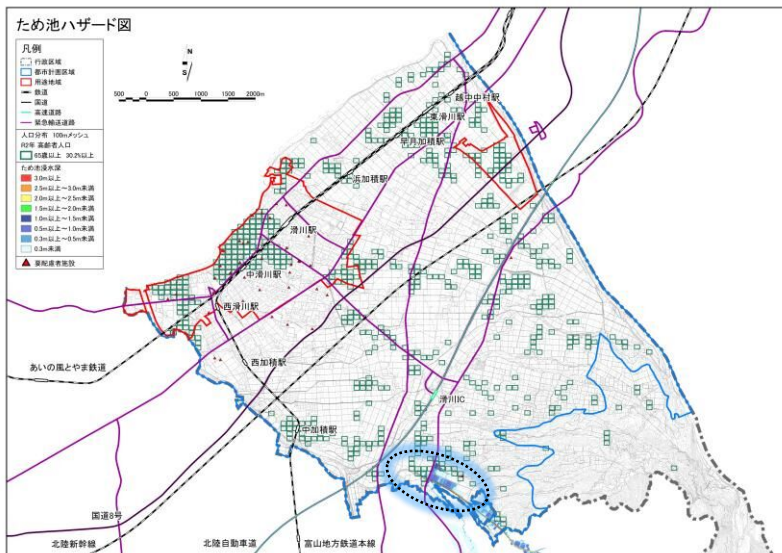


図 ため池浸水想定区域

資料：上市町ため池浸水想定区域データ 富山データ連携基盤

(<https://ckan.tdcp.pref.toyama.jp/es/dataset/toyama16000-reservoir-possible-flooding-area-kamiichi>)

(5) 防災に関する課題の整理

災害リスクの内容を踏まえ、防災に関する課題を地区別に整理します。

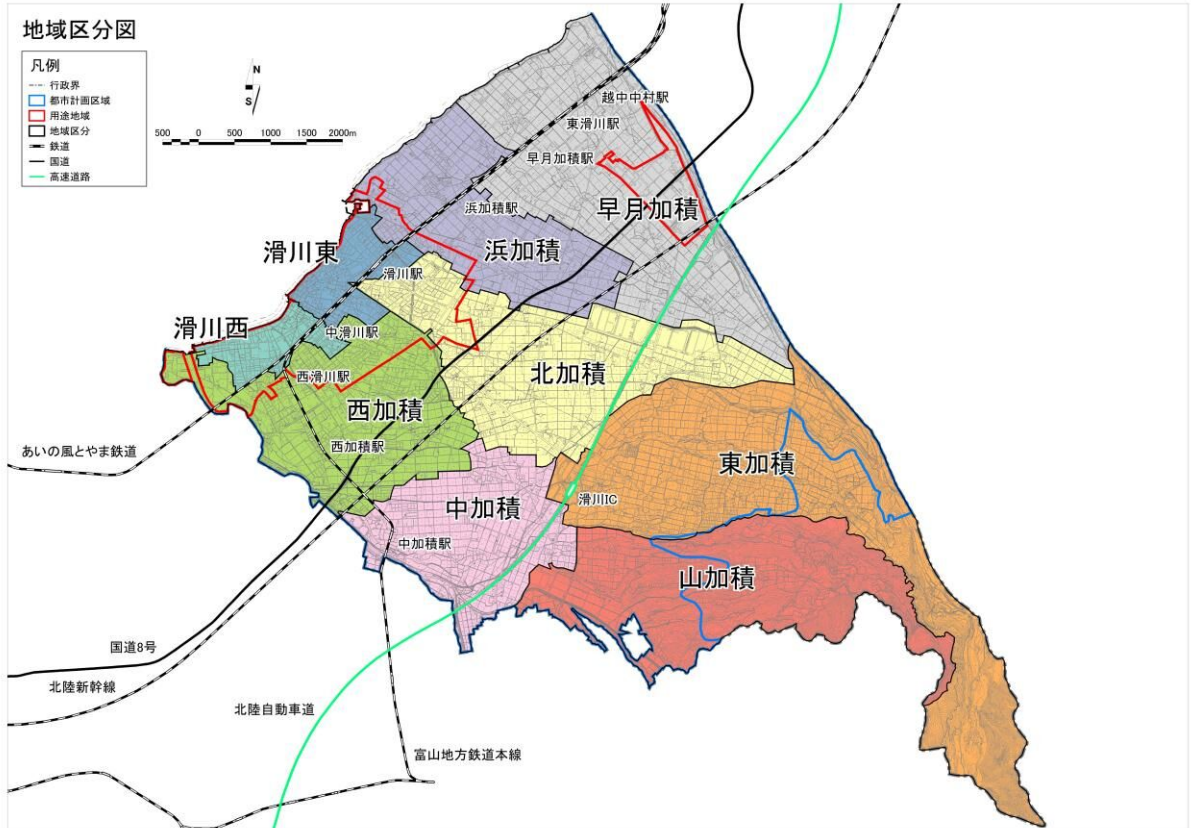


図 地域区分図

ハザード	地区	課題
地震	全地区	<p>【建物倒壊への備え】                      高齢者人口割合が高く、昭和 56 年以前の基準で建てられた木造住宅が多い地区内で建物倒壊による甚大な人的被害が発生するおそれがあり、その備えとしての木造住宅の耐震診断・耐震改修を促進する必要があります。</p> <p>【がけ崩れ対策】                      緊急輸送道路の分断により、早急な救助や支援物資等の提供が困難となるおそれがあり、がけ崩れの対策を推進する必要があります。</p>
津波	滑川東地区 滑川西地区 浜加積地区 早月加積地区 西加積地区	<p>【最短 3 分で到達する津波への迅速な避難】                      沿岸部から急いで避難することへの理解を助け、市民がどのような経路・手段でどこまで避難するのかを実践できるようにしておく必要があります。</p>

ハザード	地 区	課 題
土砂災害	東加積地区 中加積地区 山加積地区	<p>【適切な避難指示】 国や県と連携し、適切な避難指示を行えるよう、日頃から準備が必要です。</p> <p>【土砂災害の未然防止対策】 土砂災害の未然防止を図るため、県による砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策の実施を促進する必要があります。</p>
洪水	全地区	<p>【広範囲にわたる浸水への対応】 計画規模・想定最大規模と、それぞれに雨量は異なりますが、市内の広範囲で洪水により浸水するおそれがあります。 特に滑川東地区、滑川西地区、西加積地区では、高齢者人口割合が高く、垂直避難が困難な建物が多く立地するエリアで0.5m以上～3.0m未滿の浸水が発生するおそれがあります。 そのため、要配慮者等の早期避難のための取組や河川整備などにより安全度を高めるための取組を推進する必要があります。</p>
ため池	山加積地区	<p>【適切な避難指示】 県や近隣市と連携し、適切な避難指示を行えるよう、日頃から準備が必要です。</p>

## (6) 防災に関する取組の方針

防災指針の作成に際しては、上位計画である「滑川市総合計画」、「滑川市国土強靱化地域計画」及び「滑川市地域防災計画」をはじめとした防災関連計画と方針や施策の内容の整合性を図ることとし、各種災害リスクを網羅的に把握し、ハード及びソフト対策の取組の方針を定めます。

### 第5次総合計画

#### 【基本施策】

防災・減災・危機管理体制の推進

### 滑川市国土強靱化地域計画

#### 【基本目標】 いかなる災害等が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること。
- (4) 迅速な復旧・復興がされること。

### 滑川市地域防災計画

#### 【基本方針】

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 減災に向けた災害予防  | (2) 地域防災力の向上     |
| (3) 災害防災力の向上    | (4) 応急対策と避難環境の整備 |
| (5) 災害対策本部の機能強化 |                  |

これらを踏まえ、本防災指針に定める基本方針は、以下のとおりとします。

**「自助」・「共助」・「公助」による災害リスクの低減**

(7) 具体的な取組の整理

「自助」・「共助」・「公助」による災害リスクの低減、という基本方針を踏まえ、具体的な取組内容について、整理を行います。

ア 地震

取組1	地震に強いまちづくりー「面的な視点」による対策						
取組内容	<p>地震発生の防止は不可能であり、また、活断層を震源とする内陸型の地震については、現在、予知することも困難とされています。発生した場合、市全体に大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼすことが予想されます。</p> <p>これら被害を最小限に食い止めるため、道路、河川、公園（緑地）、を骨格とした延焼遮断帯の形成、被災後にオープンスペースの確保となるような各種都市施設の整備推進及び建築物の耐震不燃化を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延焼遮断帯の整備、防災ブロックの形成</li> <li>・公園・緑地、道路、河川・海岸及び港湾等の整備</li> <li>・建築物の火災耐力の向上促進・耐震化及び落下物対策・ブロック塀対策の推進</li> </ul> <p>また、救援物資の輸送等重要な役割を担う道路については、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図っていきます。</p>						
事業区分		「自助」					
ハード	ハード	「共助」	「公助」	実施	県	実施	市内
ソフト		「公助」		主体	市	地域	全域

## イ 津波

取組2	地区別の避難経路・手段、どこまで避難するのかの事前検討						
取組内容	<p>令和6年（2024年）1月1日能登半島地震の際には、津波情報から想定外の避難行動による混乱が生じ、避難車両による渋滞が頻発するなどの課題が生じています。</p> <p>原則、徒歩による避難とし、どういった経路で、どこまで避難するのかの事前検討の必要性について、周知を図っていきます。</p> <p>また、滑川西地区に多いとされる、幅員が狭い、「狭あい道路」の解消についても検討します。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「自助」 「共助」 「公助」	実施 主体	市民 市	実施 地域	滑川東地区 滑川西地区 浜加積地区 早月加積地区 西加積地区

取組3	発生する津波の最大予測情報の収集、急いで山側やあいの風とやま鉄道線路側へ逃げることへの理解・実践						
取組内容	<p>津波ハザードマップの正しい理解から正しく恐れることへつなげていくこと。</p> <p>最短3分で到達するとされる津波の最高水位や浸水想定区域を把握し、「垂直避難」・「水平避難」・「在宅避難」の判断を行い、逃げる時間があるときは、山側やあいの風とやま鉄道線路側へ逃げることへの意識付けを図っていきます。⇒滑川市津波ハザードマップ</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「自助」 「共助」	実施 主体	市民	実施 地域	滑川東地区 滑川西地区 浜加積地区 早月加積地区 西加積地区

ウ 土砂災害

取組4	砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策の実施						
取組内容	<p>膨大な数となっている富山県が管理する砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊防止施設は、損傷が著しいものや、老朽化が進行しています。</p> <p>これらは、生命及び財産を守る重要な設備であり、その機能及び性能を適正かつ計画的に維持・確保していくことが重要であるとされ、長寿命化計画を定め、①定期的な点検の実施、②施設の健全度と重要度に応じた対策の「優先度」の設定及び③予防保全型の対策によるライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を基本方針とし、維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施していくものとされています。⇒富山県砂防設備長寿命化計画、富山県地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画</p> <p>市としても、急傾斜地崩壊対策事業の促進について、国や県に対し、重点事業要望として、強く働き掛けてまいります。</p>						
事業区分							
ハード	ハード	「自助」		実施	県	実施	東加積地区
ソフト		「共助」	「公助」	主体		地域	中加積地区
		「公助」					山加積地区

取組5	土砂災害の前兆現象の把握・周知						
取組内容	<p>大雨による土砂災害（土石流・急傾斜地崩壊（がけ崩れ・地すべり））からの避難情報は、気象予測やパトロール等からの報告を含めて総合的に判断して発令されます。</p> <p>避難情報は、高齢者等避難→避難指示→緊急安全確保の順に警戒レベルが高くなります。</p> <p>まずは土砂災害の危険性のある場所を、土砂災害ハザードマップなどで確認し、気象・雨量情報の収集に加えて、土砂災害の前兆現象を捉えることが、土砂災害から生命を守ることとなります。</p> <p>土石流：山鳴りがする。急に川の流が濁り流木が混ざっている。 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。腐った土のにおいがする。</p> <p>地すべり：沢や井戸の水が濁る。地面にひび割れができる。斜面から水がふき出す。家や擁壁に亀裂が入る。家や擁壁、樹木や電柱が傾く。</p>						

	<p>がけ崩れ：がけに割れ目が見える。がけから水が湧き出ている。がけから小石がぱらぱらと落ちてくる。がけから木の根が切れる等の音がする。</p> <p>以上について、市もパトロール等の際には、確認することとしていますが、市民の方々によって、事前に危険が予測できるよう周知を図っていきます。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「自助」 「共助」 「公助」	実施 主体	市民 市	実施 地域	東加積地区 中加積地区 山加積地区

取組6	富山県土砂災害警戒情報支援システム及び富山県土砂災害警戒メール配信サービスの活用						
取組内容	<p>富山県土砂災害警戒情報支援システムは、富山県と富山気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を補足する情報を掲載しています。</p> <p>土砂災害に関する情報がまとめられており、また、土砂災害警戒情報メール配信サービスでは、大雨による土砂災害のおそれがある時に市町村長が発令する避難勧告等の判断の支援や、住民の自主避難の参考となるよう、防災情報を受信できます。</p> <p>当該システム及びサービスについても周知を図っていきます。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「自助」 「公助」	実施 主体	市民 市	実施 地域	東加積地区 中加積地区 山加積地区

エ 洪水

取組7	早月川・中川・上市川・白岩川・常願寺川の維持管理						
取組内容	<p>それぞれ、河川整備基本方針が定められており、洪水や山地部の土砂崩壊等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、ハザードマップ作成のための災害関連情報の共有・支援に加えて、水防体制の維持・強化、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進することとされています。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ハード	「自助」 「共助」 「公助」	「公助」	実施 主体	国 県	実施 地域	市内 全域

取組8	沖田川中流域における治水対策の促進						
取組内容	<p>本市の中央部を流下する延長3,280mの二級河川「沖田川」は、利治水対策上極めて重要な河川であります。</p> <p>あいの風とやま鉄道・富山地方鉄道以北の下流域においては、治水対策が図られたところではありますが、あいの風とやま鉄道・富山地方鉄道以南の中流域では、依然として、集中豪雨時に氾濫危険水位を超えることから、引き続き対策が急務な状況であり、断続的に工事が進められているところでもあります。</p> <p>市としましては、沖田川中流域における総合的な治水対策事業の促進について、重点的な要望を継続してまいります。</p>						
事業区分		「自助」		実施		実施	滑川西地区
ハード	ハード	「共助」	「公助」	主体	県	地域	西加積地区
ソフト		「公助」					

取組9	砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策の実施（取組4再掲）						
取組内容	<p>膨大な数となっている富山県が管理する砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊防止施設は、損傷が著しいものや、老朽化が進行しています。</p> <p>これらは、生命及び財産を守る重要な設備であり、その機能及び性能を適正かつ計画的に維持・確保していくことが重要であるとされ、長寿命化計画を定め、①定期的な点検の実施、②施設の健全度と重要度に応じた対策の「優先度」の設定及び③予防保全型の対策によるライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を基本方針とし、維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施していくものとされています。⇒富山県砂防設備長寿命化計画、富山県地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画</p> <p>市としても、急傾斜地崩壊対策事業の促進について、国や県に対し、重点事業要望として、強く働き掛けてまいります。</p>						
事業区分		「自助」		実施		実施	東加積地区
ハード	ハード	「共助」	「公助」	主体	県	地域	中加積地区
ソフト		「公助」					山加積地区

取組 10	「内水浸水想定区域図」の作成及び公表						
取組内容	<p>強い雨が降ると、排水用の水路や小河川は、能力不足や排水先の河川の水位上昇に伴い、水位を増して真っ先に溢れ出します。</p> <p>このようにして起きる洪水を「内水氾濫」と呼び、洪水ハザードマップで示される河川氾濫などによる洪水とは異なるものです。</p> <p>市では、洪水ハザードマップが対象とする河川の堤防の決壊や河川から溢れた水による浸水よりも発生頻度が高い内水による浸水対策として「内水浸水想定区域図」を作成及び公表します。</p> <p>これらにより、住民自らの災害対応、住民同士の助け合いによる災害対応を促進し、被害の最小化を図ります。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「自助」 「共助」 「公助」	実施 主体	市民 市	実施 地域	市内全域 (但し、都市計 画区域のみ)

### オ たため池

取組 11	たため池災害の周知・避難経路の確認						
取組内容	<p>大地震や大雨等で、農業用たため池が決壊した場合に備え、日頃から自主的に避難経路を確認しておくことが必要です。</p> <p>隣接する上市町に位置するたため池が決壊した場合は、下流域である本市山加積地区における災害リスクが高まります。こうしたリスクがあることについて、市民の方々に周知を図り、自主的な避難経路の確認につながるようにします。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「自助」 「公助」	実施 主体	市民 市	実施 地域	山加積地区

カ 【滑川市地域防災計画より】 地震、津波、風水害、雪害、事故及び原子力

取組 12	適正な避難指示のための情報伝達ルートの構築・確認						
取組内容	<p>市は、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の習熟に努めておきます。</p> <p>○全国瞬時警報システム（J-ALERT） ○緊急地震速報                  ○防災行政無線 ○富山県総合防災情報システム ○緊急速報メール                  ○災害情報共有システム（L-ALERT） ○LINE 等各種 SNS</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「公助」	実施 主体	国 県 市	実施 地域	市内 全域

取組 13	緊急輸送道路の点検・整備						
取組内容	<p>防災上、脆弱な道路区間が存在しており、災害時に備えた強靱なみちづくりを推進します。⇒滑川市幹線道路網計画</p> <p>また、国や県では、北陸圏域道路啓開計画を作成し、被災地までの啓開するべきルートを設定し、事前に関係機関と認識を共有するとともに、訓練等を通じて、実行性向上、継続的改善を進めることとしています。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト ハード	「自助」 「共助」 「公助」	「公助」	実施 主体	国 県 市	実施 地域	市内 全域

取組 14	指定避難所への暗証番号式の鍵保管庫の設置						
取組内容	<p>災害時に「電気が使えなくなったら」、を想定し、暗証番号を入力することで解錠できる避難所の鍵保管庫を主要避難所 24 か所に設置し、施設ごとに解錠担当者となった市職員が速やかに施設解錠できるように備えておきます。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ハード	「自助」 「共助」 「公助」	「公助」	実施 主体	市	実施 地域	市内 全域

取組 15	地区防災計画及び個別避難計画の作成・周知						
取組内容	<p>地域の特性や想定される災害、平時の防災活動や災害時の行動を地域のみみんなで考え、話し合いながら作成する地区防災計画の作成を支援し、災害に強いまちづくりを進めます。</p> <p>ひとり暮らし高齢者の方や障がいのある方などの要支援者が、実際に被災した際に、『誰と』『どこへ』『どのように』避難するのかを、本人に関わる福祉専門職や民生委員・自治会・町内会などの地域の方々とともに作成、事前に定め、いざという時に備えます。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「自助」 「共助」 「公助」	実施 主体	市民 市	実施 地域	市内 全域

取組 16	避難所及び要配慮者利用施設の把握・避難経路の確認等						
取組内容	<p>地域住民や行政も含めた関係機関と密接な連携を取りながら、地域ごとの災害リスクを踏まえた災害発生を想定した実践的な防災訓練や町内会・自主防災組織の避難訓練を実施し、地域の防災力向上を目指します。</p> <p>各種ハザードマップや避難所開設状況等の情報配信サービス「VACAN（バカン）」の周知・普及に取り組むとともに、ハザードマップを正しく理解することにより、災害を正しく恐れることにつなげていきます。</p> <p>高齢者施設、病院、学校など、特別な配慮が必要な人が多く利用する要配慮者利用施設においては、災害時に施設利用者の迅速かつ安全な避難を確保するための「避難確保計画」による把握に努めます。</p> <p>また、令和6年（2024年）1月1日能登半島地震の際には、津波情報から想定外の避難行動による混乱が生じ、避難車両による渋滞が発生していたことから、平時からの避難手段や避難経路の確認、及び「垂直避難」・「水平避難」・「在宅避難」の判断についても呼び掛けていきます。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「自助」 「共助」 「公助」	実施 主体	市民 市	実施 地域	市内 全域

取組 17	屋内外の安全対策						
取組内容	<p>災害発生時に、家具の転倒・落下・移動による怪我や火災の発生を防ぐため、固定や配置を工夫することを推奨します。また、地震時の電気に起因する通電火災の防止のため、感震ブレーカーの設置を推奨します。これらは、避難経路の確保にもつながり、ひいては、在宅避難時の空間確保にもつながることにもなります。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「自助」	実施 主体	市民	実施 地域	市内 全域

取組 18	防災行動計画（タイムライン／マイ・タイムライン）への理解・実践						
取組内容	<p>大雨によって河川の水位が上昇する時や多発するその他の自然災害時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、命を守る避難行動のための一助とするものです。</p> <p>その検討過程では、市が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、どのようなタイミングで避難することが良いのか、また、その他の災害時にはどう行動するのかを自ら考え、さらには、家族や地域と一緒に考えるものです。</p> <p>住民の方々が考える「マイ・タイムライン」、「地区タイムライン（地域の防災行動計画）」と連携できるよう、また地震・津波等の災害時においても実行性のある「市タイムライン」の策定・更新を行っていきます。</p>						
事業区分 ハード ソフト	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	「自助」 「共助」 「公助」	実施 主体	市民 市	実施 地域	市内 全域

取組 19	避難時の備蓄品・非常持出品の準備						
取組内容	<p>災害に備えて平時から、備蓄品や非常持ち出し品の準備をしておくことを啓発・推奨します。</p> <p>在宅避難も想定した上で、各家庭での性別・年代によって異なる必需品やペットについても考慮し、準備しておくこととします。</p>						
事業区分		「自助」		実施		実施	市内
ハード	ソフト	「共助」	「自助」	主体	市民	地域	全域
ソフト		「公助」					



取組 20	災害時の非常備蓄品の準備						
取組内容	<p>災害発生時に、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品の供給が円滑に行えるよう、品目や数量を適宜見直し、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うよう、また、速やかな物資供給のため、備蓄拠点配置最適化に係る検討などの準備に努めます。</p>						
事業区分		「自助」		実施		実施	市内
ハード	ソフト	「共助」	「公助」	主体	市	地域	全域
ソフト		「公助」					

取組 21	災害応援協定の締結内容の整理確認、被災時の応援協力依頼						
取組内容	<p>大規模な災害発生時の人員や物資の不足が懸念されるなかであっても、迅速かつ適切な応急対策の実施に向け、市では、他市町村や民間企業等の方々と協定を結び、応援協力の確保の充実に努めています。締結内容及び応援協力依頼の整理・確認など、訓練の際に行い、平時からの備えとします。</p>						
事業区分		「自助」		実施		実施	市内
ハード	ソフト	「共助」	「共助」	主体	事業者	地域	全域
ソフト	ハード	「公助」	「公助」		市		

取組 22	事前復興まちづくり計画の策定						
取組内容	<p>多様な大規模災害への備えがますます重要になってきているなかで、災害発生により、市街地等が壊滅的な被害を受けた場合を事前に想定した、事前復興まちづくり計画の策定が求められています。</p> <p>人口減少等を鑑み、適切な規模での復興まちづくり事業を行うことは、地方公共団体の持続可能な経営上も望ましい、とされていることから、当該計画を策定し、被災後、速やかに復興に向けた始動ができるようにしておきます。</p>						
事業区分							
ハード	ソフト	「自助」	「公助」	実施 主体	市	実施 地域	市内 全域
ソフト		「共助」 「公助」					

(8) スケジュールの設定

災害リスクに対する取組のスケジュールを以下に整理します。

着手済み⇒実施・働きかけ継続  未着手又は計画段階⇒実施完了へ向けて 

災害 リスク	取組 No.	取組内容	事業区分 ハード ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	実施 主体	実施地域	断続的な実施計画		
							短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
地震	1	地震に強いまちづくり— 「面的な視点」による対策	ハード	「公助」	県市	市内全域			
津波	2	地区別の避難経路・手段、どこまで避難するの かの事前検討	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民市	滑川東地区 滑川西地区 浜加積地区 早月加積地区 西加積地区			
	3	発生する津波の最大予測情報の収集、急いで 山側やあいの風とやま 鉄道線路側に逃げるこ への理解・実践	ソフト	「自助」 「共助」	市民	滑川東地区 滑川西地区 浜加積地区 早月加積地区 西加積地区			
土砂 災害	4	砂防事業、急傾斜地崩 壊対策事業等の対策の 実施	ハード	「公助」	県	東加積地区 中加積地区 山加積地区			
	5	土砂災害の前兆現象の 把握・周知	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民市	東加積地区 中加積地区 山加積地区			
	6	富山県土砂災害警戒情 報支援システム及び富 山県土砂災害警戒メー ル配信サービスの活用	ソフト	「自助」 「公助」	市民市	東加積地区 中加積地区 山加積地区			
洪水	7	早月川・中川・上市川・ 白岩川・常願寺川の維 持管理	ハード	「公助」	国県	市内全域			
	8	沖田川中流域における 治水対策の促進	ハード	「公助」	県	滑川西地区 西加積地区			
	9	砂防事業、急傾斜地崩 壊対策事業等の対策の 実施(取組4再掲)	ハード	「公助」	県	東加積地区 中加積地区 山加積地区			
	10	「内水浸水想定区域図」 の作成及び公表	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民市	市内全域 (但し、都市計 画区域のみ)			
ため池	11	ため池災害の周知・避 難経路の確認	ソフト	「自助」 「公助」	市民市	山加積地区			

着手済み⇒実施・働きかけ継続



未着手又は計画段階⇒実施完了へ向けて



災害リスク	取組No.	取組内容	事業区分 ハード ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	実施主体	実施地域	断続的な実施計画		
							短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
滑川市 地域 防災 計画  地震 津波 風水害 雪害 事故 原子力	12	適切な避難指示のための 情報伝達ルートの構 築・確認	ソフト	「公助」	国 県 市	市内全域	→→→→→		
	13	緊急輸送道路の点検・ 整備	ソフト ハード	「公助」	国 県 市		→→→→→		
	14	指定避難所への暗証番 号式の鍵保管庫の設置	ハード	「公助」	市		→		
	15	地区防災計画及び個別 避難計画の作成・周知	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民 市		→→→→→		
	16	避難所及び要配慮者利 用施設の把握・避難経 路の確認等	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民 市		→→→→→		
	17	屋内外の安全対策	ソフト	「自助」	市民		→→→→→		
	18	防災行動計画(タイムラ イン/マイ・タイムライ ン)への理解・実践	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民 市		→→→		
	19	避難時の備蓄品・非常 持出品の準備	ソフト	「自助」	市民		→→→		
	20	災害時の非常備蓄品の 準備	ソフト	「公助」	市		→→→→→		
	21	災害応援協定の締結内 容の整理確認、被災時 の応援協力依頼	ソフト ハード	「共助」 「公助」	事業者 市		→→→→→		
22	事前復興まちづくり計画 の策定	ソフト	「公助」	市	→				

※上記の取組内容は、「滑川市地域防災計画」より抽出整理。  
 ※雪害・事故、原子力については、災害リスク分析の対象外。

## (9) 防災指針の目標値

防災指針の取組を定量的に分析・評価するため、防災指針における目標値を以下のとおり設定します。

目標指標	現況 令和7年度 (2025年度)	目標 令和28年度 (2046年度)	備考
幹線道路網市道整備延長 事業着手又は完了	-	5,750m	滑川市幹線道路網 計画の目標値
要支援者名簿登録者のうち、 個別避難計画を作成する 優先度が高い方における 計画作成済みの割合	42.02%	100%	第5次 総合計画の 目標値
地区防災計画の作成数	1件	9件	第5次 総合計画の 目標値
飲料水の備蓄量	12,444ℓ	13,392ℓ	第5次 総合計画の 目標値

## 第8章 目標値の設定及び計画の管理と見直し

### 1 目標値の設定及び計画の管理と見直し

立地適正化計画を作成した場合においては、概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである、とされています。

また、立地適正化計画の必要性・妥当性を住民の方々などの関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCAサイクルが適切に機能する計画とするため、目標を定量化することが重要である、とされています。

#### (1) 目標値の設定

本計画における定量的な目標値を以下のとおり設定します。

目標指標	現況	目標
<b>居住誘導区域内の人口密度</b> ※滑川東・西地区（人口集中地区（DID））及び駅南土地区画整地事業地内を中心に緩やかに居住を誘導します。 ※社人研推計に基づく20.3人/haと予測されますが、居住誘導により、それに比べ3人/ha増える目標値の設定とします。 ※目標値は、滑川市人口ビジョン（H27（2015）.10）の将来目標人口の減少率（5.9%）を用いて設定した数値です。 ※居住誘導区域の人口密度の目標は、居住誘導により現実的に達成可能な数値を設定することとされています（国土交通省作成の手引きより）。	<b>【令和2年 （2020年）10月】</b> 24.8人/ha	<b>【令和27年 （2045年）10月】</b> 23.3人/ha
<b>公共交通利用者数</b> ※統計データがある、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道電車及び「のる my car」の利用者/日から算出。 ※目標値は、滑川市人口ビジョン（H27（2015）.10）の将来目標人口の減少率（5.9%）を用いて設定した数値です。	<b>【令和5年度 （2023年度）】</b> 2,788人/日	<b>【令和27年度 （2045年度）】</b> 2,600人/日
<b>地価</b> 固定資産税基準宅地路線価 常盤町531番、外1筆	<b>【令和7年 （2025年）1月】</b> 23,400円/㎡	<b>【令和12年 （2030年）1月】</b> 23,400円/㎡ （維持）
<b>財政状況</b> ※一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額	<b>【令和7年度 （2025年度）】</b> 16,813百万円	<b>【令和12年度 （2030年度）】</b> 15,719百万円

## (2) 目標達成による効果

本計画は、少子高齢化が着実に進行しており、今後、さらに人口減少や少子高齢化を進むことが予想されることから、将来の人口規模や年齢構成に即したまちづくりの検討が必要であるとし、その基本方針を「中心拠点を見つめ直し、地域・生活拠点からのアクセスを向上させ、「住んでみたい、行ってみたい」に加えて、「住んでいて良かった、住んでみて良かった、来てみて良かった」へつなげるまちづくり」としました。

居住誘導区域・都市機能誘導区域及び誘導施策の設定を行った上で、目標値の設定の設定も行い、これらの達成を目指していくことで、持続可能で安全・安心して暮らせるまちづくりへと繋がっていくものと考えます。

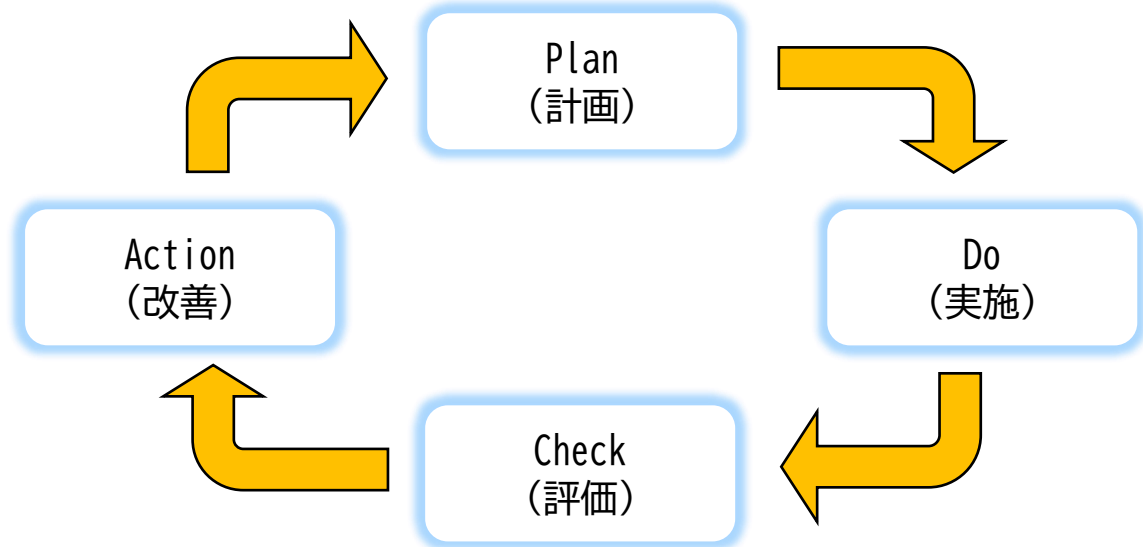
これらの施策や目標を達成することで期待される効果を評価する指標として、効果指標を定め、その目標値を設定します。

目標指標	現況	目標 令和 28 年度 (2046 年度)
市民アンケート調査 住みよいまちの割合 （「住みよい」と「まあまあ住みよい」の合計）	79.6% (R6.12 調査)	80.0%
		(居住誘導区域) 80.0%
居住誘導区域内の新築住宅着工数（累計）	—	500 棟

(3) 計画の管理と見直し

本計画の評価に当たり、目標値の達成状況や効果の発現状況等について適正にモニタリングしながら、分析及び評価することが望ましく、滑川市による評価に加え、滑川市都市計画審議会が、公正かつ専門的な第三者としての立場から評価を行うことも重要である、とされています。

本計画に記載した施策・事業の実施状況について、PDCAサイクルを適切に機能させ、管理と見直しを適宜行っていきます。



(年次)	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28
(都市計画)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	(2035)	(2036)	(2037)	(2038)	(2039)	(2040)	(2041)	(2042)	(2043)	(2044)	(2045)	(2046)
滑川市総合計画	第5次後期基本計画				第6前期基本計画				第6次後期基本計画				第7次前期基本計画				第7次後期基本計画				
滑川市都市計画区域マスタープラン(富山県決定)	都市施設整備について										※都市施設整備について作業				※次計画作業						
都市計画基礎調査	●(作業)						●(作業)						●(作業)				●(作業)				
滑川市都市計画マスタープラン											※次計画作業										
滑川市立地適正化計画	★(Check) ★(Action)				★(Check) ★(Action)				★(Check) ★(Action)				★(Check) ★(Action)				★(Check) ★(Action) ※次計画作業				

図 滑川市立地適正化計画 計画期間イメージ

## 第9章 建築等の事前届出

### 1 居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域に関する届出は、市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。

#### ●届出の対象となる行為（届出の時期）

居住誘導区域を除く滑川市立地適正化計画の区域内で以下の行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務付けられています。（着手する30日前まで）

#### ■届出の対象

開发行為	建築行為等
① 3戸以上の住宅の建築目的の開发行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開发行為でその規模が1,000㎡以上のもの	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①）をする場合

#### ■届出の対象例

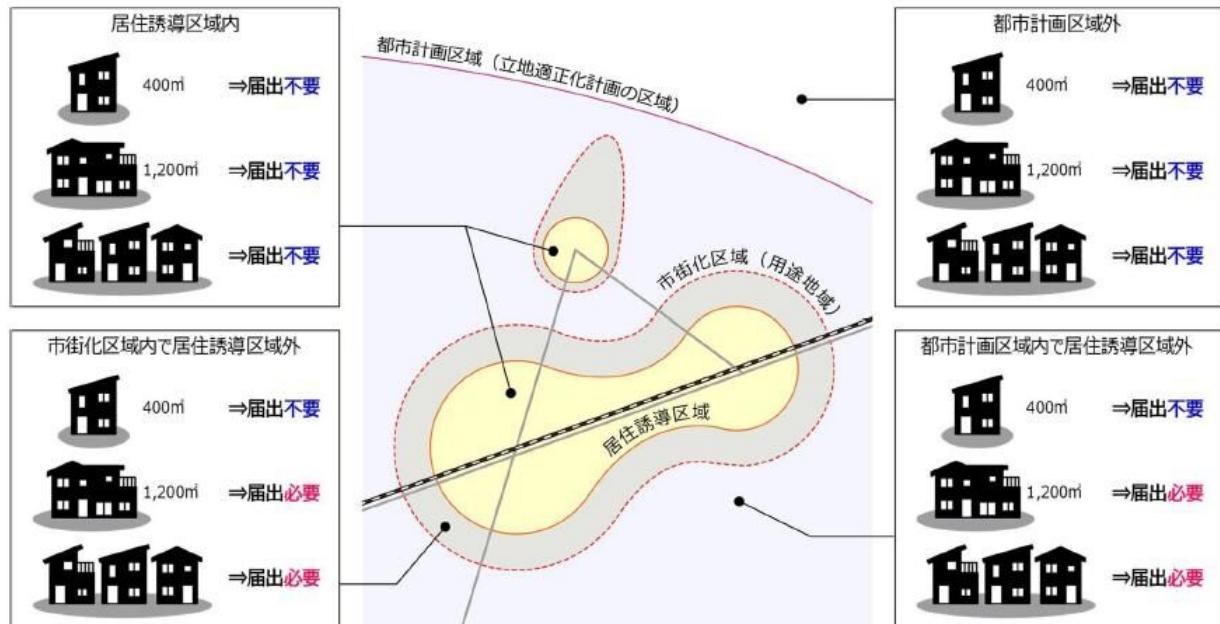


図 居住誘導区域に関する届出対象行為

資料：国土交通省  
「立地適正化計画の手引き【基本編】」

## 2 都市機能誘導区域に関する届出

都市誘導区域に関する届出は、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

### ●都市機能誘導区域外での届出の対象となる行為（届出の時期）

都市機能誘導区域を除く滑川市立地適正化計画の区域内で以下の行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務付けられています。（着手する30日前まで）

#### ■届出の対象

開発行為	建築行為等
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途と変更し誘導施設を有する建築物とする場合

#### ■届出の対象例（病院を誘導施設としている場合）

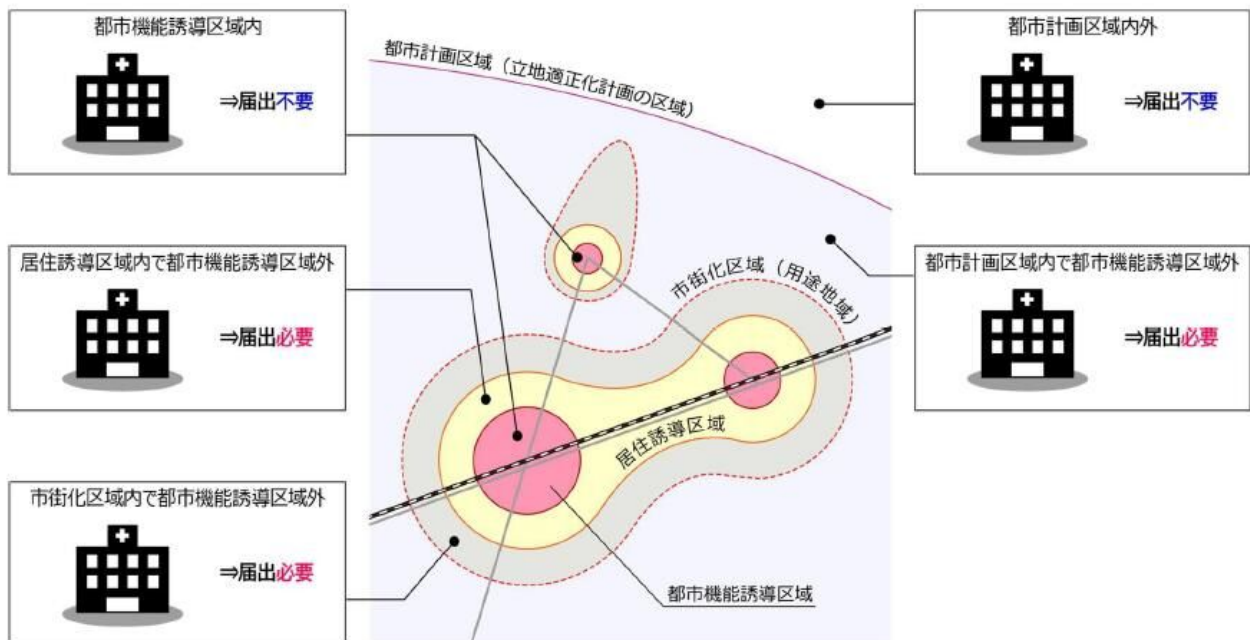


図 都市計画区域に関する届出対象行為

資料：国土交通省  
「立地適正化計画の手引き【基本編】」

●都市機能誘導区域内での届出の対象となる行為（届出の時期）

都市機能誘導区内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、市長への届出が義務付けられています。（着手する 30 日前まで）

### 3 各誘導区域における届出に対する対応

判断 \ 誘導区域	居住誘導	都市機能誘導
各誘導の妨げにならない	当該区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供	税財政、金融上の支援措置等、当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供
各誘導に対し、何らかの支障が生じる	●開発行為等の規模を縮小するよう調整	
	●当該開発区域が含まれる居住誘導区域外の区域のうち、別の区域において行うよう調整	●都市機能誘導区域内の公有地や未利用地において行うよう調整
	●居住誘導区域内において行うよう調整	
	●開発行為自体を中止するよう調整 等	
上記の調整が不調になった場合	●勧告 ●誘導区域内の土地の取得についてのあっせん等の措置を行う努力義務	

※「居住誘導区域」においては、災害レッドゾーンに係る区域において、勧告を受けた者がこれに従わなかったとき、届出者の主たる事務所の所在地、開発区域に含まれる地域の名称等を公表することができます。

### 4 各誘導区域における届出がなされなかった場合や虚偽の届出がなされた場合の対応

届出をせずに届出が必要となる行為をした者や、虚偽の届出をして届出が必要となる行為をした者は、30 万円以上の罰金に処することとされています。（都市再生特別措置法第 130 条）